

平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
12月3日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
12月4日(火)	(午後1時)			(2日目分質疑・討論通告 締切)
12月5日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑(討論・採決)・委員会付託
	本会議散会後 (午前10時)	議会運営委員会	第一委員会室	(一般質問通告締切)
12月6日(木)				
12月7日(金)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
12月8日(土)				
12月9日(日)				
12月10日(月)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
12月11日(火)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
12月12日(水)				
12月13日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会 終了後	議会運営委員会	第一委員会室	
12月14日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	総務文教常任委員会	全員協議会室	
12月15日(土)				
12月16日(日)				
12月17日(月)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
12月18日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決

平成19年第4回(12月)定例会目次

◎ 第1日(12月3日開会)

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	4
散 会	12

◎ 第2日(12月5日再開)

1. 議事日程	13
2. 出席議員	14
3. 欠席議員	14
4. 出席説明員	14
5. 出席事務局職員	14
再 開	15
散 会	22

◎ 第3日(12月13日再開)

1. 議事日程	23
2. 出席議員	24
3. 欠席議員	24
4. 出席説明員	24
5. 出席事務局職員	25
再 開	26
散 会	85

◎ 第4日(12月14日再開)

1. 議事日程	87
2. 出席議員	88
3. 欠席議員	88
4. 出席説明員	89

5. 出席事務局職員	89
再開	90
散会	148

◎ 第5日（12月18日再開）

1. 議事日程	149
2. 出席議員	151
3. 欠席議員	151
4. 出席説明員	151
5. 出席事務局職員	151
再開	152
閉会	196

◎ 審議結果

1. 審議結果	199
2. 諸般の報告	202
3. 議員の派遣について	204

1 議事日程（初日）

[平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成19年12月3日

午前10時開議

於議事室

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第81号 | 財産の取得（史跡地）について |
| 日程第5 | 議案第82号 | 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について |
| 日程第6 | 議案第83号 | 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第84号 | 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第85号 | 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第86号 | 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第87号 | 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第88号 | 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第89号 | 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第90号 | 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第91号 | 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第92号 | 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第93号 | 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第94号 | 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第95号 | 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第96号 | 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第97号 | 太宰府展示館の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第98号 | 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第99号 | 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について |
| 日程第23 | 議案第100号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第24 | 議案第101号 | 市道路線の認定について |
| 日程第25 | 議案第102号 | 太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第103号 | 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第27 | 議案第104号 | 政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第28 | 議案第105号 | 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について |
| 日程第29 | 議案第106号 | 太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について |

- 日程第30 議案第107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第108号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第109号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第110号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第111号 平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第35 議案第112号 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員 |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員 |
| 5番 後藤邦晴 議員 | 6番 力丸義行 議員 |
| 7番 橋本健 議員 | 8番 中林宗樹 議員 |
| 9番 門田直樹 議員 | 10番 小柳道枝 議員 |
| 11番 安部啓治 議員 | 12番 大田勝義 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 安部陽 議員 |
| 15番 佐伯修 議員 | 16番 村山弘行 議員 |
| 17番 田川武茂 議員 | 18番 福廣和美 議員 |
| 19番 武藤哲志 議員 | 20番 不老光幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | |
|------------|-------------|
| 9番 門田直樹 議員 | 10番 小柳道枝 議員 |
|------------|-------------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

- | | |
|------------------|-------------------|
| 市長 井上保廣 | 副市長 平島鉄信 |
| 教育長 關敏治 | 総務部長 石橋正直 |
| 協働のまち推進担当部長 三笠哲生 | 市民生活部長 関岡勉 |
| 健康福祉部長 松永栄人 | 子育て支援担当部長 村尾昭子 |
| 建設経済部長 富田讓 | 会計管理者併上下水道部長 古川泰博 |
| 教育部長 松田幸夫 | 監査委員事務局長 木村洋 |
| 総務・情報課長 木村甚治 | 経営企画課長 今泉憲治 |
| 市民課長 武藤三郎 | 福祉課長 新納照文 |
| 都市計画課長 神原稔 | 上下水道課長 宮原勝美 |
| 教務課長 井上和雄 | |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

- | | |
|-------------|-----------|
| 議会事務局長 白石純一 | 議事課長 田中利雄 |
|-------------|-----------|

書 記 伊 藤 剛
書 記 花 田 敏 浩

書 記 淺 井 武

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成19年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

9番、門田直樹議員

10番、小柳道枝議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの16日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第81号 財産の取得（史跡地）について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第81号「財産の取得（史跡地）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成19年第4回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には年の瀬を控え、公私とも大変ご多忙中にもかかわらずご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

今年は、私が4月の統一地方選挙において市民の皆様の多くのご支援をいただき、市長に当選をいたしまして、1期4年間市政を担当させていただくことになった最初の年でございますが、市民の皆様及び議員各位のご理解、ご支援とご協力により、「誰もが安全で安心して暮らせるまち」、「市民が元気で輝きを放つまち」へ少しずつではございますけれども、着実に進んでおりますことに対しまして、この場をおかりいたしまして、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、選挙公約、マニフェストの実現に向かって様々な施策に取り組んだところでございますけれども、今年1年を振り返り、幾つかを報告させていただきます。

まず、「簡素で効率的な市政運営の推進について」でございますが、去る9月議会におきまして可決をいただきました条例に基づき、10月1日より行政課題を迅速に解決するため、簡素で機動的な組織に改めました。同質集中、異質分散の考え方のもと、福祉の増進と地域社会の活性化を図り、地域の特性を生かしたまちづくりを進め、より質の高い公共サービスを迅速に提供するための組織へと改めました。また、本市の財政改革を推進し、身の丈に合った行政運営を行うために、民間事業者やあるいは意欲ある市民の方々に構成いたします「もっと元気に・がんばる太宰府応援団」を創設をいたしまして、特に歳入面におけますところの様々な提案及び提言をいただいております。

次に、「市民が参画できる市政運営について」でございますけれども、まずこれも同じく、去る9月議会におきまして可決をいただきました条例に基づきまして、市民の皆様のスポーツ活動、文化活動を総合的に支援する観点から、10月1日より公共施設使用料の減免を実施いたしました。さらに、まちづくりの担い手は市民でありまして、その基本姿勢のもと、市民の皆様がまちづくりに自由に参画できる環境を整える第一歩といたしまして、政策や計画等の策定に当たって、その過程を公表し、広く市民の皆様のご意見を求めるため、パブリックコメント制度実施要綱を制定いたしました。10月より施行をいたしております。今後は協働のまちづくりを推進するため、来年1月から各行政区を巡回いたします「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」を実施する予定にしております。市民の皆様方の率直なご意見やご提言を聞か



せていただこうと思っております。

次に、「子育て環境の整備について」でございますけれども、太宰府の次世代を担う子供たちを健やかに育てる環境整備の一つといたしまして、10月より3人以上の児童が保育所に入所している世帯では、3人目からの保育料を無料とし、子育て負担軽減を図っております。

次に、「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）について」でございますが、本市内に九州国立博物館が開館をいたしまして2年を経過したわけでございますが、来館者は当初の予想を大幅に上回しまして、11月には延べ400万人を突破いたしまして、太宰府天満宮参道を初めとする周辺地域でのにぎわいは今も続いておるところでございます。去る10月31日には天皇皇后両陛下も、同館をご視察され、ご称賛をいただきました。今後はこの九州国立博物館を生かした取り組みを積極的に展開し、「市内のどこでも楽しみながらめぐることができる」というまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

まだまだ就任1年目でございますが、取り組み途中の施策やこれからの施策など課題も数多く残っておりますけれども、未来をしっかりと見据え、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」、「市民との協働のまちづくり」、このことを基本に今後も積極的に情報を発信し、市民と語り合いながら、絶えず市民の目線に立って、市民本位の政治を展開してまいりたいと考えております。

来年も市民の皆様及び議員各位のご理解、ご支援とご協力をいただきながら、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向け、私自身先頭に立ちまして、全職員の英知を結集し邁進していく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご提案を申し上げます案件は、財産の取得1件、指定管理者指定18件、市道路線の廃止1件、市道路線の認定1件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、条例の廃止1件、補正予算6件、合わせまして32件の議案を上程をさせていただいております、ご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号「財産の取得（史跡地）について」ご説明申を申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力によりまして、着実に進んでいるところでございます、深く感謝を申し上げます。

今回取得を予定しております土地につきましては、特別史跡大宰府跡（蔵司跡）に位置しております、本市におけますところの最重要箇所と位置づけておるところでございます。このたび相手方との協議が調いまして、年内に買い上げをいたしたく提案するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第22まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第22、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第22までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第82号から議案第99号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から議案第84号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」をご説明申し上げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選考委員会の審査の結果、太宰府市体育センターにつきましては株式会社エルベックを、太宰府歴史スポーツ公園及び太宰府市立大佐野スポーツ公園につきましてはシンコースポーツ株式会社九州支店を平成20年度から3カ年にわたり候補者として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2の第3項の規定に基づき、指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第85号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成20年度から2カ年にわたり、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の候補者に選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第86号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第94号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までは、太宰府市立共同利用施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、各施設の所在地の自治会を平成20年度から2カ年にわたり、太宰府市立共同利用施設の指定管理者の候補者として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第95号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」から議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、太宰府市民図書館、文化ふれあい館及び女性センタールミナスについて財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を、大宰府展示館について財団法人古都大宰府保存協会を、太宰府市立老人福祉センターについて社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を平成20年度から2カ年にわたり、指定管理者の候補者に選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23と日程第24を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第23、議案第100号「市道路線の廃止について」及び日程第24、議案第101号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第23及び日程第24を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第100号及び議案第101号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第100号「市道路線の廃止について」ご説明を申し上げます。

今回、廃止を提案いたしております六反田道線、水城駅・口無線、フケ・水城駅線につきましては、道路改良によりまして起点・終点に変更になるために、路線を廃止するものでございます。

なお、完成後の再認定の路線につきましては、議案第101号で認定を提案をいたしております。それぞれ道路法第10条第1項の規定に基づき、路線廃止を行うものでございます。

次に、議案第101号「市道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

今回、認定を提案しております北谷・御笠線につきましては、県道筑紫野古賀線の道路改良工事のために認定をするものであり、半田・久保田線につきましては、通古賀地区の都市再生整備計画に基づき整備した路線でございます。また、六反田道線、水城駅・口無線、フケ・水城駅線の3路線につきましては、地域再生計画事業により整備計画を進めている路線であり、迎田・芹田線につきましては、佐野土地区画整理事業により一部廃止になった路線でありま

す。いずれも道路改良により、路線の起点・終点が変更になるため、再認定をする路線でございます。それぞれ道路法第8条第1項の規定に基づき、認定を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25から日程第29まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第25、議案第102号「太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について」から日程第29、議案第106号「太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第25から日程第29までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第102号から議案第106号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第102号「太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について」ご説明を申し上げます。

懸案でありました水事情も好転をし、市内の豊富な観光資源を楽しくゆっくりと回遊することができる滞在型観光にシフトする観点から、宿泊施設を誘致し、太宰府市の産業観光の振興を図り、経済の活性化に結びつけるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

下水道使用料につきましては、同条例中別表におきまして料金を定めておりますが、温泉汚水料金がなく、今回温泉つき宿泊施設より公共下水道接続の申し出がありましたので、温泉汚水の項目を新設し、従来的一般汚水とは別に料金を設定するものでございます。料金は近隣市を参考にし、一般汚水の従量使用料欄の1㎡から10㎡までの単価65円と同額にいたすものであります。

次に、議案第104号「政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改めるなど、関係用語の改正を行うものでございます。

次に、議案第105号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」ご説明を申し上げます。

筑紫地区介護認定審査会事務局担当市町が、平成19年度より太宰府市から那珂川町へ交代することに伴い、この条例を廃止するものでございます。

次に、議案第106号「太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、今まで住居表示審議会委員を福岡法務局筑紫支局と太宰府郵便局から各1名委嘱する関係で、関係行政機関の職員2人と定められておりましたが、今年10月1日に実施された郵政民営化により、郵便局が民営化され、行政機関ではなくなったために、条文の整備を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30から日程第35まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第30、議案第107号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から日程第35、議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第30から日程第35までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第107号から議案第112号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第107号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、緊急を要し既決予算では対応できないもの及び入札減などで生じた不用額等について計上させていただいております。

主なものといたしましては、市民税の調整、10月の機構改革及び人事院勧告に基づく人件費の調整、佐野区画整理事業の終息に伴う公債費の繰上償還、公的資金補償金免除対象分の繰上償還、後期高齢者医療証の郵便料、小学校英語活動等国際理解活動推進事業費、小・中学校学級増に伴う消耗品・備品及び施設整備関係費、水城跡東門広場のトイレ設置工事設計委託料、その他不足いたしておりますじんかい収集運搬委託料、児童手当、国民健康保険事業特別会計繰出金、乳幼児医療費などを追加計上いたしております。

この結果、今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ7億2,525万9,000円を追加させていただき、予算総額を197億1,871万2,000円といたしております。また、あわせて通古賀地区都市再生整備事業及び高雄公園新設事業の繰越明許費2件、指定管理者料及び小・中学校電気工作物保安管理業務委託などの債務負担行為の追加11件、財源確定に伴う地方債の変更2件について補正をさせていただいております。

次に、議案第108号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ3,418万7,000円を追加し、予算総額を64億1,441万3,000円にお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、一般会計と同様に、10月の機構改革及び人事院勧告に基づく人件費の調整を行うとともに、平成18年度療養給付費国庫負担金が確定をいたしましたことから、その精算返還金の増額などを行っております。

歳入につきましては、退職者医療制度に伴います療養給付費交付金及び出産育児一時金繰入金の増額となっております。

次に、議案第109号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ232万6,000円を追加をいたしまして、予算総額を59億7,451万2,000円にお願いをするものでございます。

歳出といたしましては、一般会計と同様に、10月の機構改革及び人事院勧告に基づく人件費の調整による職員給与費を232万6,000円の増を計上をいたしております。

歳入といたしましては、県支出金の過年度医療費負担金で、同額を計上いたしております。

次に、議案第110号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,396万7,000円を追加し、予算総額を33億9,722万1,000円にお願いするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、一般会計と同様に、10月の機構改革及び人事院勧告に基づく人件費の調整、平成18年度介護給付費が確定したことによります返還金及び介護給付費の見込みに対します予算の組み替えによるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、平成18年度からの繰越金でございます。

次に、議案第111号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして、支出を8万1,000円減額し、総額11億9,414万3,000円にするものであります。

資本的収支におきましては、支出を7,940万8,000円増額し、総額5億8,923万9,000円にするものであります。

補正の主な内容といたしましては、職員の変動及び人事院勧告に基づく職員給与費の調整と、企業債償還金について、公的資金補償金免除対象分の繰上償還を追加計上しております。

次に、今回追加しております債務負担行為につきましては、浄水場浄水業務一部委託の契約を今年度中に行い、来年度事業の円滑な執行を図るものでございます。

最後に、議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして、支出を66万4,000円減額し、総額16億4,318万7,000円にするものでございます。

資本的収支につきましては、収入を2億3,750万円増額し、総額11億9,286万4,000円に、支出を2億4,930万円増額し、総額16億2,732万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、職員の変動及び人事院勧告に基づく職員給与費の調整、北谷地区下水道整備工事について平成20年度実施予定分のうち、国庫補助枠の追加に伴い、平成19年度に一部前倒しを行い、工事費2億5,000万円を計上し、その財源として公共下水道事業債1億4,750万円の増額と国庫補助金9,000万円の追加を行うものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月5日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（2日目）

[平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成19年12月5日

午前10時開議

於議事室

- |       |         |                                             |
|-------|---------|---------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第113号 | 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第2  | 議案第81号  | 財産の取得（史跡地）について                              |
| 日程第3  | 議案第82号  | 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について                     |
| 日程第4  | 議案第83号  | 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について                    |
| 日程第5  | 議案第84号  | 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について                 |
| 日程第6  | 議案第85号  | 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について                 |
| 日程第7  | 議案第86号  | 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第8  | 議案第87号  | 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について                  |
| 日程第9  | 議案第88号  | 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第10 | 議案第89号  | 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第11 | 議案第90号  | 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第12 | 議案第91号  | 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第13 | 議案第92号  | 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について                  |
| 日程第14 | 議案第93号  | 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第15 | 議案第94号  | 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について                  |
| 日程第16 | 議案第95号  | 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について                       |
| 日程第17 | 議案第96号  | 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について                    |
| 日程第18 | 議案第97号  | 太宰府展示館の指定管理者の指定について                         |
| 日程第19 | 議案第98号  | 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について                 |
| 日程第20 | 議案第99号  | 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について                  |
| 日程第21 | 議案第100号 | 市道路線の廃止について                                 |
| 日程第22 | 議案第101号 | 市道路線の認定について                                 |
| 日程第23 | 議案第102号 | 太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について                       |
| 日程第24 | 議案第103号 | 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第25 | 議案第104号 | 政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第26 | 議案第105号 | 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について              |
| 日程第27 | 議案第106号 | 太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第28 | 議案第107号 | 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について                 |
| 日程第29 | 議案第108号 | 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につ           |



いて

- 日程第30 議案第109号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について  
日程第31 議案第110号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第32 議案第111号 平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第33 議案第112号 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第34 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願  
日程第35 意見書第7号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 6番  | 力丸義行 | 議員 |
| 7番  | 橋本健   | 議員 | 8番  | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番  | 門田直樹  | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治  | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 安部陽  | 議員 |
| 15番 | 佐伯修   | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂  | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

- |                 |      |                  |      |
|-----------------|------|------------------|------|
| 市長              | 井上保廣 | 副市長              | 平島鉄信 |
| 教育長             | 關敏治  | 総務部長             | 石橋正直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長           | 関岡勉  |
| 健康福祉部長          | 松永栄人 | 子育て支援<br>担当部長    | 村尾昭子 |
| 建設経済部長          | 富田讓  | 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古川泰博 |
| 教育部長            | 松田幸夫 | 監査委員事務局長         | 木村洋  |
| 総務・情報課長         | 木村甚治 | 経営企画課長           | 今泉憲治 |
| 市民課長            | 武藤三郎 | 福祉課長             | 新納照文 |
| 都市計画課長          | 神原稔  | 上下水道課長           | 宮原勝美 |
| 生涯学習課長          | 藤幸二郎 |                  |      |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

- |        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第113号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第113号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成19年第4回太宰府市議会定例会本会議2日目を迎えました。

本日も提案申し上げます案件は、条例の一部改正の1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第113号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、本年8月8日の人事院の給与勧告に伴い、国家公務員の例に準じて条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、民間給与との較差が1,352円、0.35%となっております、給与構造改革におけます給与カーブのフラット化を踏まえて、中高年層は据え置き若年層に限定して給料月額を引き上げ、少子化対策への推進への配慮から子供等に係りますところの扶養手当を500円引き上げ、1人につき6,500円といたします。

また、勤勉手当につきましては本年12月に支給分を0.05月引き上げ、来年度以降この0.05月を2分割いたしました。6月、12月とも0.025月引き上げて0.75月の支給とするものでございます。

以上、添付資料の新旧対照表をご参照いただきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

議案第113号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第81号 財産の取得(史跡地)について

○議長(不老光幸議員) 日程第2、議案第81号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第81号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第18まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第3、議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第18、議案第97号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第18までを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第82号について通告があつていますので、これを許可します。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今回指定管理者が指定されるに当たり、たくさんの業者の方が参画されたと思います。私一番、議案第82号が特に目についたわけです。これは、指定管理者となつた方が長崎県佐世保市の方で、株式会社エルベックになっておるわけですね。

この体育センターというのは、一番市民の方も利用者多いと思います。したがいまして、この体育センターの指定管理者の際にどれだけの応募団体があつたのか、それが1点と。2点目は、機能的な運営を行わせるためには地元の団体あるいは企業が一番好都合ではなかつたのかというふうには私は考えておるわけです。それによってまた税収という問題もあるとも思われますが、このときのそういう応募団体数、それから、なぜ地元企業が取れなかつたかということについてお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず1点目についてでございますけども、応募団体数につきましては、民間企業と地元の関係、関連団体合わせまして4団体でございます。

2点目につきましては、市の広報ですとかホームページ等々で幅広く一般公募いたしまして、施設の経営管理能力等のノウハウを持った関係団体や企業などを公平、公正に審査を行いまして、総合的な判断、判定で高い得点の団体を選定いたしております。

以上でございます。

（14番安部 陽議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） いいですか。

（14番安部 陽議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） これで議案第82号についての質疑を終わります。

次に、議案第83号から議案第97号までについては、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第82号から議案第97号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19と日程第20を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第19、議案第98号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第20、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思つています。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19及び日程第20を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第98号及び議案第99号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21と日程第22を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第21、議案第100号「市道路線の廃止について」及び日程第22、議案第101号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第21及び日程第22を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第100号及び議案第101号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23と日程第24を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第23、議案第102号「太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について」及び日程第24、議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第23及び日程第24を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第102号及び議案第103号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 議案第104号 政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第25、議案第104号「政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第104号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26と日程第27を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第26、議案第105号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」及び日程第27、議案第106号「太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第105号及び議案第106号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第28、議案第107号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第107号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29から日程第31まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第29、議案第108号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第31、議案第110号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第29から日程第31までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第108号から議案第110号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32と日程第33を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第32、議案第111号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第33、議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第32及び日程第33を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第111号及び議案第112号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願

○議長(不老光幸議員) 日程第34、請願第3号「後期高齢者医療制度に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番(武藤哲志議員) ただいま後期高齢者医療制度に関する請願の趣旨について、議長の許可をいただきましたので、説明をさせていただきます。

この請願については、筑紫・朝倉地区社会保障推進協議会、ちくし法律事務所の稲村晴夫弁護士が代表者になっております。

先日も全員協議会で、担当の課長より詳しくこの後期高齢者医療制度についての資料配付、また以前にも説明を受けておりましたが、この医療制度が現在の国民健康保険で一本化されていたのが介護保険として切り離され、今度は後期高齢者医療、しかも前期と後期とありまして、本当に担当部局としては大変な業務が国の制度によって負担を生じることになるわけであります。

また、本日の新聞にも載っておりましたが、国は徴収率低下になりますと、どうしてもペナルティーを科して特別交付金を減額をする、その金額だけでも年間2,500億円を超えるという金額になっているということでもあります。特にこの後期高齢者医療制度については大変厳しい内容でありまして、全国の地方議会、全国市議会でも見直しを求める意見書が全国各地から出されております。

この後期高齢者医療制度は、県ごとになっておるわけですが、全く所得の少ない方についても課税対象になりますし、もし未納になれば健康保険証を取り上げられると。今までは高齢者や乳幼児については健康保険証の取り上げはできないようになっておりましたが、今回からこういう無年金者について、保険料を納付しない場合については健康保険証を法的に取り上げていいという法律内容になっております。こういう状況にありますし、またこの後期高齢者医療制度については、終末医療については自宅でできるだけ迎えていただきたいという、医療も二本立てになっております。本来、高齢者が病院にかかるたびに大変な医療費がかかるということで、できるだけ医療費も抑えたい、医療制限をする、しかも負担も1割負担、2割負担とい

う形に変えてくる、こういう状況で本当に内容的にも問題があります。

それともう一点は、この福岡県は全国47都道府県の中で均等割額が5万935円、所得割額が9.24%という最高額になりました。こういう状況ですので、できれば国、広域連合にやはりこういう負担率が高い内容、また担当から減免の問題についても、所得によっては9割軽減だとか5割軽減、こういう状況もありますが、本当に少ない年金生活、この方々から後期高齢の健康保険料、介護保険料を引いて、本当にわずかな年金で生活をしていくというのは大変な状況であります。そのためにも議会が、少しでも負担を軽くするために、国やそして広域連合に意見書を出していただくことをお願いする請願であります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 意見書第7号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第35、意見書第7号「民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 「民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書」について説明をさせていただきます。

皆様のお手元にありますように、民法第772条第2項は「婚姻の解消若しくは解消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と嫡出推定の規定を定めています。この規定は、もともとは法律上の父親をはっきりさせて子供の身分を早期に安定させるためのものでした。しかし、制定から100年以上たった今、離婚、再婚をめぐる社会情勢の変化などもあり、時代に合わなくなっています。

例えばこの規定があるために、実際には新しい夫との間にできた子供であっても、離婚後300日以内の出生であれば前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入ることになってしまいます。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さず無戸籍となっている方々があります。

そうした方々の救済のため、法務省は今年5月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り医師



の証明を添付することで、現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されています。

しかし、この特例で救済されるのは全体の1割程度で、圧倒的に多いのは対象外となっている離婚前妊娠のケースです。離婚前妊娠に関しては、やむを得ない事情を抱えて離婚手続に時間がかかるケースが多く、救済を求める声が強くなっています。

よって、政府におかれては慎重に検討しつつも、子供の人権を守るため、離婚前妊娠であっても社会通念上やむを得ないと考えられるものについては、現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

あて先は手元にありますように、衆議院議長河野洋平様、参議院議長江田五月様、内閣総理大臣福田康夫様、法務大臣鳩山邦夫様、以上でございます。

皆様方のご賛成をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第7号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月13日午前10時から再開します。

本日はこれを持ちまして散会します。

散会 午前10時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議事日程（3日目）

[平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成19年12月13日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                      |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 藤井雅之<br>(2)     | 1. 子育て支援策について<br>(1) 保育料について<br>(2) 病時保育について<br>2. 多重債務対策について<br>国から提言されている「2009年度までに全自治体で相談窓口設置」について、太宰府市の対応を伺う。                                                                         |
| 2  | 安部陽<br>(14)     | 1. 旧町名の復活について<br>(1) 書類上での町名と日常生活で交わされる町名の矛盾点をどのように感じておられるのか。<br>(2) 旧町名復活についての見解を伺う。<br>2. 文化施設・体育施設の月曜日開設について<br>(1) 財政健全化に際し、サークル活動、市民の趣味をどのような位置づけにしてあるのか、考え方を伺う。<br>(2) 月曜日開設はできないか。 |
| 3  | 福廣和美<br>(18)    | 1. 河川の安全について<br>御笠川の水城橋付近の安全について<br>2. 観光について<br>(1) 今後の見通しについて<br>(2) 海外からの観光客に対する対応について<br>(3) 大晦日の対応について                                                                               |
| 4  | 長谷川公成<br>(3)    | 1. 市内の公園管理、整備について<br>(1) 安全管理について<br>(2) 防犯について<br>(3) 周辺住民とのトラブルについて                                                                                                                     |
|    |                 | 1. 市長の公約である施政方針の実施状況と来年度の予算編成方針について<br>市長は選挙公約の政策を任期中の最重点課題と位置づけ、実施されているが、その実現のために各部局にどのように指示をされてい                                                                                        |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 武藤哲志<br>(19) | <p>るのか伺う。</p> <p>2. 入札制度等の改善計画について<br/>電子入札の導入及び費用対効果の検証や一般競争入札についても検討するとして3年近く経過しているが、地元業者育成の立場にたつての検討がなされたのか明らかにしていただきたい。</p> <p>3. 市民税、固定資産税、国民健康保険税等の減免基準の見直しについて<br/>貧困と貧富の格差が広がっている状況で、払いたくても払えない税金について減免基準として特別の理由だけでなく、生活保護基準の1.2倍の額まで減免の対象を拡大できないか伺う。</p> |
| 6 | 渡邊美穂<br>(4)  | <p>1. 子ども施策に対する市の考え方について<br/>(1) 子どもたちの実態調査について<br/>(2) 子どもの目線から見た街づくり<br/>(3) 子ども施策の根幹となる条例づくりについて</p> <p>2. ガイドヘルパーに対する今後の方針について<br/>(1) ガイドヘルパーの利用状況<br/>(2) ボランティアガイドの実態について<br/>(3) プロの育成について</p>                                                             |

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員  |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員  |
| 5番 後藤邦晴 議員  | 6番 力丸義行 議員  |
| 7番 橋本健 議員   | 8番 中林宗樹 議員  |
| 9番 門田直樹 議員  | 10番 小柳道枝 議員 |
| 11番 安部啓治 議員 | 12番 大田勝義 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 安部陽 議員  |
| 15番 佐伯修 議員  | 16番 村山弘行 議員 |
| 17番 田川武茂 議員 | 18番 福廣和美 議員 |
| 19番 武藤哲志 議員 | 20番 不老光幸 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 市長 井上保廣          | 副市長 平島鉄信       |
| 教育長 關敏治          | 総務部長 石橋正直      |
| 協働のまち推進担当部長 三笠哲生 | 市民生活部長 関岡勉     |
| 健康福祉部長 松永栄人      | 子育て支援担当部長 村尾昭子 |

|         |       |                  |       |
|---------|-------|------------------|-------|
| 建設経済部長  | 富田 讓  | 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古川 泰博 |
| 教育部長    | 松田 幸夫 | 監査委員事務局長         | 木村 洋  |
| 総務・情報課長 | 木村 甚治 | 経営企画課長           | 今泉 憲治 |
| 管財課長    | 轟 満   | 市民課長             | 武藤 三郎 |
| 税務課長    | 宮原 仁  | 福祉課長             | 新納 照文 |
| 子育て支援課長 | 花田 正信 | 都市計画課長           | 神原 稔  |
| 建設課長    | 大内田 博 | 観光・産業課長          | 山田 純裕 |
| 上下水道課長  | 宮原 勝美 | 教務課長             | 井上 和雄 |
| 学校教育課長  | 松島 健二 | 生涯学習課長           | 藤 幸二郎 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 白石 純一 | 議事課長 | 田中 利雄 |
| 書記     | 伊藤 剛  | 書記   | 浅井 武  |
| 書記     | 花田 敏浩 |      |       |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告は、12人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして、2日間で行うことに決定していますことから、本日13日6人、明日14日6人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） おはようございます。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして、2項目質問させていただきます。

1つ目は、子育て支援策についてです。

4月の市長選挙で井上市長はマニフェストにおいて子育て支援策では保育料第3子無料化を打ち出され、10月より実施されています。太宰府市の子育て支援策の新たな局面を迎えたと思えますが、対象人数を見ると、市内8つの保育園で7つの全階層で10人というのが今の現状です。佐野土地区画整理事業が終了しこれから人口増が考えられる状況で、子育て世代の人口が増加するのか、しないのか分岐点になるのが子育て支援策の中身ではないでしょうか。今後一層の子育て支援策を充実させていく上で、2点お伺いします。

1つ目は、保育料についてです。

保育料は国の基準に沿って7階層に分かれ、3歳児未満児、3歳児、4歳児以上という3つの区分がありますが、第6階層及び第7階層の3歳児未満児の保育料がそれぞれ6万1,000円と8万円という高額な状況に対して、3歳児になると両階層とも3万6,280円と大きく引き下げられますが、3歳児未満児を預ける保護者にしてみれば、この金額は決して安い金額とは言えません。核家族化が進み、また出産後も引き続き働くということが定着している現在では、この3歳未満児を保育園に預けるといった状況は多くの子育て世代が直面することではないでしょうか。そういった意味で、3歳未満児と3歳児の保育料の差について、市として何らかの対策を行う必要があると思いますが、見解を求めます。

子育て支援策の2つ目は、病後児保育についてです。

保育園に子供を預けながら働く保護者にとって心配事の一つは、子供の病気の問題です。朝は元気に保育園に行っても、昼に熱を出して迎えに行くということは日常の中でよくあることです。しかし、子供の看病のために保護者のどちらかが場合によっては何日も仕事を休まないといけないというのは、決して簡単なことではありません。職場でも一人一人が受け持つ業務の責任、チーム作業の職場においては一人が休めばそのチーム全体の仕事がストップしてしまうなど、多くの支障を来すおそれがあります。太宰府市内で現在病後児保育を行っている施設は松本小児科1軒だけというふうに向っております。また、その病後児保育の施設では、太宰府市以外の在住者の方も受け入れを行っていることから、満員のときには受け入れを断られることがあると聞いています。一年を通してそういった状況ではないと思いますが、今、冬場のインフルエンザやはしかの流行の時期だけでも確実に利用ができるようにするための対策が必要だと思います。病後児保育の受け入れの充実については、看護師と保育士の増員が必要だと聞いています。まず、各自治体の利用実態を調査して、利用実態に応じて各自治体で必要な費用を案分して負担していただくための増員についての検討をするべきだと思いますが、検討を求めます。一年を通して対応していただきたいと思いますが、当面冬場の病気の流行期だけでも臨時という形で増員を検討していただくことは難しいか見解を求めます。

質問の2つ目は、多重債務対策についてです。

現在、消費者金融を利用して返済できずに多重債務となった人は全国で230万人と言われていています。過酷な取り立てや借金苦による自殺が社会問題化する中で、国や行政の意識も変わり、2009年度までには全自治体で取り組みをと方針を打ち出しています。多重債務から来る国保税や市民税などの滞納対策とも関連がある取り組みだと思います。行政が多重債務対策について取り組み、他の課との連携を強めることで、生活再建と滞納の改善にもつながると思いますが、太宰府市ではこの問題をどのように受けとめ実施されるのか伺います。

再質問を自席にて行うことを述べまして、本壇からの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子育て支援策についてのご質問でございますので、ご回答申し上げます。

1点目の保育料についてでございますが、現行の保育料につきましては6階層及び第7階層の3歳未満児の徴収金基準額が他の階層基準額と比較し大幅に負担が増えていることについて、市として何らかの助成ができないかというようなことでございますけれども、太宰府市の保育料につきましては、国が示しております基準、それから保護者等の所得の状況に応じた第1から第7までの階層区分での保育料の徴収及び同一世帯で複数児童が通所している場合にありましては、保育料が変更され保護者の負担が軽減される措置によりまして保育料を徴収しておるところでございます。詳細につきましては規則の中にごございますので、おわかりだろうと思います。

第2点目でございますが、病後児保育についてでございますが、病気の回復期にあります児

童を保護者が勤務の都合等によりまして家庭で保育を行うことができない場合の支援策といたしまして実施をしておるところでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当部長の方から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 2点目の病後児保育につきまして補足説明をいたします。

病後児保育事業につきましては、本市の乳幼児健康支援一時預かり事業実施規則に基づきまして、平成17年9月から保育所などに通所します児童等を対象に事業を実施いたしております。利用状況につきましては、はしかや風疹など感染で発症します病気の流行時期には、希望される保護者が利用できにくい状況にあると把握いたしております。このような状況につきましては何か対策が講じられないかということでございますが、利用者の状況につきましては、時期的なものもございますので、現状等を把握しながら今後の課題として受けとめたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まず、保育料の問題についてですね、若干お伺いいたします。

今市長の答弁でもありましたけども、保育料は国の基準に沿って定められているというふうな今答弁ありましたけども、実際にこの筑紫地区の近隣の自治体を見てみましても、お隣の筑紫野市では第6階層のところを独自に導入しまして、太宰府市では第6階層は住民税の課税の関係が18万円以上45万9,000円未満というこれは国の基準に沿って定められている部分だと思えますけども、筑紫野市ではその第6階層のところをですね、18万円以上27万9,000円未満ということで、3歳未満児の保育料5万3,000円という独自の保育料が設定されております。また、筑前町の方では、第6階層を2つに分けまして、18万円以上30万円未満、5万4,900円というですね、自治体独自での保育料の軽減策というのは筑紫地区でも取り組まれている実態があります。確かに保育園にですね、同時に預けられたら減額になるというのは知っておりますけども、まず実際に直面する中で、第1子を預ける段階でですね、保育料がこの規定どおりに一番最初、まだ下に兄弟等がない場合ですね、この状況があると、私もこの一覧表を見たときにですね、これから子供をつくるのが正直この保育料を見たときは怖くなってしまったんですね。正直、こんなにかかるのかというのをまた改めて実感した次第ですけども、自治体独自でもですね、こういった減免というか、独自で保育料を設定するという事は、この筑紫地区の近隣自治体でも行っている事例がありますけども、その点について検討される余地はありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 今のご質問でございますが、本市の財政状況、それから子育て支援ということも重要課題で、市長公約と述べておりますが、全体の財政状況、そういったものも収支ということも検討していく中での重要な要素であろうと思っております。このもと

もと保育料のこの基礎的な保育料が決まっております国の基準、そういったところの中におきましては、保育所の基本単価というものがあります。その中に、基本単価を決めてくるときには、保育所の運営費というものがございまして。その運営費の中で一番大きなものを占めているものは人件費でございまして。そういった中で、なぜ0歳児、乳幼児、3歳未満児の保育料が高額であるかということは、そこにかかわる保育士の配置基準というものが定められております。そういったところにおきまして、0歳児、1歳児、2歳児というところの現実に預かってお世話をしておりますときにかかります保育費用、運営費用、そういったものが他の年齢の階層の方よりも2倍、3倍、そういった形で大きな額になっております。そういうところでこういう国の基準としましても、0歳から3歳未満の方の保育料の額が高い額で設定をされているものでありますけれども、またこの保育料そのものは前年の所得税額で決められておりますので、それだけの収入、所得があった方に対しての保育料という算定になっております。そういうことで、今現在のところは、太宰府市におきましては国の基準をとっておりますが、今後保育料、その階層をどうしていくかというのは、また新たな問題というのは今後の大きな検討課題になってくると思っておりますけれども、今の現時点におきましては、太宰府市におきましてはこの国の基準で進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、部長がおっしゃったことですね、特に0歳から3歳までの子供に手がかかるといふか、安全な保育を進めていく上でも一定の保育所の運営費がかかるといふのは十分にそこは承知しております。ちょっと話がずれるかもしれませんが、今年の夏に北九州の無認可の保育園で子供がですね、車の中に閉じ込められて放置されて熱射病で亡くなってしまうという大変残忍な事件がありましたけれども、これは保育所の安全管理の問題とも絡んできますけれども、その事故を起こした保育園はホームページの中では保育料の安さというのも強調して児童を、子供を集めるということも行っていたというふうに新聞報道等もされておりました。当然小さいまだこれから大きくなっていくという段階のお子さんたちですから、当然そこに保育士の先生を多く配置しないといけないというのもわかりますけれども、やはり預ける保護者からしてみればですね、この部分が少しでも、幾らかでも軽減されればですね、もっと太宰府に住もうという部分も出てくると思うんです。今マンション等の公告が新聞のチラシで入っておりますけれども、そのマンションのチラシを見ていただきますと利便性等をうたっております、小学校まで何分で行けるとかスーパーは近くにあるとかですね。その利便性を見た後に保護者が次にすることといえば、その自治体がどういった暮らしやすい町なのかということで、水道料金の問題だったりとか保育料の問題等も調べていくんじゃないかなというふうに思います。そのときにですね、太宰府市の国の決めたこの基準額の保育料と筑紫野市の独自に導入したこの階層の保育料を見たときにですね、どちらに住もうかというふうに保護者の人は考えると思うんです。少しでも、当然これからマンションを買って住むと仮定したらですね、マンションのローンも払っていかないといけないわけです。そういった部分で少しでも日々



の、月の負担を減らしたいと思っただけですね、やっぱり独自で保育料を軽減している自治体に魅力を感じるのには必然的なことだと思います。ぜひ今後太宰府市としても積極的に人口増に向けて、区画整理事業等も終わってこれから進んでいくと思いますけども、そのときにですね、この保育料が国の基準のままでいいのか、あるいは近隣自治体と比べてちょっと遅れをとっているんじゃないかということもですね、踏まえてその点は検討していただきたいなというふうに思います。

それで、病後児保育の問題ですけども、これは小児科の先生が行っていただくという部分では小児科の先生が当然いないとできないというふうに思いますけども、今ここ最近日本医師会の方も小児科医不足の問題については盛んにテレビでスポットCMを打っておりますが、今松本小児科1軒というふうな現状をですね、今後広げていく展望というものは市としてはお持ちなんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 即答ということでの広げていくという現時点での判断は、今のところございません。なぜならば、ご質問の中にもございましたが、季節的に非常に差がございます。昨年、平成17年度途中から始めましたが、平成18年度1年間の1日平均当たりの利用者数、延べ人数からの利用者数を見ますと1.15人でございます。平成19年度、ただいま現在の1日平均が1.5人となっております。多いときには風邪がはやる、そういうときに入れられないということの切実なる保護者の方々のご要望だろうとは思いますが、今のところ入所定員4人ということで開設をしていただいております。平均が1.5人、伸びて1.5人ほどでございます。そういうところで、この分を他の医院に、ドクターに相談しましても、なかなか市の助成金も少々投入はいたしておりますけれども、現実にはこの事業に対してはボランティア的にもう赤字というところがほとんどでございます。一応利用料金、負担料金も個人1回2,000円いただいておりますけれども、その人件費、そういったものを払いますと、1日その分では賄えません。市の助成金も出してございますけれども、それでもやはり熱心にして下さる医院におきましてはもっともっと人件費を投入しないと経営は成り立っていかないということで、結局は今現在開設していらっしゃる医院、そちらの経営費の中から持ち出していらっしゃる分もあるやに聞いております。そういった中で2軒目ということが今すぐ早急に必要なのかということでございますので、今の時点では2カ所目をという検討はまだ行っていません。ただ、今現在、筑紫野市も検討しているという段階だというふうにお聞きいたしております。現在ありますのは、春日市、大野城市には既に開設をされております。平成20年度あたりにはお隣の筑紫野市もできるのではないかとということでございますので、その辺のところも少し事情が緩和されてくるのではないかとというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今部長の方から答弁で利用実態の平均の数字いただきましたけども、こ

の利用実態の中にですね、太宰府市在住の方と太宰府市以外に在住の方というのはきちんと区分されたものはありますでしょうか。もちろん勤務地が、例えば春日市に住んでも勤務地が太宰府の関係で太宰府市の施設の病後児保育を利用するというのはですね、そこはあるかと思うんですけども、保育園の保護者会の方からもお話ししますと、やはり他市に在住の方も受け入れている関係で満員になっているんじゃないかということも懸念されて、いろいろ部長や市長のところにも保育園の保護者会の方からですね、そういった申し入れも来ていると思うんですけども、そういったことを思っておられるというか、そういったふうに考えておられるところもありますので、今ちょっと2点お伺いいたしますけども、利用実態のですね、太宰府市の状況と他市の方の利用の状況、それと、とりあえず1点です、申しわけありません、訂正します。1点、その状況教えていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 太宰府市在住の方の利用状況ということでございますが、毎月報告を受けておりますけども、市民と市外ということでの区別はしていないところでの実際のただ利用状況ということで報告を受けております。なぜならば、太宰府市がこの病後児保育の支援事業を松本医院にお願いいたしますときに、まずは太宰府市民ということでのお願いをいたしております。ですから、この事業をいたしますいろんな広報、通知、そういったことは太宰府市のこの松本小児科でできるという市民向けの案内でやっております。そこに、先ほど申しました、平均1.5人ぐらいの利用で、あきがありましたときに、お隣の市ですとか、太宰府市に通勤してこられる方が利用なさっている分もたまにはあるかもしれませんが、基本は太宰府市民ということでございますので、分けてはおりませんが、これを医院の方にまた内容を求めるということではできませんので、市内、外のバランスがどうなっているかということは数字はつかめるようにはなっております。今現在のところ、手持ちではその数字は持ち合わせておりません。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今答弁がありましたけども、私の質問を再度述べる形で申しわけございませんけども、まず利用実態を早急に調査していただいてですね、市の財政の状況もあるでしょうから、市が全部そこを持ち出して増員の対応というのがですね、臨時の増員の対応というのが難しい部分もあるかと思っておりますので、ぜひ関係自治体でですね、案分という形での対応はできないのかと、そういったところもぜひ検討していただきたいなというふうに思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 今の件につきましては、今後それぞれまだできていない市あるいはできている市、いろいろ事情も違います。平均的な同じような体制になりましたときに、またその後の方向性をどのようにやっていくかという同じ子育て支援担当部署との協議ということではできませんので、今後時期が来ましたらそういう話、協議はやっていきたいと思いま

す。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくお願いいたします。

最後に項目の1についてですね、全体的なことになりますけども、市長にお伺いいたします。

これは6月議会で渡邊議員の質問に対してですね、市長が答弁の中で言われたのが、市長報酬を1割カットして第3子の保育料無料化のところに充てていきたいなというふうに思っているということを市長は答弁されていますけども、それで私がちょっと気になったのがですね、市長を初め三役の報酬のカットというのはですね、来年の3月までという時限的なものだったというふうに思います。その期限が切れる来年の4月以降はどういうふうになっていくのか、そこら辺のところについて市長の胸のうちをお聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子育て支援につきましては、私は選挙で、また就任したときに、教育の問題あるいは福祉の問題に軸足を置いた行政運営を行うというようなことを申し上げました。そして、お子様を育てられている家庭の中で、家で保育されている方もいらっしゃいます。総じて、安心して保育が楽しめ、そして保育できるような環境をつくっていく必要があるというふうに思っておるところです。負担軽減もまた必要だというふうに思っております。そういった意味合いから、私は第3子の保育料については無料、第2子の保育料については減免規定によりまして2分の1というようなこと、それぞれの市・県民税によります基準値の担税力によって保育料の軽減等々をするようにいたしております。来年の4月以降につきましても、そのときの状況によって判断したいと思っておりますけれども、今財政の好転に向けて努力中でございます。全体的に財政の健全化に向けた努力をしております。そこが回復しますと終了することもありましょうし、継続してまた行うというようなこともございます。ただし、第3子の保育料の無料化については、平成20年4月以降も同様に続ける方針でございます。そういった考え方でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今市長も答弁されましたけども、本当にこの第3子の保育料無料化をスタートしたというのはですね、これは私は大変画期的なことだと思います。この一步をですね、後退させることなく今後いろんな形で子育て支援策を充実させていくということですね、重ねてお願いいたしまして、項目1については終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項について回答を。

市長。

○市長（井上保廣） ご質問の多重債務対策についてご回答申し上げます。

現在全国で約1,400万人が消費者金融を利用し、230万人以上が多重債務に陥っていると言われております。このため、平成18年12月に内閣に多重債務者対策本部が設置をされました。各

自治体に相談窓口を設置する方針が打ち出されたところでございます。また、全国の多重債務者230万人のうち相談窓口等に主体的にアクセスできているのはその2割程度で、約200万人が法律専門家にたどり着いている状況があるようでございます。このように多くの方々がどこに相談したらよいかかわからずに一人で悩み苦しんでいる、そういった毎日を過ごされている現状もありますことから、今後本市におきましても、相談体制の整備あるいは強化は早急に取り組む必要があるというふうに認識をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 多重債務問題の解決といたしまして、国では本年4月に多重債務者救済、支援などの多重債務対策についての多重債務問題改善プログラムが策定されたところでございます。このプログラムの中心は、まず丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備、強化がうたわれておるところでございます。市といたしましても、多重債務者に接する機会の多い各窓口が多重債務者を相談窓口案内し、丁寧な事情の聞き取りと法的アドバイス、さらには必要によっては専門窓口を紹介あるいは誘導、そういうものを行うなど、庁内での連携体制、そういうものを図っていきたくと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その窓口の運用についてお伺いいたしますけども、この窓口の運用のあり方としてですね、まずその多重債務に陥った方の生活をどう再建するのかという視点で運用していただきたいというふうに思います。いろいろ各種税金の滞納の問題とかもありますので、もちろん滞納の解消ということは大変重要なことだと思いますけども、その点で昨日西日本新聞の方に消費者金融プロミスを相手にした過払い金を損害と認定するという判決が確定したという記事が載っておりましたけども、これはインターネットのヤフーにもトップのページに配信されておりましたのでもうごらんになられたかもしれませんけども、この過払いした分の90万円の部分を損害賠償として支払いを命じる判決が言い渡され確定したというふうに、神戸地裁の方で確定したというふうになっております。やはり90万円も過払いした分が戻ってくるということはですね、その後、その多重債務に陥った方が生活を再建する上でもですね、大変大きな資金になるかと思えます。ですけども、例えば過払い分が20万円なら20万円戻ってきて、市の方で、じゃあ滞納がありますからこの20万円全部今回こちらが滞納の対応としていただきますというようなことをしたらですね、結局またその方の生活の再建の部分では、滞納は確かになくなりますけども、その後の生活の部分でですね、全く光が見えてないというふうな状況になりますので、窓口の運用についてはですね、市民の方の生活を再建するという視点で進めていただきたいというふうに思いますけども、今建設経済部長が答弁されましたけども、国のこの方針についてはですね、今後設置するとしたら建設経済部がその窓口になるんでしょうか。そこはどういった形で考えておられるのかお伺いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 窓口の問題につきまして、まず基本的にはこれは設置していかねばならないというふうに理解いたしております。これは2009年までということでございますので、それを待つまでもなく、できるならば早く庁内の体制、そういうものをつくっていききたいというふうに思っております。いろんなマニュアルもございまして、金融庁からのいろんな自治体の紹介、先進的な取り組みをしてあるところもありますので、そういうものを太宰府市版としてできるところをまず第一歩に進めていきたい。私は建設経済部ということで答えておりますけども、今、ご承知と思えますけど、観光課の方に消費者相談コーナー、そういう担当があります。そこに相談があっております。年間170件ぐらいあっておりますけども、そこにあっておるといことがまず事務局といいますか、そういうところになるのかなと、ただ呼びかける窓口は福祉部、学校教育部、市民生活部にあると思えますけども、そういうところの関係課、そういうものを庁内の体制組織をまずは固めてそのプログラムの今後のあり方、当然おっしゃるように生活を自立することが基本だろうと思えますけども、そういうものを立ち上げてどこまでできるのか、どうするのかということも職員自身も勉強していかないかんとというふうに思っております。そういう考えでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今部長の答弁でもありましたけども、これはもう各部、もう本当全市挙げた取り組みというふうになってくるかと思えます。それで、やはり多重債務の問題だけじゃなくて、いろんな相談が寄せられると思えます。これは私のところではなくて、ここにおられる他の議員さんのところにも日々市民の皆さんからいろんな相談事があるかと思えますけども、なかなか議員一人では解決できない難しい相談というのも、私のところにも相談事も寄せられます。そのときにどうしても法律の専門家の、弁護士の先生とかあるいは司法書士の先生に対応をお願いしないといけないというふうなことも出てくるんですけども、やはり相談に来られる市民の方は、どうしても何か法律事務所というところちょっと敷居が高く感じられるというか、なかなかこう最後の法律事務所に、私も一緒に行きますと言ってても、行きますという決断をなかなかされないということも、ちょっと直前になってどうしようかどうしようかと迷われたりするということもあるんですけども、そういった法律の専門家をですね、例えば窓口、これは常設では難しいというのはわかりますけども、例えば月1回ですとか、そういった形で弁護士の先生あるいは司法書士の先生をですね、呼んでもこの多重債務に絞ったですね、相談窓口というのを検討していただくのは難しいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 借り手側の気持ちを考えますと、市にそういう窓口があるということがわかってなかなか訪ねにくいだろうというふうに思っております。まずは、そういう気持ちをまず聞くと、丁寧に聞くということがそれこそ説明のマニュアルでもなっております。ですから、まずは敷居を越えてくると、それが先決じゃないかということと、それと必ず解決

するというようなことをそこで伝えられるかということが基本にまずはなるかなというふうに思います。やっぱり相談に来られたら後はそういう紹介とかですね、そういうものがしやすくなるというふうに思いますけども、まずはそういう気持ちになって、そういう窓口に来てもらうのをどう伝えていくか、啓発していくかというようなことをまずは基本にしたいと、そういうふうに思っております。来られてそういう相談の体制になればですね、いろんな方策あるいはそれこそ組織の中に専門の方も入っていただくとかですね、そういうものができると思いますので、いろんなケースがあろうと思います。議員さんのおっしゃるのは十分わかっておるつもりでございますので、まずは私はそういう体制が先かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひその体制の整備という部分をお願いいたします。近年の多重債務の特徴というのは、従来ですと消費者金融から借りて、1社、2社あるいは3社、4社の消費者金融から借りてもうにっちもさっちもいなくなったというのが今までの多重債務の特徴というふうなことを言われてましたけども、昨年12月の上限金利の引き下げを定めた改正貸金業法が成立してからですね、消費者金融の中でも、消費者金融が早い話、貸し渋りを行っている。もう消費者金融も借り手に無差別に今まで貸していたのが借り手を選別する時代になっていると。それで、消費者金融で借りれなかった人がどこで借りているかといえば、ヤミ金融から借りていると、そういう実態が近年の多重債務の特徴というところですね、報告されております。そういったところのですね、ヤミ金融のこれは、もちろんヤミ金融というのは法律に違反した許されないことですので、そうなってくると市役所の中での対応とですね、場合によっては警察等との連携も必要になってくると思いますが、その点についての検討もしていただけますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 大きくは多重債務問題で貸金業法の改正があったということで、これは今おっしゃるようなこと、基本的には銀行あたりが不良債権、そういうものを解消するというところでいろんな厳しいそういう実態があって、必然的に借り手側がそういう消費者金融あたりに行く、消費者金融あたりも難しくなると、そうするとヤミ金あたりに行くということでの多重債務のそういう悪循環の繰り返しであろうというふうに思っております。ですから、当然今おっしゃるような警察、これは緊急的な対応が必要かなというようにもございます。それはケース・バイ・ケースでそういうことが生じればすぐそういう、変な話、暴力団がついて回るとかですね、そういうものが見えればそういう対応をしなければならぬというふうに思っております。先ほどの即そういうこともできるかという部分については、基本的にはそういうこともあり得るというふうには思っておりますけれども、段階を踏んでですね、いききたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひですね、国は2009年度までにというふうなことを方針として出しますが、日々この多重債務の問題で苦しんでおられる方というのは、もう今すぐにでも、わらをもすがら思いでもどうにかしたいというふうなことをですね、思っておられますので、この点はですね、早急に体制を整えていただいて、広報等での啓発活動も行っていただきますように重ねてお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 通告に従いまして一般質問をいたします。

旧町名の復活について。

「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府市、地域の歴史を刻み、人々の暮らしを町の祭りとともに1,300年からの歴史を持つ三条、連歌屋、馬場、大町、新町、五条、この6町は、太宰府発展の基礎ともなるべく地名でもあり、私たちの町と郷土への誇りとした地名でもあります。

昭和37年に施行された住居表示に関する法律によって、この6町のうち馬場、大町、新町と3つの町名が完全に消えたのであります。旧町名は土地の歴史を刻み、市民の暮らしをあらわし、その土地固有の他の都市に見られない貴重な歴史と文化の遺産であり、その土地の名称によりどのような暮らしをしていたかがわかる歴史と文化が想像できるものであります。したがって、地名は貴重な歴史遺産であり文化遺産でもあり、歴史を語る貴重な地名でもあります。現在使われております地名は、宰府一丁目から六丁目となっております。地名が失われた馬場、大町、新町は、宰府一丁目から四丁目の中にあります。

住居表示が施行されてから約30年、現在の人々は自分の住所を日常会話で人に紹介する場合には、旧町名、すなわち馬場の〇〇さん、大町の〇〇さん、新町の〇〇さんと言って自分の住所を紹介したり、地名のいわれを話しておられます。極端な方は、現在宰府三丁目なので、旧町名と新町名を合わせて三条三丁目の〇〇と言ってある方もおられます。新町名になってからも新町名で自分の住所を言っている方はありません。旧町名を使って自分の住所を紹介してあります。また、体育祭、小・中学校での入学や卒業式名簿、区長会の会合でも旧町名が記されております。このように、30年たっても旧町名で受け継がれていること自体がおかしな自治や町名のあり方ではないでしょうか。このことは、住居表示施行の際に余りにも自治省の指導に従い過ぎた感があるのではないかと思います。すなわち、由緒ある小さな町が範囲の大きな町に整理、統合されました。この住居表示は、土地、地番での住所の表示であったため、郵便物等運送関係者の配達物ができにくい状態になったので、家の張りつけに沿って時計回りになされたのが今日の住居表示であります。したがって、家のあり方をわかりやすくするため、住居表示施行の際には、町名には余りこだわっていなかったと思われま

私は、新町名施行の際に、もう少し研究をされて行われていれば、書類上では幸府何丁目、日常生活では三条あるいは連歌屋、馬場、大町のような二重町名を使わずにできていたのではないかと当時の新町名施行に対し残念でなりません。

現在使われております三条、連歌屋についても、本当の地名の場所ではありません。本家、分家の言い方をすれば、現在の三条、連歌屋、どちらも分家に当たり、本家本元の地名ではありません。よって、私は本家本元に本当の地名をつけていただき、本当に歴史ある地名を語り継いでいただきたいものです。

行政は、常に歴史と文化のまちづくりをうたっており、本物の歴史の町は太宰府であると誇りにしてあります。本物の歴史を伝えるためには、本当の地名に変えて行政名として使うべきだと思います。ちなみに、連歌屋という地名は、天満宮の大樟のところから西へ連なる町筋をいいます。連歌は和歌の上の句、五・七・五と下の句、七・七を違う人が詠み続けていくもので、室町時代には全国的に大流行をしました。既に鎌倉時代末には、連歌の道の神は天満天神であるとの信仰が確立しており、連歌師にとっては天満宮にもうでることが一生の願いでありました。飯尾宗祇を初め名立たる連歌師が参詣し、筑紫道記などすぐれた文芸作品が残されています。馬場という地名は、馬をならす広場より出た語で、後には門前の広場をも馬場と言うようになったと言われております。

このように、町の地名はその町の生活、風習を歴史として受け継いでいる貴重な歴史であり文化遺産であります。藩政期に由来する長い歴史を持つ金沢市、またポルトガル船の入港を初め室町時代からの古い歴史を持ち、西洋文化、中国文化とのかかわりを持つ長崎市、この両市では歴史ある旧町名が復活され推進されております。復活に際しましては、この両市は関係市民の声を尊重し、歴史と文化を大切に、地域への愛着を大事にし、コミュニティづくりを促進するために行われております。また、メリットとして、この両市は旧町名の復活により地域内の交流が深まった、ふるさと教育の推進、地域によるまちづくりの機運の醸成、安全・安心なまちづくり、イメージアップによる経済的効果等を上げられております。このように、旧町名の復活は、市民の皆様を元気づけ、正しい歴史遺産を継承し、誇れるまちづくりに寄与するものと確信し期待するものであります。以上の観点から、私を初め市民の声も、旧町名を復活してほしいとの声が数多く聞かれております。市長としては、この30年からの歩みを見ていただきまして、いまだ書類上での町名と日常生活で交わされる町名の矛盾点をどのように感じておられるのか。また、歴史ある町名を復活し、正しい町の歴史、市民の方が迷わずに堂々と言えるまちづくり、住民がいろいろな行事に積極的に参加されるまちづくりのため、旧町名復活にどのような見解をお持ちか伺います。

次に、文化施設、体育施設の月曜日開設について。

本市は、以前、月曜日も文化施設、体育施設が開設してありました。このときの市民の方の生活は活気にあふれ活発で元気がありました。月曜日閉館に伴い、この利用者はお隣の施設を余儀なく利用されたりしましたが、メンバー減となり元気がなくなりました。また、コミュニ



ケーションも閉館によりサークルの解散、会場の変更等により自分の趣味や運動をやめられ、日常生活にも変化をもたらしております。

財政的に無理であるとのことから端を発したこの月曜日閉館は、市民の日常生活に大変なマイナス面をもたらしております。私は財政的に部ごとの予算減額を行った結果、担当部局での支出減を図られた一つの政策ではないかと推察いたします。

厚生労働省は今盛んに健康づくりに力こぶを入れ、予防対策に努めております。なぜかといいますと、目的は医療費削減のための施策であります。この医療費あるいは福祉予算は今や各自治体の財政を圧迫しております。私もこの財政を全般的に見た場合、一部局だけの問題でなく、総合的な判断のもとに事業や政策を行うべきではないかと思っております。したがって、全体的財政健全化を図るためには、関係部局で協議をされまして、全体的な予算の中で検討していただき、現時点だけを見るのではなく、5年先、10年先までの効果を見据えながら事業や政策を推進すべきだと思います。

現在、月曜日が閉館になっておりますが、サークル活動や市民の趣味に対し、どのような位置づけで見ておられるのか、また考え方について伺います。

私は財政健全化には、月曜日開館をもとのように戻し健康な市民をつくるべきではないでしょうか。このことによりコミュニケーションが図られ、元気な市民、明るい市民、日常生活がリズムカルになり、寝たきりや認知症の減少となり、全体的には財政健全化につながるものと確信いたします。この月曜日開館ができないか、見解を伺います。

後は自席にて再質問をいたします。

○議長（不老光幸議員） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 旧町名の復活について、ご回答申し上げます。

国の「住居表示に関する法律」が昭和37年5月に施行されたことによりまして、本市におきましても昭和58年度から市内の住居表示整備事業を計画的に進めてきております。本年度におきましても、佐野土地区画整理事業の換地処分登記に伴いまして、本年11月27日に大字大佐野、向佐野、吉松の一部約147ha、約2,200世帯を実施したところでございます。来年度は大字向佐野、吉松の一部、平成21年度は現在組合施行中の通古賀土地区画整理事業地内及び大字国分の一部を実施する予定にいたしております。

質問の1点目でございますけれども、旧町名は土地の歴史を刻み、住民の暮らしの中に深く浸透し、その土地に固有のかけがえのないものでもあり、その地域の文化遺産であると思っております。日常生活の中でこの旧町名が交わされておりますことは、地域の交流が深まり、地

域によりますまちづくりの機運の醸成にもつながりました。使われることはよいことだと考えております。

次に、旧町名の復活につきましての見解でございますが、地名でありますとかあるいは町名は、その地域の歴史なり文化なり、人々の生活の営みと密着をいたしまして、永々として伝承されてきております。それを変えるということはまさに100年に一度の大事業ではなかろうかと思っております。利便性は新町名にあると。だが、旧町名はその地域の歴史がはぐくんだものでございまして、歴史を語る無形の財産でもあり、郷愁の響きがございまして。歴史を知ればその土地への愛着が深まったような気持ちになります。地域コミュニティ形成にはなくてはならないものだろうというふうに思っております。そうした歴史あるものを大切にすることは大事でございますけれども、既に定着している町名の変更につきましては、住所変更手続を伴いますため、社会的あるいは経済的な影響も大きいことから、慎重に対応しなければならないと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応回答を聞きまして、認識はきちっととってあるようでございますけれども、最後の住所変更については経済的な面、そういうことでちょっと難しかろうということでございますが、私、金沢市、それから長崎市、どちらともこの経済的な面、予算の面を簡単にちょっと、時間なかったもんですからね、聞いたわけですが、どちらともそんなに負担はないと。と申し上げますのは、ほとんどが職権のできる部分と、結局市の方で、行政のできる部分と個人でしなくちゃならない部分と2つに分かれると思うんですね。個人でなされる部分につきましては、私は郵政省が大体このはがきを印刷していただいて、前のときもそうですけれども、どこでもそういうような協力をしていただいてこの復活がなされてきておるわけです。したがって、経済的なそういう財政的な問題については、努力すればできる、やる気があればできるんですよ。よその市がなぜできて太宰府市ができないか。ただ財政面だけでこういう貴重な歴史の名前が消えるということは私は残念でたまりません。その点をよく心に刻んでいただいて、もう一度市長は、この任期中でもやりますという言葉を知りたいんです。この歴史がね、消されたら、歴史のあるまちづくりと言えないんですよ。ここに、「歩かんね太宰府」、これにも旧町名で出ているんですよ。みんな、町を、ここの新町はこういうところで、新しく大町から分かれてこういうふうになりました、ね。大町は本通りで大きな町やっとなら、そういうことがこの町の中を歩いて言えないんですよ。ここは宰府一丁目、宰府一丁目ってどういう、宰府参りしとったから宰府とつけました、それじゃいかん。本当の連歌屋だとか馬場、そういうところは生活がそこに溶け込んでおったんです。それでそういうことを考えていただいて、もう一度どういう考えがあるのか再度お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま回答したとおりでございますけれども、昭和58年度から本市につい

ては住居表示の取り組みを行ってきたわけでございます。旧町名を残すということについての意義についても、私は安部議員の考え方あるいはご意見等々についてもそのとおりだというように思います。ただ、先ほども申し上げましたように、一定程度、30年この方経緯をしておるというような状況等がございます。既に市民の中に定着化もありましょうし、あるいは社会的、経済的な影響も多いだろうというように思います。あるいは、もっともっと広い意見を聞くということも大事だろうというように思います。それから、もちろん経済的な負担もありますけれども、総合して今行政区の中におきましてはそれぞれの旧町名で行政区が残っております。そのことをどう生かしていくか、今後生かし残していくかというようなこと等を考えていく必要はあるだろうというように思っております。今後、ご提言いただきましたことを含めて、今私が回答いたしておりますので、慎重な態度でもって臨んでいきたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 市長は常に現場主義ですね。一応ね、こういう6町を、まあ五条は大體五条のままずっと終わってきておりますが、連歌屋というところは、連歌屋、三条はついておりますけれども、はっきり申し上げますと、御笠川から山の方はこれは新興住宅だから一丁目、二丁目でもいいと思うんです。それから、現在残されている幸府三丁目、あの辺が三条だったり連歌屋だったりしているんですが、三条何番何号とすれば、一丁目、二丁目はあっちは新興住宅、わかりやすく言えば、こちらは昔からあったんだなという認識も出てくるんですね。そういうつけ方によって、そう難しい問題じゃないと私は考えております。したがって、住民の声を私も十分聞きながら、また市長、それから担当部局につきましても十分聞きながら、ひとつこれを前向きに一日も早く復活されることをお願いしておきます。ここでやりとりしたって、住民の声ももう少し市長自身も聞いていただいて、そういうことで前向きにひとつ頑張ってもらいたいと思います。市長在任中、ぜひともこれを実現することがいいんですよ。

それで、私はよそでもできておるんですから、それをもう一度考え直していただいて前向きにお願いしておきます。

これで第1点目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、ご回答をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 第2項目のまず1点目についてでございますけれども、市内の各施設におけます様々な分野のサークル活動でありますとか趣味活動に多くの市民の皆様方が日々励まされておられます。このような主体的な文化活動の広がりが地域の文化水準を高め、また生涯にわたって豊かな心をはぐくむ原動力でございます。大変喜ばしく、市といたしましてもその環境を整備していかなければならないと、このように思っております。市民に利用しやすい施設としますために、日常的な管理あるいは整備に努めるとともに、本年10月より文化協会であります

とか体育協会などにおきまして活動されております団体に対しまして、施設の使用料減免を実施をしておるところでございます。今後も様々な形で支援していくことで市民の皆様の生涯学習意欲が高まり、生きがいや健康増進につながり、総合的には財政の健全化に寄与していただけるものと期待をいたしております。

次に、2点目につきましては、平成17年7月1日から、経費節減を目的に管理人が常駐しております公の施設につきまして、週の中で利用者が最も少ない月曜日を休館としてまいりました。休館日の設定から2年を経過いたしておりますけれども、実施前と実施後の利用率の比較をいたしますと、実施直後1年間の統計では多少の減少がありましたものの、活動日を他の曜日にシフトしていただくなどの工夫によりまして、現在では実施前の状況よりも増加をしております。したがって、いましばらく状況を見守りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと詳細等につきましては、担当部長の方から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応平成17年まではそういうふうで、月曜日も開館されて年末年始だけの休みだったんですね、以前は。そういうふうで、そのときは皆さんリズムカルにやはり毎日の生活ができておったと思います。ここに総合計画、この中にもですね、成人保健については認知症や寝たきりなどがこの年代になったら起こりやすくなります。この期間をできるだけ短くして、生涯元気に過ごすことができれば、医療や介護の負担が少なくて済むことになりますと、これにもはっきり書いてあるんですね。そういう総合的な見解から私は元気な市民、元気な皆さんが楽しく過ごせればそういう認知症や介護保険、それから医療費が少なくて済むと。恐らく月曜日が1年間で48日ぐらいになるだろうと思います。48日でありますから、1カ所だけやないから、管理のあり方を研究されてですね、今ボランティアの方、あるいはどうしても難しい場合は前もってかぎを渡していただく、外だけですね、うちに入るのはちょっと管理の問題もありましようけれども、そういう外の場合などは前日にかぎを渡していただいて利用していただいて最後の人が返すというような、そういうやり方もあるだろうと思いますので、よく研究していただいて、前向きにひとつこれの善処方、よろしくお願ひしたいと思いますが、その点。そういう研究をされるかどうか、ちょっとお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） この月曜日休館、開館の問題につきましては、安部議員さんの方から前回、いわゆる9月の議会の中でもご質問を受けておりまして、そのときの回答として、十分市場調査をしながら費用対効果も含めて検討しますというご回答をさせていただいております。その後、私の方でいろんな角度から調査をいたしましたけれども、まず先ほど市長が申しましたように、施設の利用者数、これあたりも実施前と実施後の統計をとってみました。そうしますと、実施前のいわゆる平成16年7月から平成17年6月までと、現在、平成18年7月から平成19年6月までの利用者の対比をしてみますと、人数的には約3万5,000人、112%の数字が出

ました。それから、もう一つはやっぱり重要な、もともとこの月曜休館につきましては経済的、財政的な状況もあるということをお申し立てしたので、そうした経費の面あたりも十分調査をいたしますと、例えば中央公民館あるいは歴史スポーツ公園等々、いわゆる管理人が常駐している施設あたりを集計をしてみました。つまり、それら施設を全部月曜日に開館をいたしますと約2,100万円の経費が必要であるという数字が出ております。こうした面から、やはり筑紫地区あたりも総合的に判断して足並みをそろえるという視点からも、現在も月曜日休館という形をとらせていただいております。今先ほど安部議員さんの方からボランティア等々の活用ということもございますけども、今回の議会でも指定管理者制度の導入について今現在お願いをしているんですけども、特に今回いわゆる民間の団体の方に幾つかの施設をお任せするというようなお願いもしておりますけども、そういう面から見まして、いろんなイベント、企画、事業によっては月曜日開館をできるというふうな手法もありますので、それを見分けながら、今後またこういう推移を見ながらこの月曜閉館、開館については検討していきたいというふうには思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今部長からの答弁で2,100万円という数字が出てきたわけですね。私は現時点だけを見るのではなくて、5年先、10年先、これは医療費、なぜ今厚生労働省等が高齢者の方の軽運動等を勧めておるかというのは、やはりそういう健康な高齢者をつくっていくということでの目的でやっておると思うんですね。そういう意味からいたしまして、今後やはりどんどんどんどん職をやめられてそういう高齢社会に入ってこられる方が多くなってくると思います。こういう方が健康なうちにそういうものに入っていだいておれば、そういうような医療費等の削減につながるんじゃないかかと思っておりますので、その医療費とその維持管理費との比較検討を今後進めていただいて、前向きに開館できるように努力していただきたいと思っております。一応そういう医療費、介護費、それと開館した場合の費用との比較検討も含めてしていただきまして、そういうふうで前向きに市民の健康づくりに頑張っていだきたいと思っております。

これをおもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

[18番 福廣和美議員 登壇]

○18番（福廣和美議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり2項目について質問をさせていただきます。

初めに、河川の安全についてお尋ねします。

平成15年7月の豪雨による災害復旧も進み、河川の改修もなされたところでありますが、今その中で御笠川の水城橋付近の川幅が34mで一番狭いところではないかと思っておりますが、今回の質問の趣旨は、その水城橋の橋脚補強のために鋼板で囲いコンクリート固めをされてある部分

の幅が7.6mで、水面からの高さが約1.5mあり、井堰の役目をしているのではないかと、また左岸は大野城市の親水公園となっているため、布団かごを川底に敷き水を引くようにしているため、大雨が降れば水害が発生することは明らかであると地元の方は心配をしておられます。橋下右岸は土砂が山積している箇所もあり、取り除く必要があると思います。現在、護岸の崩壊のおそれがあり、立ち入り危険と平成19年10月23日付で那珂土木事務所用地課管理係の立て札もあり、早急に改善することが望ましいと思いますが、いかがでございましょうか。

次に、観光について、今後の見通しと外国人観光客への対応について、そして最後に大みそかの対応についてお尋ねします。

初めに、国立博物館開館を境に観光客も増加し、約700万人もの来訪者を太宰府市は迎えています。これは、国立博物館の館長を初め太宰府天満宮、観光協会等のご努力のたまものであると深く認識しております。また、太宰府市としても力を入れた施策を講じていますが、つい最近までは年々観光客の減少が目立ち、将来に不安を感じておられた商工業者の方もあったと思います。そこで、今後、今のこの700万人の数字を維持し、また増加していくような施策が求められると思いますが、いかがでしょうか。今後の見通しについて、まずはお伺いをします。

次に、アジアの玄関として九州を観光される韓国、中国、台湾を初め、海外からのお客様が増加の一途を示しています。こういった皆様に対する対応が果たしてうまく行われているのか、大変疑問な点があります。市としてどのような認識か示してください。

最後に、今まで何度となく質問をしてきました大みそかの太宰府館の対応についてですが、今年は午後10時から元日の午前3時まで開館が決まり利用できるように取り計らっていただき、深く感謝を申し上げます。その上で、小鳥居小路としての考えは何かあるのか、お尋ねいたします。

再質問については自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 河川の安全についてお尋ねでございます。ご回答申し上げます。

平成15年7月19日の集中豪雨によります水害によりまして、御笠川の溢水等から、流域内で住居等への浸水被害が多数発生をいたしました。このため、冠水によります道路交通の遮断でありますとかあるいは市民生活に多大な影響を与えました。このために県事業として御笠川の河川改修を施工をされ、太宰府市内は平成18年度に完成をいたしました。しかしながら、水城橋付近は河川拡幅がされていないために、御笠川河川整備計画によりまして御笠川改修促進協議会等を通じて引き続き河川改修をされるよう福岡県に要望してまいりたいと、このように思っております。

次に観光についてでございます。

1点目の今後の見通しについてでございますが、岡倉天心が明治32年、九州に博物館の必要性を説いて以来、約100年に及ぶ官民一体となった誘致運動が実を結びました。平成17年10月

に九州国立博物館が開館したところでございます。開館からの総入館者数が11月には400万人を突破をしたとの報道がありました。このように多くの人々が太宰府市においていただいたのでございます。減少傾向が続いていた観光客数でございますが、国博効果によりまして平成18年度では730万人が太宰府においていただきました。前年度から120万人も増加をしております。市といたしましても、博物館はもとより、それ以外の太宰府の魅力発信にも努め、また観光協会等とも連携を図りながら、太宰府に来てよかったと思っていただけるようにさらに努力をしてみたいと、このように思っております。

2点目の海外観光客対策についてでございますが、国が提唱をいたしておりますビジット・ジャパン・キャンペーンによりまして、福岡県への外国人の入国数につきましても、平成18年度で63万人となっております。過去5年間で28万人増加をいたしております。太宰府市を訪れる外国人観光客の動向に関しましても同様の傾向が見られます。今後、これらハード面の整備もさることながら、ソフト面の充実が大切になってくると思われまします。観光協会でありますとかあるいは商工会等と連携を密にしながら取り組んでまいりたい、このように考えております。

最後でございますけれども、小鳥居小路全体としての取り組みについてのお尋ねがございました。小鳥居小路のまちづくりにつきましては、今後とも地域住民の方々と十分な話し合いを持って、回遊性のあるまちづくりを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 先に部長、あなたに答えてもらった方がいような気がするわけやけど。また再質問、何か一から質問しないといかんような気がしてなんののですが。

市長が言われたように、河川の改修について先にしますけども、今回質問したのはいわゆる全体の河川改修、今言われたのは多分橋のかけかえの問題からの河川改修のことを言われたと思うんですよ。しかし、今そういうところまでの河川改修をしてほしいという質問は私はしたつもりはないので、今回質問したのは、水城橋、老松神社のところでのこの前の大雨のときも水害が多少発生してきていると。それで、わざわざあの橋の下に水がたまるような仕組みになっているからそれを取り除いてはどうかというのが今現状としてとれる対策だろうというふうに思うんですよ。質問の仕方も悪かったかもわかりませんが、土砂がたまっている部分があるわけです。これはもう年々大きくなっていくわけです、あれは。ああいうのはたまっていくわけですから。それを取り除く。上流と下流が広がっているわけですから。取り残されたところには集中してくるわけですよ。そして、そこにはなおかつ大野城市の下大田団地の、余りほかの議員さんはわからん方があるかもわかりませんが、それを説明していたら時間が幾らあっても足りませんからしませんが、その方に水が、日ごろは水が足りないわけですから、少ないものですから、そっちに水が行くように仕組んであるわけですね。その仕組みが大雨が降ったときには逆に邪魔になって水害になるようなことになりますよと、ですからそれを

取り除いたらどうですかということが今回の趣旨なんです、いかがでございましょうか。水害が本当に起きてからじゃ遅いですからね。今回やった河川改修は、全部水害が起きてからしか県はやってませんから。前私は何遍も質問して、その結果、やっぱりまた2度、3度と鷺田川と御笠川の合流するところは水害に遭ったわけですから、早急にやってほしいんです、これは。今、すぐ異常気象、異常気象で片づけられますが、いつ何どき大雨が降るか、もう今全国といわず、国際的にもそういうケースが多いわけですから、そういうつもりで質問しておりますので、ご回答をよろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 河川改修等々につきましての今のご指摘の分については、総じて福岡県の方に要望してまいるというようなことを申し上げました。今の本件の詳細につきましては、担当部長の方から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 具体的なお質問でございました。基本的には、早急に対応してまいると思っております。

もう説明されましたとおり、基本的に長年のそういう水害分で河床が下がっておるということで、現場に行きますと、もとの河川の高さとか、きちっとあります。それより随分下がってきているから、今おっしゃったようなT字溝のそういう矢板が出てきておるということでございますので、そこがスムーズに流れるような基本的な対策を、切り取り等を含めてします。それから、土砂がそういう流れを阻害している要因もございまして、そこも取ります。それから、河川がそういうふうにながってきて、いわゆる橋をかけている一番下の基礎の部分、そういう部分があらわれておまして、ちょっとすき間ができて、その影響でひび割れが入ってきておるようございまして、そういうところも含めて、今大野城市と早急に対応する、具体的には予算のことも含めて協議をいたしております。水害が起きてからでは遅うございまして、早急に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今の部分よろしく願いしておきます。

それでもう一つ、今後の心配といいますか、いわゆる先ほど言いましたように、上流が広くなりましたので、上流での水害というのは大分もう心配が、全くないとは言えませんが、相当パーセンテージからいくと低くなったというふうに認識しております。

ところで、まさかこの前のときも、落合橋がああいう形になるというのは我々も全く予想できなかった、災害ですから予想しているとおりになるというのはおかしいんですが、で、いわゆる狭くなって、今度その水城橋がね、あそこまで水害が出るような雨量というのは相当な雨量になるとは思いますが、ただ上が広がってますから、ぱっと来たときに瞬間的に、一時的なこの前も雨量でなりましたから、相当雨量が増えれば、市の方も災害対策本部を設置して警戒はされると思いますが、ぜひその中にね、水城橋も入れとっていただきたいと、監視をし

ていただきたいというふうに思いますので、その点だけこの項目ではよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

2番目の観光についてですが、これも、市長が表面のことだけしか言わなかったからですね、答えられんから。だから、今の市長の答弁からすると、それは、私はその見通しということでお伺いをしたわけですが、何かこういう言い方したら誠に失礼なんですけど、怒られると困るけども、このままいっても何か観光客は減らずに、特別何もせんでもいいのかなという感じに受けたんですが、そんなことはないですよ。だから、その見通しは明るいということですかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今から先の太宰府市に来訪される観光客につきましても、市は全く努力していないというようなことではありませんで、今も、今までもやっておりますし、今からもそれは機会あるごとにいろんな仕掛けをしながらやっていく、汗を流していく、あるいは血を出していくのは当然であろうというように思っております。

私は申し上げておりますように、太宰府天満宮一極集中だけではなくて、市内には1,300年の修景、景観がありますし、あるいは自然、あるいは歴史遺産、文化遺産がございます。ここを磨きをかけていくというふうなこと、これが大事だろうと。四王寺山、市民の森、あるいは政庁跡、観世音寺、戒壇院、そして水城跡と。今平成19年、平成20年におきましては、水城東門の周辺整備も取りかかっておりますし、そういった一つ一つの積み上げによって、あそこの水城跡の駐車場に大型バスがとめられるような状況になればもっと増えるでしょうし、一つ一つの地道な取り組みが功を奏するというに思っておりますので、今後につきましても、いかに太宰府市の観光客が多くなるか、そういった目的のために努力を、汗を流してまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） そうですか、最初からそういうふうに答えていただければ、誠に質問がしやすいもんですから。

その中で、私は別に市が努力しとらんとか、さっきの質問の中には言ってませんが、ちゃんと市も努力してある、当然のことですが。いわゆるですね、最近思うことは、よくテレビで東国原知事が出てくるじゃないですか。今その宮崎県がですね、過去あれだけの観光都市となったときには、まだまだ追いついてないと思いますよ、今でもね、あれだけの努力をしても。しかし、あれだけ全国各地から新婚旅行に行くなら宮崎と言われて繁盛した観光都市が、あそこまで落ち込んだ。太宰府も当初は700万人を数える、我々が議員になったときは700万人ぐらいいました、年間。それが年々、年々減って、もう500万人を割ろうとしてきた。そこで、国立博物館が誘致をされて、今その数字に戻りつつある。ということは、国立博物館が来なければ、もう400万人を割るのは目に見えていたわけでしょう。じゃあそれが、皆さんの努力で国立博物館が来た。で、その国立博物館もこんなに来るとは思わなかったわけですね、だれ

も。しかし、皆さんの努力によってここまで来ていただけるようになった。しかし、これから先は、国立博物館館長が幾らいろんな策を講じて呼ばれても、これ以上ということはないと思うんです。これから先、前に進むには、まだ新しい太宰府市としての努力が必要じゃないかと。だから、私は見通しは簡単じゃないと思うわけです。明るくないと思っています。いや、明るくするようにせないかんけども、そう簡単な問題じゃないだろうというふうに思うんです。

その中で一つ一つちょっとお伺いしますが、今修学旅行に来てますよね。この修学旅行で来ていただいている学校が、ここ何年間かどういう学校が来て、その学校が毎年来ているのか、それとも1回来たらもう来ていないのか、そういう調査をしたことありますか。あったら教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 730万人という分で、観光協会の数字をもとに入り込み数を把握しているんですけども、具体的に修学旅行、団体が何団体来て、それがリピートされているかということ、申しわけございませんが、今の段階ではつかんでおりません。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） いや、それで、私は大事なことだと思いますよ、これも。東国原知事はね、あれだけテレビに出て、いろんなところに宣伝に回るでしょう。だから、昔は修学旅行生でいっぱいだったんじゃないですか、参道だって。今、日ごろは韓国からのお客さんでいっぱいでしょうが。修学旅行は確実に減っているでしょう。で、国博ができて、多少もとに戻りつつあるかもわからんけども、じゃあ、どういうところの学校が来ているかわかるわけでしょう、こんなのは観光会社などに確認すれば。だから、努力というのはね、私は、だから三社参りで来る、どういう会社が来よるのか、そういう会社のね、ところにも全部調査してね、で、リストアップして持っておく。そんなことは市がする必要ないと言われればそうやけど、それは観光協会なり、そこと協力すれば、当然観光で生きていこうとする都市としてはごく当たり前ではないかというふうに僕は思うんですよ。

それで、前も国博ができる前に、我々が視察に行くんでね、そこに国博のパンフレットとかを持ってPRに行きましようかという提案を議会からしても、何か市は全く乗ってこなかったという記憶がありますが、全国にこの我々各委員会、各党派、視察に行くじゃないですか、そのときにそういうリストがあれば、ぜひここに寄ってくださいよってね、執行部から言われる。で、そこにPRに行く、またぜひ太宰府に来てくださいというような、そういう役割をね、やっていかないと見通しなんか明るくないですよ。いつ何どき政治状況が変われば、中国、韓国はもう来なくなるんですよ。今は確かによくなったから来ているわけであり、そういうね、私は太宰府のこのハード面だけをよくすれば来るかということ如果说うのであれば、そうじゃないと思うんですよ。太宰府よりもいいところがよそにできれば、よそに行くんですよ。ですから、700万人来てもね、どうなのかという、今苦情ばかりしか出ないじゃないです

か、700万人になってよかったねというのは数少ないでしょう。いや、来ん方がいいとか、来たら公害だけとか、そういう意見もいっぱいあるじゃないですか、みんなが潤わんからですよ。そういう思いで今聞きましたが、どうですかね、そういう提案を1点の提案ですけども、そういう必要性はありませんかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） もちろん今福廣議員が提起されましたこと等については、やはり状況を把握する、現状を把握するというようなことが一番大事だと思っております。行政はそういったところ、現場主義、あわせてどうしたら把握できるかというようなことを含めて調査研究する必要があるというように思っております。

私は、12月27日でございますけれども、上京した折につきましても、行っておりますけれども、全国旅行業協会がございまして。そういったところが観光の部分すべてを掌握しておるところでございますけれども、その12月27日でございますけれども、福岡支部がございまして、そこに訪問するようにはいたしております。具体的な行動、その中から学んでいきたいと思っております。したがって、そういった考え方等々については、私はどん欲にいきたくて、あくまでも追求していきたいと思っております。一緒になってまたいろいろ教えていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） いや、教えるとか教えるの問題じゃなくて、私がそう思うから言うだけで。

もう一つこの外国人の関係でいつも思うのは、朝議会に、市役所へ来るときに、国分の免税店の横を通るわけですよ。そしたら、いっぱい韓国の方が、韓国だけじゃないでしょうけども、買い物をしてある。あの人たちへの何か市はね、大事なお客さんですよ、確実に買物をするわけですね。参道を歩いているあの人たちの姿を見ても、何か持つとうとかないからね、あそこが一番の買物の場所だと思うんですよ。だから、そういうところに来るお客さん、お金を落としてくれる外国のお客さんに対して、余り何も手を打たれていないというふうに思うんですね。そこで、韓国語じゃなくても、いろんなバリエーションがあるんでしょうけども、そういった海外の人に合った、そういうパンフレットなり、太宰府のいいところを見てもらうとか、太宰府の歴史を知ってもらうとか、ちょっとこんなところがありますよということをおね、そこで渡せるようにしたらどうか。いや、そこには必ず寄るわけですから、行きがけね。どういったことを太宰府に期待するのかな、アンケートなんかもしバスの中で書いてもらえばいいことですから。と思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 先に、先ほどの修学旅行の入り込みの数字でございますけれども、私がかちょっと勉強不足ただけで、人数等は大体観光協会の数字で把握しております。

それから、海外の方の対策についてでございますが、特に韓国語、英語、それから中国語、そういうもののパンフレット、そういうものをつくってご案内、啓発に努めておるといことは、もうご承知のことだと思います。

それから、観光協会とそういう部分での連携でございますけども、今おっしゃったような言葉が話せる方、そういう方を、これは参道の各個人が積極的に雇われて、そういう対応をしておるといこと。それから、観光協会のそういう駅の前にあるそういう事務所にも、韓国語あるいは英語を話せる方、そういう方たちの採用を促しておるといこと。それから、太宰府館にパートの方はおられますけども、そういう言葉、そういうものについて対応できるというようなことを条件に、少しずつでございますけども、そういう接客対応をしておるといことでございます。

基本的には、先ほどおっしゃいましたような韓国の、そういう免税店、そういうところにもそういう案内、そういうものを持って行ってPRするというようなことも必要であろうというふうに思っております。

観光宣伝関係でも、プロモーションということで、韓国、そういうところに出かけて、県を挙げての対応はしておるといことでございます。町全体でそういう形で取り組んでいくというような空気が必要じゃないかなと。まほろば号にも乗ってあるということでもございますし、竈門神社にもそういう方たちが行っているということもございますので、職員もですね、何かそういう通じるような、話せるような、対応できるような、そういう取り組みが必要かなと、そういうふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

(18番福廣和美議員「まだ終わりません」と呼ぶ)

○議長(不老光幸議員) 18番福廣和美議員、まだ時間かかりますか。

(18番福廣和美議員「かかります」と呼ぶ)

○議長(不老光幸議員) それでは、ここで13時5分まで休憩します。

訂正します。13時でお願いします。

休憩 午後0時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に続き再開します。

18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) 引き続き、全体的じゃなくて、個々のことで申しわけありませんが、お伺いします。

海外からのお客様が、太宰府を目指して来るわけじゃなくて、福岡に来て太宰府に来るとい、太宰府に何を求めて来るのかというとですね、そういったことにおいて、福岡で一番日本

的な文化を残している、そういったものを見に来るのではないかと、天満宮の宮司が話をされておりました。そういったハード面における雰囲気もあるでしょうけども、もう一つはここに来て、そういう心に触れるというか、そういう面も大きいのではないかというふうに私は思っております。

それで、先ほどたしか質問の最後に国分のことを言ったと記憶しておりますが、そっちの方に一遍戻るんですけども、あそこの免税店で韓国の人たちがどういうものを買っているかというのは、調査か何かされたことはありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 免税店があるということで、バスが多数とまっておるということで承知しておりますが、中でのそういう内容的な部分は把握いたしておりません。申しわけございません。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） できましたら、そういったものもやっぱり調査されてですね、そういったものを目的に来てあるのかというのもやっぱり調べておく必要があるだろうと思えますね。

それともう一点、そういった買い物に通じてくると思うんですが、高速をおりて、天満宮に行って、それからまた太宰府インターから乗って帰られると、帰るんじゃなくて次の目的地に行くというパターンだと思うんですけども、水城にいわゆる道の駅のようなものをですね、つくってはどうかと。最近参道に立って見えてもですね、バスで来る人たち、車を駐車場にとめて、お土産を買ってぶらぶら下げて帰られるというケースはほとんど見受けることがないんですよ。何か土産物を抱えて、抱えるというか、持ってバスに乗り込むような姿はほとんど見ないんですよ。で、そういったいろんなものを置いてある1カ所、バスがとまって、我々が行ってもそうですけども、道の駅的なものをね、ぜひ水城につくったらどうかという思いがあります。

それが1点と、それからもう一つ、天満宮にですね、私がこういうことを言うのもなんですけども、おみくじがあるんですよ。私は行って、別におみくじ引くわけじゃありませんが。海外の人たちがそういう習慣が余りないと思うんですね。多分観光客って中国から来て、あそこで天満宮でおみくじ引いて云々というのは、ほとんどないと思うんですよ。ほとんど天満宮でお金使わないということ、この前宮司も言ってありましたけども。そういったこともね、これは天満宮がすることですから、太宰府市がするわけじゃありませんけども、観光地という面からの中です、そういったこともこれ一遍勉強してみる、研究してみる必要があるんじゃないかなというふうに思っていますので、まずはその今言った2つをお答えください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 水城跡、その周辺に道の駅という考えがどうかということでございますけども、それこそ太宰府市のこれまでのいろんな計画書の中で、水城跡、そういうところ

に一つのステーション、そういうところ、考え方、そういうものをまとめたものはございます。そういう中で、本当に可能かどうか、そういうことも検討が必要かなというふうに思います。今回は、そこにバスをとめる、そういう部分を文化財の方で今工事に入っております。そういうこと、あそこから水城跡全部を見ると、そういうことも含めてですね、今つくっておるところでございますので、そういう構想と照らし合わせてですね、検討することになるかなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

それと、天満宮のおみくじの件、これはちょっと実態がわかりません。考え方としてはですね、何かいいかなというふうに思います、日本の文化というものがどれだけご理解いただけるかというようなことも、これはちょっと私見でございますけども、天満宮さんの方がそういう検討をなされているかどうかも含めて勉強してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） この前の一般質問で、たしか安部陽議員が、太宰府は観光都市かどうか、観光都市が一番優先するんじゃないかということを経理に詰め寄ったということを記憶しておりますが、別に私は観光だけ、これが一番最優先だとは思っていませんけども、しかし今の太宰府にとってこの観光行政というのは大事なことであるというのはいまもう間違いないというふうに思っています。

で、500万人から約200万人観光客が増えたわけですが、先日富山市のテレビで200万人お客さんが増えたということが報道されておりましたが、太宰府にとってこの200万人増えた、このことによる税収というのは、どれぐらい上がったものかわかりますか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 観光客の増に伴いますところの直接的な税収の増という部分については、現在のところ試算をしておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今の説明にあった直接的というのはどういうことですかね。間接的と直接的に、どういうのが直接的というふうに言われたのか、ちょっと意味がよくわからないのだが。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 直接的、間接的、総合的ですね、おっしゃっているように200万人からの増えた方の、いわゆる例えば茶店で落とした部分の経済効果であるとかですね、あるいは売店で販売する部分であるとか、あるいはそれに従事するスタッフの増であるとかですね、そういうふうな部分が、総合的な部分での試算になろうかというふうに思いますので、そこまでは試算できていないということでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） そうすると、今計算できるのは車で来られた方の歴史と文化の環境税だけということですね、直接的な税収としては、そういうことになりますね、わかるのは。

それで、やはり観光を重視するのであるならば、そういうところがね、僕は大事だと思うんですよ。そういうことでこれだけお客さんが増えて、これだけ太宰府としては税収が増えてますよと、ね。そういうものがわかればね、こうやって太宰府市のその予算の中の一部で入ってきているんですよと、そういうところはやっぱり、そのいろんな観光についての問題もあるわけですから、観光公害と言われる。だから、そういった部分もこういうのでカバーできているんですよというね、ものがないと、なかなかやっぱり観光を大事と思う人もいれば、観光はない方がいいと思うている市民もおるわけですから、これは人様々ですわ。そういう人たちが納得いくようなやっぱり市政というものを心がけてもらわないといけないので、さっきから言うように、いろんなね、やっぱり調査、アンケート調査なり、直接的な調査、そういったもので意見を聞く、実際太宰府に来られた方がどうだったのかという意見も聞く、国立博物館には必ずアンケートの用紙を置いておく、そうしてそういうものを総合的に判断したものをインターネットで全国に配信をしていくという、そういう努力がないとですね、700万人という観光客は、10年後にはどうなっているかわからないですよ。私はそう思うんです。

だから、努力し続けなければ、この数は安定的にはならない。別に500万人に減ったときに、太宰府市は何もしなかったわけじゃないでしょう。天満宮は何の努力もせんかったから減ったわけじゃないですから。やったけども減ったんでしょ、やってきたけども減ったんですよ。ということは、この数字を維持する、このこれだけの来訪者に来てもらうには、なお一層の努力が必要ということです。今までやってないことをやっていかなければ無理だというふうには私は今感じております。だから、この前私、観光課を観光部に上げたらどうかということを行いました、いや、環境課かな、ちょっとよく似てますけど、本当は観光部ですよ、太宰府は。そういったものをね、僕は必要かなと思うぐらいにやっていかないといかんのかなというふうに思っております。

で、観光についてはいろいろまだ聞きたいことがいっぱい、ハード面について、コースはどうか、回遊性の問題もまだずっと言われ続けてますから、今回はもう言いませんけども、今市長が水城の方に力を入れてやってある。本当にこう、それは目的達成をですね、ぜひするまで、できたらあそこには門をつくってほしいという話もあるし、向こうの御笠川ですかね、あそこだけは堤防がもともとなかった。しかし、水面の下には渡される橋があると、あったと、そういうことでつながりを持つとったという話も聞いておりますので、ぜひ回遊がとれるような、どっちかというたら端と端ですから。僕が心配しているのは、中途半端で終わってほしくないなという気持ちが強いんです。それは心配ないと言われれば心強いので、ぜひみんなが納得いくような水城周辺にしてほしいということを最後に要望して、終わります。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました項目について質問させていただきます。

市長は、施政方針において子育ての環境整備の充実を言っております。そこで、今回は公園の問題について質問をさせていただきます。

まず、公園の安全管理についてお尋ねいたします。

最近、公園内で起きる事件、事故などがニュースで取り上げられているように見受けられます。本来、公園や学校というのは、子供たちが安全で安心な場所だったはずですが、遊具における事故などが多発し、遊具が撤去されるなど危険なものとして判断されるようになってきているのではないのでしょうか。本市においては、遊具に指を挟まれてけがをするなどという事故の報告はあっていませんが、今後はわかりません。そこで、遊具の点検整備や正しい遊び方が書かれた看板の設置、ペンキがはがれた箇所への補修など、安全できれいな公園づくりを目指していただきたいと思いますが、どのようなお考えをお持ちか、お伺いします。

次に、防犯についてであります。子供たちが犯罪被害に遭うのは公園が最も多いという調査結果があるそうです。愛知県の春日井市では、子供たちにとっての公園安全度点検採点表を作成し、実態調査を行ったそうです。この採点表には合計29項目が設定され、例えば見通しを遮る植栽がない、道路からの見通しがよい、公園内にごみが少なく、雑草などの除去が行き届いているなど、調査はすべて現地で目視により行い、マル・バツで記すものになっているそうです。

本市においても、せめて公園の安全点検のポイントを上げ、周囲からの見通しや公園の利用状況、周囲の道路等の状況などを地域住民が把握できるようなシステムづくりが必要ではないかと思われま。公園での犯罪防止について市としてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

最後に、周辺住民とのトラブルについてお伺いいたします。

先月の中ごろまで公園で元気よくボール遊びをする子供たちがたくさんいました。最近は余り見かけなくなったので、子供たちから事情を聞いてみると、フェンスが低く、ボールが道路に飛び出したり近隣住民の家に入って怒られたり、とにかく遊びにくいとのことでした。子供たちの素直な思いであろうと私は感じております。フェンスを高くしていただきたいをお願いをしても、予算がないと言われ、実現しないまま、トラブルが全く解消されません。このようなトラブルが原因で外で遊ばなくなり、家でゲームをする子供が増え、生活習慣に悪影響を及ぼすのではないかと思うところです。

何のために公園があるのか、また今後の公園づくりや近隣民家とのトラブルの解消について市はどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

なお、再質問は自席にて行いますので、よろしくお伺いいたします。



○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市内の公園管理、整備についてお尋ねでございますので、ご回答を申し上げます。

太宰府市の公園は大小含めまして120カ所を超えておりまして、市民の憩いでありますとか、あるいはコミュニケーションの場として、また災害時におけますところのオープンスペースといたしましても重要な役割を果たしておるところでございます。公園に関しましては、ご指摘の遊具の問題でありますとか、あるいは見通しの問題に関する防犯の問題等々もございませう。子供の遊び場に関する事など、様々な苦情等もあることも承知をいたしておるところでございます。いろんな問題等々については逐次解決を図っていかなきやならないと思っております。

詳細につきましては担当部長の方から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ご質問の公園の管理でございますが、まず遊具につきましては年一回、これは専門の業者に点検を依頼し、実施をいたしております。開園から30年以上経過する公園が結構ございます。老朽化をしている遊具につきましては撤去を含めた対応、そういうものをいたしているのが現状でございます。

事故があったときにつきましては、看板の表示、そういうものが必要であるというふうなことで設置して、今後事故が起きないように努力、そういうものに努めているところでございませう。

防犯につきましても、先ほど言いましたように、数十年経過した公園でございますところは樹木等が大きくなって見通しが悪くなってきておりますので、このことは地元要望と照らして剪定、伐採、そういうものを行ってきておるところでございます。

それから、公園内のキャッチボールでございます。近隣の住宅に飛び込むということで苦情があつて、いろんな市と地元、近所の方と協議した経過もございまして、防球ネット、そういうものもした経過もございませうが、基本的にはやっぱり利用の仕方といいますか、そういうところでの周知とかそういうものが必要だというふうに思っておるところでございます。

今後ともそういうことを加味して適正な管理、そういうものに努めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 公園の管理についてなんですけど、ブランコや滑り台のですね、ペンキ、これがはがれて、汚くなっているんですよ。それで、地元の方がですね、ボランティアというか、厚意でぜひ塗ってもいいよという方もいらっしゃるんですね。業者にやっぱり補修を依頼すると、さびどめから何からすべてはがして一からやり直さないといけないというのはもう僕もよくわかっているんですけど、できたら市民の方の厚意というか、ボランティアでやっ

ていけるようなですね、そういうふうな許可というか、許しがあればいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 基本的に街区公園等については地元と協議していくというようなことで、先ほど言いました清掃とか草刈りとか、そういう部分は地元で基本的に管理していただく、そして今おっしゃいましたような遊具等については基本的には市の方で大体やっていくのが基本だろうというふうに思っておりますが、そういうボランティア的な方がおってあればですね、お願いをして、そういう自分のところの公園を自分たちですするというようなことでしていただいても結構かなというふうに思っています。

ただ、これまでの経験で、色とか塗り方とか、できるだけ丁寧にきれいにというか、そういうことも過去にあったことがございますのでですね、そういうところも含めてご協議させていただいてお願いする分はさせていただくというようなことで考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、ありがとうございます。

先日ですね、市民の方からですね、公園内にある街灯がありまして、そこがですね、散歩コースになっているんでしょうね、犬のふんの方はきちんと回収されるんですけど、小というか、あっちの方がですね、その街灯の根本に何かしていくみたいで、縄張りみたいなもので。それで、長年やっぱり月日がたつとさびたりそこが腐ったりしてですね、それは建設課の方をお願いしていたんですけども、それは対処が早くてですね、もうきれいな街灯にかわってしまいました。それはありがとうございます。

今後とも、地元の方に依頼、ペンキのことに、その管理のことにしてもですね、地元でできる範囲のことをお願いしていただければやってくださる方がいっぱいいると思いますので、それでよろしくお願いします。

次に、防犯なんですけど、夏場にですね、防犯員として小学校区内の危険箇所のパトロールを行った際にですね、公園が危険箇所に4カ所入っていたんですね、地元の小学校区内ですけど。やっぱりそこを夜回るとですね、街灯が非常に暗くて、民家の近くにありながら人目につきにくいんですよ。それで、今後こういった公園をですね、市長おっしゃられましたけど、避難場所にもなるし危険箇所から外したいんですね、僕としては正直なところ。

それで、近隣住民の方のやっぱり協力が必要だと思うんですよ。例えば、夕方のサイレンを鳴らすことによってですね、夕方遅くまで遊んでいる子供に近隣の方が注意をしていただくと、もうサイレン鳴ったけん帰りなさいというふうにはですね、そういうふうなことをしていけば危険箇所も危険箇所ではなくなるんじゃないだろうかとと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 先ほど言いましたように、公園というのは総論では賛成的で各論に

なるとなかなか難しい部分がございます。

緑があることはいいんですけども、やっぱりそれが治安上、死角になってですね、危険なところが確かにございます。それこそ、今若い男女がたむろしているとか、そういうものがあるということで、それを先ほど言いましたような部分でできる範囲で対応いたしておりますが、基本的に安全・安心のまちづくり条例、そういうものをつくっておりますからですね、地域住民の方、そういう方たちのパトロールとかですね、そういうことも含めてそこが逆に憩いの場とかですね、そういう集いの場になればというふうに思っております。

サイレンを鳴らすというのは、地域で学校を含めて有線放送とかですね、そういうもので下校時間になりましたとか、そういうことがされていることは時々聞きます。市の方で今コミュニティのそういう放送設備が一応できておりますからですね、そういうものを使って大いに活用していただくと、それは地域住民の合意だろうと思っておりますからですね、そういうふうに思っております。サイレンというのはどうでしょうかというふうに思いますので、そういうものをお使いいただけたらというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） そうですね。コミュニティ無線をやっぱり大いに活用していただきたいと思っております。

それと、今後、地元になりますけど、高雄公園ができますので、昼間は憩いの場でわいわい集まる場所としてはいいんですけど、夜になったら、言い方悪いですけど、たまり場とかにですね、ならないように十分防犯、住民でも当然パトロールはしていきますけども、市としても管理の方よろしくをお願いします。

では、最後ですけども、公園周辺住民とのトラブルについてなんですけど、今までは先ほど防犯でもちょっと言われたんですけど、公園内にある植栽、植木がボール受けになっていたんですよ。ですから、そんなに頻繁にはボールが外に飛び出すようなことはなかったんですけど、最近は見通しをよくするために短く切られているんですね。それが、何か逆に子供たちにとってみれば遊びにくくなったというか、ボールが飛びやすくなったというのも一つの原因なんですね。ボール遊びができるような広さの公園も多々ありますが、そういうふうな大きな公園は結構交通量の多い公園かなと。

そこで、そういった公園を対象にですね、フェンスを高くするようなことは考えられていないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 公園の大きさとかその地域の方の考えとかで使い方等がいろいろあるかと思っております。基本的にはボール遊びとか禁止というようなことでの公園の使い方のそういう表示をしているところもございますが、キャッチボールぐらいしてよかろうもんというふうに個人的には思いますけども、バットで打つのはいかがかなというふうな気もいたします。

それで、大きさ等でありましょうけども、過去やっぱり防球ネットを張ってきた経過もございます。それで解決したかという、張ることによって逆にしているよというような、そういう保証をしたというようなことにもなりかねませんので、よほどのそういう考え方のもとにしないと、つくったからそれで済むかと、おっしゃいますように結構費用がかかります。ですから、利用者の方、地域の方、そういう方と十分公園の使い方をですね、協議されて、どうしても必要ということであれば、時間がかかるとは思いますけども、そういう対策は可能かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） よろしくお願ひします。

先日ですね、研修会に行つてまいりました。そしたらですね、子供たちの運動能力がですね、非常に低下しているらしいんですね。そういったデータがあつて、いただいたデータを見ると、全国の平成18年度体力測定の結果と平成19年度福岡県の体力テストの結果を比較されていたデータがあるんですね。そしたら、全国の体力テストより福岡県はですね、すべて悪い、マイナスなんですね。僕もちょっとこれ見てびっくりしたんですけど。

やっぱり昔のように空き地やですね、路地裏があればいろんな遊びができたり走り回ったりできたんですけど、やっぱり今、部長おっしゃられたように、公園内でのボール遊びが禁止されてあるところも少なくないんですね。今バツで打つのを規制している公園もあるんですけど、ですからやっぱりネットを張つて、僕はいっぱい遊んでもらいたいと思うのでですね、そういった規制があれば外で遊ぶことが少なくなつたり、運動能力低下の原因に上げられると思うんですよ。そこら辺をもうちょっとというか、詳しくお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 謙） 小さいころは、それこそ路地裏で駆け回つて、そういうことが許される時代でしたからですね、基本的な体力とかそういうところでしっかり足腰を鍛えていったんでしょうけども、今は学校とかそういうものに限られたり、あるいはカルチャー的なですね、そういうもうどっちかというような気がいたします。ですから、そういう中での公園をそういう子供たちのそれこそわいわいがやがやというような公園で使つていただきたい気は十分にいたします、私自身はですね。それはいろんな公共とのつながりとかも出てくると思うんですけどですね。それで、やはり使い方についてですね、地域の方と十分に話し合つてそこら辺の一定の線といいますかね、そういうものを中でやっぱりやつていただくしか今のところちょっと答えようがないような気がいたしますので。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） なるべく運動能力が低下しないようにですね、公園を幅広く活用していくように地域としても考えていきたいと思ひます。

あと梅ヶ丘公園のことにに関してなんですけど、できるとかできないとか、そういううわさがあります。梅ヶ丘地域というのは、ちっちゃな公園はあるけど夏祭りができるような広い公園がなくて、もう何年も夏祭りも行われてないんですね。そういった梅ヶ丘公園の計画は進んでいるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） たしか以前の議会の中で購入してつくりますと言ったと思いますが、そのとおりに今購入いたしましてつくるようにいたしております。まだ整備とか管理とかは地元とそういう部分で協議ということになっておりますけども、そういう実現の方向で進んでおるといところでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、ありがとうございます。

今後ですね、区画整理事業が終わった佐野地区でもですね、公園が新設されると思うんですよ。やっぱりこういった安全管理とか防犯、周辺住民とのトラブルについてですね、こういった問題点を考慮しながらですね、市民が安全で安心して遊べる公園づくりを目指していただくことをですね、お願いいたしまして、以上で一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 一番眠たい時間に一般質問の許可をいただきましたので、短い時間で、よろしく願いいたします。

初めに、市長の公約及び施政方針の実施状況と来年度の予算編成方針について伺います。

平成19年6月4日、市長は市民との協働のまちづくりを基本姿勢のもとに選挙公約マニフェストの実現を図ることを最優先課題として、5つの政策を柱とした政策や事業を向こう4年間で全力を傾注してまいると表明され、その公約実現に努力されていることについて評価をいたします。

12月1日付太宰府市広報にも、市長と語る年間計画や保育所入所児童第3子以降の無料化を掲載されております。また、以前の議会で論議になった公共施設の使用料減免の復活等を実施されましたが、単年度でできる事業や財政問題もかかわりますので予算措置が必要と思われませんが、今後の施策の取り組み状況として開庁時間の延長、休日の開庁、市立南保育所の定員増、学校教育環境の充実問題としての学校支援人材バンク、市民が期待しておりますコミュニティバスの乗り入れ問題、各種審議会の女性の登用率、社会保障制度の後期高齢者医療問題など、行政全般にわたり大きく5つの柱としての公約や施政方針が明らかにされておりますが、平成20年度予算編成に当たり、公約の実施や行政施策としてどのように考えられているのか、また平成21年度以降どのように対応されているのかを明らかにしていただくよう回答を求めます。

質疑については、施政方針に基づいてこれ以外の部分についてもお聞きする考えであります。

2点目は、入札制度の改善計画について質問いたします。

今回、地方自治体では様々な入札制度改革に取り組んでおります。

今年の3月、総務省、国土交通省からも地方自治体の入札、契約適正化通知が出されました。太宰府市も、行政経営改革方針として電子入札の導入、費用対効果の検証、競争入札について検討しているとしておりましたが、まだ検討中なのか、実施時期について検討していれば回答を求めたいと思います。

現在、実施されております指名競争入札を廃止した場合、長所もあれば短所もあります。

まず長所として、第1に不良不適格業者の排除をどのように行うのか、公共事業の発注の品質の確保をどのように行うのか、入札参加条件の適切な設定や低入札価格制度の厳格な運用問題、最低入札の拡大を行うのかどうか、工事費内訳書をやはり電子入札と同時に提出確認を行い、導入の検討、検証も必要だと考えられます。

第2に、総合評価方式をとらなければ当然電子入札や競争入札はできないわけですが、この総合評価方式をどう行うのか。また、当然情報公開を推進しなければならないと思います。特に競争入札の場合には、ペナルティーの強化ややはり違約金特約条項を設ける必要があると思いますが、こういう状況は考えられておるのかどうか。やはり競争入札ですから、議会に提出される予算書を見ますと債務負担行為、それから決算特別委員会で出される資料に基づくと随意契約など、様々な契約案件がありますが、こういう物品調達、債務負担行為、こういうものについても競争性や透明性を図ることが求められます。

こういう長所や短所もありますが、特に一番問題点としては、地元の業者の育成はやはり太宰府市の行政の責務であります。こういう状況の中で、短所として、競争入札が導入されれば地元中小業者の排除が予想されます。地域産業の育成と公正な競争の確保を原則に、太宰府市内の地元業者に対して受注機会の確保、育成の立場からどのように公共工事を発注するかが大きな課題だと考えております。地元業者優先をする一般競争入札金額の設定を検討する必要がありますが、市は今後の入札制度改善について方向性を明らかにしていただくように回答を求めます。

3点目は、市民税、固定資産税、国民健康保険税の減免基準の見直しについて回答を求めます。

先日もNHKでワーキングプアが報道されました。見ておりました働いても本当に大変だなというのをNHKの特集を見ておりましたが、今、貧困と格差が日増しに広がっている状況ではないでしょうか。

地方税法の改悪により県、市民税が一律10%になりました。ほんのわずかな収入でも課税の対象になっております。その上、65歳より前期、75歳以上後期高齢者を対象にして年金から国民健康保険税や介護保険料の天引きが行われます。本当に少ない年金から国民健康保険税や介

護保険料が天引きされると、本当に大変だと思うんです。それと同時に、今日のように働いても楽に生活ができない、また仕事もない、収入も本当に不安定、年金暮らし、市民の様々な生活実態が明らかになっております。こういう状況の中で払いたくても払えない税金について、市民の申請に基づく所得調査を行い、実情に合った課税減免の制度の充実が必要と、要求をいたします。

太宰府市には当然減免の取扱規程があります。この減免取扱規程というのは、やはりこの基準をどう活用していくか、市民が安心して暮らせるためにその制度を充実させるかにあるというふうに考えております。

今、国は生活保護世帯の給付率を下げようとしておりますが、生活保護世帯には本当の最低生活を強いられているわけでありまして、これが引き下げられるというのは大変なことで、私どもはやはりこの問題については反対の立場ですが、太宰府市は県下の中で2番目に少ない生活保護受給の自治体であります。ところが、生活困窮者の生活保護を受けている方の固定資産税、これは法定減免で生活保護法に基づいて生活扶助を受けている者が所有する固定資産税は全額免除されております。一般の借家に入っている方については最高限度額3万2,000円近く家賃補助が行われているわけでありまして。

ところで、私は計算をしてみました、この際議会で正式に報告をいただきたいと思っておりますが、生活扶助を受けている方々の所得基準、4人家族の方もおられます、高齢者の方もおられます、ひとり世帯もおられますが、今日の先ほどNHKのニュースでもありましたが、北九州で1カ月さかのぼって福岡県が生活保護の支給を指導したというニュースも出されておりますが、生活保護世帯の場合の収入の基準、1カ月幾らなのか。年間支給総額、こういうものを具体的に報告いただきたいと思うんです。生活保護の場合は、国民健康保険税や介護保険料、こういうものが課税されません。こういう状況ですが、生活保護を受けていない方々は、やはり市民税や国民健康保険税や介護保険料がかかります。この場合、生活保護世帯の基準として支給額と給与控除後の額と様々な計算方式があるんですが、まず完全な給与控除後を外した所得が生活保護世帯です。だから、丸々の手取り金額です。だから、それを控除額を、いろいろ部分あるんですが、まず報告を受けた上で質問していきたいと思うんです。

こういう状況の中で、太宰府市減免取扱規程の別表、固定資産税、該当第1号、減免対象者の1、適用要件2、3、4に基づくならば、やはり生活保護世帯と同等、また1.2倍、全国でもそういう1.2倍までを税の減免を実施している自治体が全国各地にあります。こういう状況ですが、当然払わなくて滞納が出てきて徴収率が悪くなる。実態はどんどん延滞金がついて利息も大きくなる。こういう状況の中で減免制度を活用し、やはり税の徴収、実態に基づいたものをすべきではないかというふうに考えておりますので、明確に、また私の答弁には大変長々と回答がありますが、簡潔、明確に回答いただきたいというふうに思っております。

私の時間ももうあと45分ぐらいになりましたので、参考には青森県の青森市、千葉県匝瑳市で私がこの減免問題を質問した内容については実施をされております。

あとは自席で質問させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま市長公約でございます施政方針の実施状況と来年度の予算編成方針についてどうなっているかというようなことのお尋ねでございます。

ご回答申し上げたいと思います。

選挙公約の実現に関しましては、各部局に実行計画を練らせまして、適宜ヒアリングを行うなどして進行管理を行っておるところでございます。

既に実行済みの公約といたしましては、機構改革、市長報酬の10%減額、パブリックコメント制度の導入、それから公共施設使用料の減免制度復活、それから3人目の保育料無料化あるいは小・中学校の耐震診断、それから児童増に対応いたしましたプレハブ教室建設などがございます。

また、現在進行中の公約といたしましては、市役所の土曜開庁の施行に向けたものでありますとか、あるいは景観条例制定、あるいは景観計画策定に向けて今景観行政団体となるべく手続を踏むための準備を進めておるところでございます。

また、交通渋滞の緩和策といたしましては総合交通計画、さらにはJR太宰府駅の見通しをつけるための検討会の立ち上げ等々を行っているような状況でございます。

来年度予算につきましては、限られた財源でございますけれども、公約達成に向けまして、効果的かつ重点的に配分を行っていきたく、このように考えております。

その他の公約につきましては、各部局に実行計画を検討させるよう指示を行っておりまして、現在鋭意研究中でございます。今後も定期的に進行管理を行いまして、任期中に達成できるように努めてまいりたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変ご努力をいただいておりますことについてあれですが、市長の施政方針を見ておましてね、特に私は市立南保育所の定員増の問題について、まず質問の項目に入れておりましたし、それからやはり教育環境、人材バンク、この問題と、それから特にコミュニティバスの問題ですね、大変大きな課題ですが、これはまず市長としては何か各部に指示をされているか、それもちょっとご回答いただければ。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） もちろん、今その他のものの中に入っておるわけでございますけれども、待機児童ゼロ作戦の推進をいたしますために、認可保育所の定員の拡充をしますというようなことでの約束をいたしております。そのために、まず市立南保育所の定員60名を90名にしますというようなことでの約束でございます。このこと等につきましても、既に協議の中には入れておりました、来年、再来年あたりまでにはきちっとした体制を整えていきたいというように思っております。

それから、もう一つございましたね、コミュニティバス。コミュニティバスの増設の問題



等々につきましても、特に東観世の問題あるいは高雄地域の問題、あるいは昨日、今日の西日本新聞の中でもありますけれども、50年代にできました団地の中で、やはり高齢者の皆さん方が日常生活に困るといふようなこと、私も東観世の団地の状況の説明の中で申し上げました。五条駅から、スーパーから東観世まで帰るのに、3回、4回休みながら、両手に買い物かごを提げて帰っておるといふような状況等がございました。同じような状況が今、西日本新聞の中においても掲載をされております。全くその考え方はどこの団地だろうと同じだ、湯ノ谷であろうとどこであろうと。そういった高齢者の皆さん方がやはり安心して、高齢者になっても住めるような、そういった条件を整えるのは為政者として当然ではないかというふうな思いは変わりません。これも今1億円からの持ち出し財源もありますし、どんな方法で、どんなやり方でやれば一番、本当に市民の側と言いましょうか、高齢者の立場になって実行できるかというようなことを含めて、今検討中でございます。私はこのことについても実現すべく努力をし、これは必ず実現していきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） もう一つ入れておりました学校支援の問題、どんなふうに。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 学校の支援の問題ですけれども、この約束の柱につきましては、いわゆる学校の授業協力者という形で位置づけをいたしておりまして、それぞれ各小学校、中学校の中で、例えば太鼓あるいは福祉体験学習あるいは合唱というような、市内全域の中では25種目ぐらいのそれぞれの授業外の支援をいただく、協力をいただくということで、積極的にそういう指導者を今現在位置づけをいたしております。

それから、もう一つの学校の耐震構造の問題ですけれども、これにつきましても、いわゆる昭和56年以前に建設をされた学校につきましてはこの耐震の対象になりますので、年次計画を持って随時この補強工事をやっていくということで、今現在は水城小学校の方の設計監理をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、先日も所管委員会で論議になりましたんですが、経常収支比率を1%は下げたい、任期中には少なくともですね、90%、89%ぐらいに持っていききたいという状況の中での努力はしていただいているのかですね。

それともう一つは、ちょっと私も悩みがありましてね、市長の選挙公約の中にありますこの歴史と文化の環境税と、太宰府市がですね今から議会としてみらい基金をどうするかという論議をやっていこうという計画が、特別委員会の設置があるんですが、これを行った場合にですね、このみらい基金と歴史と文化の環境税と結びつけての審議はですね、どうなのかという、なかなか聞く機会がありませんから、市長のこの歴史と文化の環境税についての見解として、

歴史と文化の環境税はぜひとも必要という認識をいたしておりますと、ここに書かれておるわけですね。ところが、議会からみらい基金の創設の提起もあっておりますので、関係機関、関係者、議論推移を見きわめながら判断をしてみたいという。一方では必要だと言いながら、議会の動きもまあまあ尊重しなきゃいかんと思うんですが、このみらい基金創設特別委員会ができたときに、歴史と文化の環境税、今日の新聞にも載っております、昨日の委員会で大変な基金が集まったという、新聞にも今日書かれておりましたが、こことみらい基金と歴史と文化の環境税と結びつけた審議を議会が行うことについての所見を、時間的な問題がありますから、マニフェストの問題ではあとまた来年の代表質問もありますのでやりますので、この2つの部分についてお答えいただければと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 歴史と文化の環境税等々につきましては、地方分権法が成立しました平成12年以降、あらゆる収入源を模索するというふうなこと、そういった地方自治の自立の中から生まれてきたものでございます。職員のそういった知恵の中から出てきたものでございますが、この歴史と文化の環境税等については、これは私ども避けて通れない財源だというように思っております。今後においても、きちっとした対応をしていく必要があるというように思っております。私はこのこと等については、方針、この私のマニフェストの中においても継続なんだと、この歴史と文化の環境税等については必要というふうな、未知の部分での考え方としてこの継続の考え方を打ち出しております。

しかしながら、今ご指摘されましたように、議会の中で第3の未知といいましょうか、みらい基金というような形の中でのご提言もいただきました。これも検証してみる必要はあるというように思っております。しかしながら、この歴史と文化の環境税が今6,500万円ほど集まっておりますけれども、みらい基金、皆さん方の浄財等々の中でそれに相当するこの基金等々が浄財の中で集まるかどうか、どういった方法で、だれが、どういうふうに集めていくかというようなこと等が将来に向かって安定的にそのことが達成できるというふうな見通しが立ったとき、そのとき等については、いわゆる歴史と文化の環境税の発展段階的な廃止をも含めた形での検討もそこに出てまいりましょうし、あるいは税率の改正に伴って、例えば具体的には半分は税で、半分はみらい基金でというような形もあるかもしれません。いずれにいたしましても、いろんなあり方を考えるというふうなことの提起がっております。行政も私どもは民間の中でそういった考え方が事業者中心であるわけですから、責任ある行政の考え方を持って臨む職員を派遣し、そしてともに将来的に歴史と文化の環境税をどうするかというようなこと等について一緒になって考えていっていいというふうな私は判断を持っております。そういった結論の中で見えてくる方向性の中で、私はしかるべき責任ある判断をしていきたいというふう

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議会としてもみらい基金創設特別委員会ができるんですが、もう本当

厳しいんですよ。市長の意に反するようなことになるかも知れませんが、議会が決めたことについてあるんですが、もう最後に議会としても努力をします、いろんな意見も聞きたいと思う、私も発言もいろいろさせてもらいたいと思うんですが、最終的には行政と議会が一体となって結論を出すことについては同意をいただけるかどうか、このことだけをまずお聞きしておきたいと。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私はまさにもう同意といいたいでしょうか、そのとおりだというように思っております。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それでは議長、2点目のですね入札制度の改善計画について簡単に市長から報告いただいて、当然所管があると思いますので、所管からも説明を受けたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 次に、入札制度等の改善計画についてご回答申し上げます。

公共工事の入札及び契約の適正化につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律でありますとか、あるいは公共事業の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従いまして、一般競争入札の導入、総合評価方式の導入、電子入札導入、随意契約の適正化、そして不良不適格業者の排除等につきまして、総合的に検討をし、そのあるべき方向性を早急にまとめまして、方向性が定まったものから逐次実施するように考えております。このことにつきましても、詳細につきましては部長より回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） まず、一般競争入札の導入につきましては、近隣市で行われているように、予定価格3億円以上など、ある一定金額以上の高い技術力を必要とする大規模工事を対象に導入を考えておりまして、地元業者を主体として発注する指名競争入札は従来どおり行っていく考えであります。

総合評価方式の導入につきましては、価格及び工事内容を総合的に評価しまして業者を決定することにより、工事の品質確保ができることから、今年度中に試行的に実施するように現在準備をいたしております。

電子入札につきましては、現在までの検討の結果、本市単独では導入費用が膨大になることから、他の市町との共同導入等を検討しております。

随意契約の適正化につきましては、その判断基準、運用基準が明確でありませんので、随意契約運用基準を作成するように現在進めております。

不良不適格業者の排除につきましては、建設業法違反業者や暴力団関係業者等の不良不適格業者に対しまして、建設業許可行政庁や筑紫野警察署との連絡協議体制を確立しまして、相互の連携によりその排除の徹底を図るとともに、談合等不正行為業者に対しては、ペナルティー強化や違約金特約条項の制定を検討いたしております。

いずれにいたしましても、地元業者育成を十分考慮しながら、早い時期に結論を出したいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 3年かかっておりましてね、検討し早急に実施するという状況ですが、いろいろ問題もいっぱい出てきますしね。ただ、今総務部長が3億円以上ということですが、福岡市はできれば年次的にずうっと下げて、最終的には1,500万円というような状況も新聞報道されているようですが、ほかの自治体では250万円、こういう状況も報道されているようですが、太宰府は3億円以上といたら、そろそろはっきり言って、太宰府にそういう3億円のできる事業者というのはおりません。Aランク、Bランク、辛うじてBランクに1社か2社入るかどうかが、共同企業体しか実施できないような状況ですが。

まず、地元業者の中でですね聞かれるのは、地元で事業をしている、税金を納めているが、一度も公共事業に呼ばれたことがないと、よく聞きます。だから、小さな営繕工事だとか、そういう部分でも含めて、太宰府の地元業者に早く言えば限定した競争入札制度というのも当然実施をしていくべきじゃないかなと。だから、一度も呼ばれない、税金は払っている、やはり土木業者であり、建築業者であり、小さな左官でもあれば、塗装でもあればですね、やはり地元業者を最優先した、早う言えば300万円、400万円、500万円ぐらいの工事だったらできるんですよ。そういうものを市内の業者に限るという、まず身近にできることからやっていけないかどうか、地元業者。それから、大きな公共工事になった場合についてはね、そこは必ず地元業者が入れるような共同企業体をやるとかですね、その組ませ方は一方的に業者関係で組ませるんじゃなくて、共同企業体もくじで決めさせるとかね。さっき言ったような、はっきり言って不良業者だとか、そういういろんな適格、最終的には総合評価方式に基づく、当然今市の広報では来年度の入札について経営自己審査の受け付けを行っておりますよという状況の中で、地元の業者は登録もしていきますし、建設業の許可の要らない、250万円以下の工事については要らないわけですから、そういう配慮した公共事業と競争入札制度と、それから市のいろんな決算の中で出てくるように、債務負担行為にしても、やはり競争性を設けていくというか、こういう部分によってやはり税金ですし、またそういう事業によって借金を持つことによって、債務がやはり少しでも安くなれば、借金も減ることになるわけですが、やはり内部検討をしていく必要があると思うんですが、この辺はやはり今市長や総務部長から回答いただきましたが、水道もあれば下水道もある、所管の建設課としてもある、観光課としてもある、その山

林も、あらゆる公共事業というのが発注工事がたくさんありますので、その辺を今言ったような内容をできることから地元業者を最優先に、そして地元の業者に仕事をさせていただき、地元の業者に税金を納めていただく、こういう方法は考えられるかどうか、検討していくか。いつまでも、もうこの問題は私何回か質問したんですがね、その後総務省から出された通達に基づいて、やはり実施しなさいという指示が来ましたから、やはりめどとしては来年度の後期あたりから実施ぐらいできるぐらいのめどをつけていただきたいと思いますと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この入札制度等については、これは以前からの懸案事項でございます。基本的には、地元業者の育成等々については私は基本的に据えて行っていきたいというように思っております。ただ、地元の業者だけではなくて、私も選挙で回りましたから、庁議の中でも言っておるんですけども、物品の購入あたりにもやはり市内の業者を、全然声のかからないというようなこと等もございます。そういったことを市内の業者、税金を納めてもらっているその個店、小さな店であっても、やはり何がしかの市に貢献していただくべく、やはり購入をしていくというような機会を設けるというようなこと。また、市職員全体がそういった方向で考えてほしいというようなことで私は伝えているところでございます。この全体的な公共工事等々につきましても、指名競争入札、一般競争入札にしても、電子入札にしても、基本は地元の業者の育成というようなことを考えながら私は進めていきたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 以前、町の時代のときにはですね、公共工事の入札結果が具体的に議会にその都度報告されておりましたが、町から市になりましたら、議会に報告する金額については事後報告というか、契約事項の承認事項が物すごく大きくなったんですね。今3億円ですかね、議会の承認を直ちに受けなければいけないのは、総務部長。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） たしか1億5,000万円以上だと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 1億5,000万円以上の工事が議会で承認事項になるという状況で、それ未満の部分については、こういう工事がありましたというのは資料を決算委員会のときに全部出していただいております。1年後に私どもこういう工事がなされたんだなというのはわかるんですが、できればこういう今の国の指導や地元業者を育成する立場について、入札制度をですね、こういうふうにやりたいといったときには、そういうマスタープラン、今後の計画について私ども議会にもやはり説明いただきたいと思うんですよ、ですね。やっぱり地元業者を、私どもはやはり太宰府に住んでおりますし、太宰府の市民の皆さんからいただいた税金で議員報酬もいただいているわけですから、やはりそういう内容を行政側が見直したものを早急に入札制度としては私以外にも何人も説明もされておりますし、行政視察に行つて、入札制度の問

題も行政視察の中で調査もさせていただいておりますので、できればプランが決まり、実施の段階ではぜひひとつ説明をいただきたいとお願いをしておきたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） そういう工事の発注方法が発生した時点では、そのように説明をしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 総務部長、ちょっと私の今の部分と、そういうものが発生というか大きな公共工事じゃなくてもね、さっき言ったように、地元の小さな金額でもやはり地元業者を最優先にするような形で競争入札制度にしたときには、地元業者を優先するためにはこういう入札方式をしますよ、こういう情報公開をしますよ、インターネットを見てもらったら次はどういう公共工事がありますから、地元の業者さんに参加をしてくださいとか、金額的なものについてはこういう職種ですよとかね。だから、やはり私どもは、みんなここにおられる議員は、地元業者をやっぱり大切にしたいと私以外みんな思っとるだろう、私以外といたら失礼ですが、私も思っておりますので。だから、そういう制度が確立したときに、議会に明らかにしてくれませんかと言っているんですよ。だから、今の部長の答弁だと、1億5,000万円以上の大きな金額について競争入札したときには明らかにしますというような受けとめをしたんですが、小さな金額でも、そういうマスタープラン、今後の入札計画をやる場合について明らかにしてくれませんかとは私は言っとるんです。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 500万円以上の契約をしたものについては、過去3カ月分でホームページに掲載いたしております。それから、500万円以上の契約予定ですね、いわゆる入札を執行するものについてもあらかじめ公表をしています。それで、500万円以下は現在公表しておりませんので、随意契約の部分も含まれると思いますので、検討させていただきたいと思いません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） なかなかあなたとかみ合わんね。私が言っているのは、一般競争入札を市民に幅広くやる方法的なものも含めたものも、500万円というのは指名競争入札ですよ。太宰府で一般競争入札制度というのはないんですよ。だから、私が言っているのは、指名競争入札じゃありませんよ、一般競争入札、太宰府の市内の業者がだれでも参加できるような方法を検討したことを私どもに報告をいただけませんかと言っているんですよ。500万円以上については、インターネットを調べたら、入札予定があって、どこが落札したというのも、あなた方がびしっと情報公開をやっていることは、インターネットを見ればわかるんだけど。だから、今の入札を指名競争入札、12社とか16社だけでやるんじゃないくて、やはり太宰府のいろんな業者がおられるけど、その業者が入ってこれるような仕組みを変えた内容を議会に報告いた

だけますかと、こう言っとるんです。あくまでも一般競争入札をしたことについてを明らかにしとりますと言われれば、それじゃあ、国が言う競争入札じゃないじゃないですか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 入札については、現在大幅にやり方を変えようという通知も来ていますし、私たちもやはり変えなければいけないというふうに考えています。ご提案のように、いろんな電子入札とかご提言をいただいております。市長はその中でも、入札を変える中でも、やはり市内業者の育成を中心としたいろんな方向変換をしようということでございまして、一番自治法で規定しているのは、全体にお願いする一般競争入札というのがございます。それも考えていかなければいけない。その2番目にありますのが、総合評価といいまして、入札の金額だけでなく、その工事に対するいろんな考え方、品質がよくできるような考え方を持った業者、そういう提案をしたところについて、金額とそういう提案の点数をつけて、そして落札をさせるという方法がございます。まずは、市内の業者を中心にその総合評価の方式を来年1月にでも1件やって、試行をしながら、今後の方向性を見ていこうというふうに考えています。その先には一般競争入札もすべきもの、あるいは小さなものについて、市内の小さな業者についての拾い方についても今検討をいたしておりますので、そういうことが固まりましたら、議会の方に、こういうふうな入札のやり方、今は指名競争入札が主でございまして、こんなふうな形の入札をやりますよということは説明してまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ぜひひとつですね、太宰府に住んでおりながら、指名願を出している、経営自己審査も出している、それから軽微な仕事についても当然発注があるだろうという形ですけど全くないという声も聞かれますしね。ぜひひとつ、内部検討していただいて、国の通達が出ておりますが、これを全部競争入札にすると、大手には全く太刀打ちできません。大手が全部とっていき、こういう問題がありますから、地元業者を最優先にしたやはり入札制度を当局にぜひ検討していただくようお願いをいたしております。

大体、最後の時間20分予定しておりましたら、もう4分になりまして、この回答をちょっと簡潔に短く、ひとつご回答いただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民税、固定資産税、それから国民健康保険税等の減免基準の見直しについてご回答を申し上げます。

税の減免につきましては、太宰府市税条例第51条、第71条、第89条に減免規定を設けました。申請に基づきまして審査を行い、該当すれば減免を行っておるような状況でございます。

また、運用に当たりましては、他の納税者との均衡を失しないような減免取扱規程に基づきまして、慎重に取り扱う必要があるというように思っております。徴収猶予等によりましても到底納税が困難であると客観的に認められる場合の減免措置でございまして、納税者個々の実情に応じて減免すべきものであるというように思っております。

また、国民健康保険税におきましても、同様に太宰府市国民健康保険税条例第15条に減免規定を設けております。さらに、低所得者に対しましては、税負担の軽減を図るための減額規定を設けまして、一定基準の所得以下であれば7割軽減、5割軽減、2割軽減というような軽減措置を講じているところでございます。

お尋ねの生活保護に対します支給額についてでございますが、生活保護を受けてある夫婦2人の場合、支給基準額は月額10万9,440円で、年間総支給額は135万5,120円となります。この年間の総支給額を給与収入として国民健康保険税、介護保険料、市民税をそれぞれ試算いたしますと、国民健康保険税は2割軽減該当となります。年税額で9万4,600円、介護保険料1万6,800円、市民税は非課税となります。税の減免につきましては先ほど申し上げましたとおり、あくまでも納税者個々の実情に応じて適宜減免すべきものでございます。減免基準を生活保護基準の1.2倍までの額に広げるというような一定の設定をするというようなご提言等々につきましては、現時点については無理であろうというふうに思っておりますので、考えておりません。あしからず、どうも。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 明確な回答はなかなかすばらしいと思いますよ。さっきもちょっとほかの議員が質問しているときに言うておりましたが、やろうと思えば1億円ぐらいの金がかかるんですが。

私、今市長からね、1.2倍というところで全国の例を挙げてね、質問しましたが、市長から詳しく受けましたが、生活保護お二人で135万5,120円の年収があると。135万5,120円の申告をした場合、国民健康保険税の所得割付は本人の33万円を引いた残り、102万5,000円に対して7%かかりますしね、均等割、平等割がありますから。そうすると、少なくとも12万円の国民健康保険税がかかる、その2割減免というふうになるんですよ。そうすると、はっきり言って生活保護世帯の方については国民健康保険税はかかりませんし、医療費は無料です、介護保険料も無料ですね、市民税も無料。またおうちを持っておれば、固定資産税は減額でかからないという状況。だから、申告して窓口にお見えになったときの所得金額が、はっきり言って生活保護に近い状況の中では、やはり窓口で、あなたは減免対象になりますよ、市民税にしても国民健康保険にしてもという、指導することによってね、税金の滞納がなくなるんじゃないでしょうかと、負担を少しでも軽くすることができるんじゃないかと。窓口でそういう指導をすることによって、市はそういう制度を教えてくれたと、安くなったよと、払いやすくなったよという指導を、市長みずから担当部に指示をすることが、市民に喜ばれることなんですよ。

今言うように、133万円で生活している方というのは大変ですよ。そのために国民健康保険税が、生活保護の場合は医療費が無料であり介護保険も払わない。ただし133万円の人は、少なくとも国民健康保険税と介護保険料と3割の医療費を払うとですね、現実には30万円近くの金額が飛んでいくわけですよ。どうして生活できますか。私はそういう状況の中で、130万円生活保護世帯よりもほんのわずか、すれすれの人が、一生懸命今市内で頑張っておられます。

こういう状況の中で、130万円の方だって後期高齢者医療として介護保険料や国民健康保険税は、これ天引きされるわけだ。ただし、当然これにも2割減免、5割減免、7割減免があります。ただし、生活保護と同じような状況の中でもそういう状況の中で固定資産税は減免の基準に該当するんじゃないかと。だから、そういう内容を、やはり今担当窓口、市民部、それから総務部も含めてだけど、やはり市民に負担にならないようにどうすべきかと。やっぱりマニュアルをつくる。生活保護に近い所得じゃ、こういう状況の人に30万円もの国民健康保険税や介護保険料や医療費の3割負担分があるならば、具体的にあなたは制度的に減免の申請を出しませんか、固定資産税大変でしょうと、国民健康保険税の減免制度がありますよ、介護保険料の減免もありますよ、そういう指導をしていただけるかどうか。あくまで申請主義です。その申請を、行政の職員がこういう制度があるんですが利用されていますかというのをですね、今から先高齢化社会、年金生活をしていく上で、はっきり言って国民年金の場合は最高で60万円、夫婦で120万円、この年金生活者だけで、もうはっきり言って140万円で生活保護の基準よりほんの少しわずか、こういう状況でしょ。

だから、私はさっき言ったのは、1.2倍というのは、そういう国民年金だけしかもらってない。子供から援助を受けてやっている場合、そういう場合についても、太宰府市減免取扱規程の別表固定資産税第1号該当の適用要件3に、扶助を受けている者のうち生活の実態において生活扶助を受けている者と大差がない生活程度の者が所有する固定資産税については減免できるという規定があるんですよ、ですね。前年において生活困窮により、滞納処分の執行停止を受けた者で、当該年度の所得及び財産が同様、それ以下の者も減免の対象になる。こういう生活保護法による生活保護以外の扶助を受けている者、子供から援助を受けてどうにか生活していると、そういう人たちにも、はっきり言って生活保護基準の133万円、お二人でしている場合は、そういう制度をやはり担当窓口に指示していただいて、太宰府市はよその自治体よりも本当に市民を大切にしていますねと言われるような指導を、あなたの方が指示を出してくれないとね。

私このごろ、鹿児島に住んでいる方から厳しい批判を受けました。4年前に太宰府市のある地域に住んでおられて滞納していたそうです。で、その方が当時税金を天引きというか振替納税をしてきたと。で、65歳になって年金がもらえるようになったと。ところが、預金通帳を差し押さえられましたと。そうすると、年金が振り込まれたんだけど、年金だとある一定の期限、全額取ってはだめですよとなるんですが、預金通帳を押さえられたもんですから、年金の入った金額が全部税金に振りかえられたという実態があって、私も、鹿児島からですね相談がありまして、一度市役所に出てきてあげてくださいと、一緒に市役所に相談に行きましょと、あなたも年金だけで生活しているのは大変ですねという相談をして、まだ窓口には来ていませんけど。やはり、差し押さえというのは大変厳しいですよ。年金を押さえると金額的なものは全部取ってはだめですよというのがあります、ところが預金通帳に入ったものは全部取っていいわけですから。

こういう問題もありますし、長々と話しておりますが、あと6分ぐらいありますので、市長今私の言った内容についてはやっぱり担当部と含めてですね、やっぱり税金というのは払っていただくのは当たり前ですけど、払えない人のためにも特別な配慮をお願いしたいと思うんですが、その辺、私が今質問した内容についてご回答いただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今武藤議員から減免取り扱い等についてご指摘がございました。恐らく、今私どもの徴収しております職員等についても同様の考え方で臨んでおられるだろうというように思います。個々の実態等々にあって、面談した場合についてはそういった指導も私は行っている、そういった仁、いわゆる仁っていいでしょうか、これはもっておるというように思っております。課税する、賦課する立場、市役所におっただけではわかりません。個々の実態に、納税義務者に徴収に行ったときにそれがわかるわけでございます。そういった状況の中で、個々のケースの中で、恐らく行っておるというふうに思っております。条例の範囲内、法の範囲内の中でそれを有効にすることによって、その人自身の自立、あるいは納税意欲というようなものがわくのであれば、それも一つの方法、手法であります。これを逸脱してやるということについてはできませんけれども、その範囲内で可能な限り指導を行うというようなことについては当然であろうというように思っております。

それからもう一つ、税についてはやはり特別権力行政でございます。あるいは福祉の部分と異なります。市職員も心を鬼にして、やはり歳入の増に向かって努力してもらっておるというように思います。その中にも仁ありというような形の中で私は指導をいたしますし、もちろん私の指導の前に職員がそのことについては気づいておるはずでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長もそういう市民的な配慮のご回答をいただいておりますし、特に税務関係については、理事者室でも担当課長さんを初め、ここにおられる部長さん方もですね、生活保護基準を考えてみた上で、生活保護の方は固定資産税も減免されている、また大口の家賃の補助もされているという問題も含めてですが、実態に合った課税をして指導をしてあげると。ただ、納付者が来たんであなた払いなさいじゃなくて、こういう制度があるんですよ、地方税法、太宰府の部分で51条、71条、89条、国民健康保険税なら第15条、固定資産税の減免規定として第1号該当の減免対象者1の適用要件1、2、3、4に該当しますよという指導をやっていただいて、これに該当しない方には、一生懸命市が、職員が動いてくれたと、そのときにやはり市民は、市というのは本当にすばらしいところだと言えるような行政運営をやっていただくことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

近年、子供たちが置かれている環境は子供たちにとって必ずしもよいものであるとは言えません。昔に比べると物質的には恵まれていると言われますが、子供たちが本当に望んでいるのは、物ではない場合があります。何の制約もない遊び場所であったり、家族みんなで食べる食事であったり、安心して過ごす時間であったり、何でも相談できる人であったりします。人間は生まれたときから人権を持っています。しかし、この場所や食事や時間などは、特に子供だからこそ成人よりもさらに必要なこととして保障されなければなりません。では、これらが保障されているのかということになると、その実態調査は、これまで一般的にその保護者を対象として行ってきました。

以前、九州大学が小学生に御飯の様子の絵を描かせるという方法で食事に関する調査を実施しました。その際、2割近い子供が孤食、いわゆる一人で食事をしている様子を描きました。しかし、保護者に対する調査では、孤食させているという実態は浮かんできませんでした。孤食の絵を描いている子供たちに共通しているのは、人物が極端に小さく、食べ物が大きく描かれているというものです。これは常態的に一人で御飯を食べている孤独感を子供が感じているということでした。学校で家庭を指導するためということではなく、まずは子供たちがどのような環境でどのような精神状態であるのかを知るということは大きな意味があると思います。太宰府市においては子供に対する実態調査を実施されたことがありますでしょうか。

次に、中央公民館横の露切公園のブランコと滑り台が新しくなりました。まずは、なぜブランコと滑り台なのかということもあります。単に古くなった、以前の遊具を新しくしただけなのかもしれませんが、新しいブランコは高さが50cm程度あり、とても三、四歳の子供が使えるものではありません。また、ブランコの前にさくがなくなったため、前を通る子供にとっても危険なものになっており、実際にぶつかる事故も起きています。滑り台も以前より傾斜が急勾配になった上、滑りおりるところに、以前はあった砂場がなくなったため、かたい地面に直接落ちていきます。

このような遊具を使って遊ぶのは恐らく小学生までですが、主体となるのは就学前の子供たちです。したがって、ほとんど使われていません。なぜこういう結果になるのかというと、それはひとえに使用する人間の意見を聞いていないということだと思います。子供たちのために何か施設をつくるのならば、意見が言える年齢ならば直接子供たちから、まだ意見が言えない子供ならばその保護者から、計画段階から意見聴取を行うことが、若干手間はかかりますが、結果として、時間軸で見ると、費用対効果を上げることになります。

以前、点字プリンター購入の際も100万円近い機材を購入しておきながら、結果として視覚障害者が使えなかったということがありました。そのときも、私はなぜ事前に当事者の意見を聞かなかったのかということをお願いしましたが、今回また同じことが起こっています。今後

子供たちのために施策を実施する場合、子供の目線から見た実質的な施策にするため当事者の意見を聞いていただけるか、ご回答をお願いいたします。

3番目に、市長はそのマニフェストの中で子育て支援の充実を具体的な施策を提案され、実行されていくことを明言されておられます。これは市長のお考えに基づき進めていただきたいと思います。自治体というのは為政者が変わります。その交代のたびに子供たちに対する施策が変更するようでは、一貫した子供施策が行われません。冒頭申し上げましたように、人は生まれながらに人権を持っていますが、子供だからこそ保障されなければならない場所や食事や時間などがあります。このことを踏まえ、太宰府市の子供施策の根幹を条例として明文化することで、為政者によるものではなく、一貫したものとして発展されることだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、2項目めに、ガイドヘルパーについて市の今後の考え方をお伺いします。

視覚障害者の方の日常生活に欠かせないのがガイドヘルパーです。例えば、お店で欲しいものが売っている場所や色や寸法、食物の場合はその鮮度や値段の確認など、私たちが日々何の不自由もなくやっていることが、視覚障害者の方にとってはガイドヘルパーなしでは非常に困難であり、それだけに大変重要な役割を持っています。

以前、私はこのガイドヘルパーの利用時間が国からの交付金の算定基準の一つになっているということを申し上げました。もちろん移動支援を行うためのガイドヘルパーは視覚障害者の方のためだけではありませんが、現在ボランティアではないガイドヘルパーの利用状況はどうなっているでしょうか。

また、ボランティアでガイドヘルパーを引き受けてくださっている方に対しアンケート調査を実施されたと思いますが、その結果を執行部ではどのように受けとめておられますか。視覚障害者の方も生まれたときから障害を持たれているのか、中途から障害を持たれたのか、光を感じることができるのか、全くできないのかなどによってその心理状態や行動形態は様々です。ボランティアの方は善意で引き受けてくださっていますが、数時間の講習を受けただけなのでその対応に限界を感じておられる方も多いと聞いています。今後視覚障害者の方や障害者の方が自立した生活を送っていくためにも、資格を持ったガイドヘルパーの需要は高まってくると思いますが、市としてはどのような対応を考えておられますか、お伺いいたします。

回答は項目ごとをお願いいたします。

以下、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、1点目の実態調査につきましては、私の方からご回答をさせていただきます。

本市におきましては、平成18年度から2カ年事業といたしまして文部科学省の委嘱を受け、義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業を実施いたしております。その中におきまして、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するために、学校、教師、そして子供

たちの実態把握を行うためのアンケートを、平成18年10月にそれぞれの学校で実施をいたしております。

なお、この子供たちに対するアンケートの内容につきましては、学習に関すること、そしてあいさつや交友関係に関すること、そして健康や食生活に関することなどを実施いたしております。

また、本市の学校栄養職員研究会が、本年6月と7月に小学校5年生を対象に食生活アンケートを行っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 次に、2点目の子供の目線から見たまちづくりにつきまして回答いたします。

各施策事業の中で、関係部署において地域及び関係者を通し子供たちや保護者の意見を聞きながら施策の実現に向けて努力していきたいと考えております。

3点目の、子供施策の根幹となる条例づくりについての考え方について回答いたします。

子供の権利、子供に関します条例等の制定に向けた動きが県内外の自治体を初め近隣市町でもあるようでございますが、まずは本市の次世代育成支援対策行動計画の推進を図っていくことが先決ではないかと考えております。したがって、条例につきましては今後における検討事項の一つとして受けておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今、このアンケートを実施されたということだったんですけども、例えばこの中でですね、特にアンケート結果の中から、部長がごらんになって特に問題があるというふうに感じられたような項目はございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 今回、市あるいは文科省の指定によりましてアンケート調査をやりましたけども、アンケートの項目の一つの中には、例えば朝御飯を毎日食べていますかというのを子供たちに聞きました。その結果によりますと、全体では93%の子供たちが毎朝食事をしていきますという結果も出ております。ただし、残りの7%が食べていない、ほとんど食べないという結果も出ております。これの理由の中では、おなかが減っていないという子供、あるいは時間がないというふうな数字が主な内容でございます。いずれにしましても子供たちが朝家族と一緒に御飯を食べながら出校してくるというのは、やはり子供たちの1日の学校生活の中では一番重要な中身ではなかろうかというふうには思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今お答えいただきました、これは食生活アンケートですから、小学校5

年生を対象にしたアンケート結果というふうに考えてよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 最初に申しました文科省の委嘱を受けてやったときのアンケートは、全校生徒でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） はい、わかりました、ありがとうございます。

この実態調査というのはやはり私も必要だと思っているんですけども、皆様のお手元に配付した資料をごらんいただきたいと思うんですが、これは今年高浜市というところで行われました地方自治と子供施策全国自治体シンポジウム2007というところで報告をされた、この厚い資料のごく一部なんですけれども、これはですね、無作為に選びました千葉県八千代市、立川市、川西市、多治見市、白河市、志免町、札幌市、この全国の7つの自治体で11歳から17歳までの子供1万6,000人、18歳以上の大人も同数の1万6,000人を対象とした実態意識調査になっております。そして、この表の中でA、B、C、Dというふうな形で表示されておりますのは自治体名のところになるわけですが、この調査の中ではですね、先ほどおっしゃいました、文科省の方から言われた調査内容に加えましてですね、子供の生活、それから子供の自己肯定感の有無、子供の居場所、子供の救済制度の認知度、こういったものの調査を行っておられます。

先ほど申し上げましたけれども、実際に大人と子供の意識のずれがこの調査からもごらんただけると思うんですけども、ごらんのように子供が一番安心できる場所として、保護者の約80%以上が家族と一緒に過ごす部屋と、子供たちが一番そこが安心するだろうと上げているのに対して、子供は約50%、そして一番問題なのはですね、20%以上の子供が、一番安心できる場所として学校の教室を上げている実態が出てきています。

これは太宰府市がどうかということとはわかりませんが、ちょっと市長にお伺いしたいんですが、実際にこういった内容でですね、子供施策を行うときに、今市長は子育て支援というのを大きなかなめにされていますけれども、最終的にはこれは子供が健全に育つための、そのためには親がやはり健全な状態でなければならないという観点からの子育て支援だと思うんですが、こういった結果を踏まえてですね、市長ご自身はこういった実態調査をする必要はあるのかどうか、お考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 個々の行政を進めていきますためには、やはりこういった、実態がどうなっているのかというふうなことが、まず大事だろうというふうに思っております。太宰府市におきましてはにこにこプラン、次世代育成支援対策行動計画を策定いたしておまして、これが平成19年までの部分になっておるだろうというふうに思います。このことによって進めておるわけでございますけれども、私は様々な、子供は人々とのかかわりを持って成長しておるといふふうに思っております。個人として尊重され、あるいは健やかに育つというか、遊び、学ぶことを通して成長するものだというように思っております。その基本となりますのは、私は初

めて出会う家庭であると思っております。家庭における教育が子供の成長の重要な役割を担うと。それに伴って、行政として幸せに生きるまちづくりを進めていくためにも、やはり家庭でありますとか学校でありますとか、あるいは地域というふうなものが相互に密接な関係の中において育てていくと、子供を地域で育てるといふようなことがやっぱり必要になってくるというふうに思います。そういった中におきましても、まず実態がどうなっているかというようなことについては、やはり意識調査だけではなくていろんな場面の中での調査があるわけですから、その中で私は実態を把握すればいいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。意識調査というか実態調査は必要であるけれども、それをいろんな場所でいろんなところでやっていきたいというふうなお考えだということだったんですが、実はこのシンポジウムの報告書、このほかにですね、いろんなアンケート調査、意識調査を行っているんですが、この中で出てきているところで私がやはり大きな問題だなと思っているのがですね、自分のことを肯定的に、自分のことが好きだとか、あるいはどちらかといえば好きというふうに肯定的にとらえている子供が約53%、つまり40%以上の子供が自分のことを否定的にとらえているという、そこには載っていないんですけど、この報告書の中でそういった報告が上げられています。

また別の段階で、これは名古屋市が単独で行っているんですけども、名古屋市が単独で調査した結果では、自分を好きだというふうに回答したのはわずか30%程度になっています。日本の子供たちはほかの国と比較して自己肯定感が低いというふうに言われているんですけども、これらの調査結果からも、やはりそれがうかがえるんです。それが、太宰府がどうかということはまだわかりませんが、さらにこの調査の中ではですね、自己肯定感が低い子供ほど他者からの言葉や暴力による侵害を受ける割合が高いという結果が出てきています。

じゃあ、では侵害を受けた子供に対して制度面でどのように対応ができるのかといいますと、そこには救済制度というのが上げられてきます。この子供たちの救済制度の認知度について、子供施策が進んでいると言われている川西市、八千代市におきましては、7割以上の子供たちがその存在を知っているというふうに回答しています。しかしながら、ほかの自治体においては総じて子供たち自身がそれを知らないという結果が出ています。太宰府市も救済制度の一つとしてヤングテレホン太宰府というのを実施されているんですけども、この認知度について、こちらは教育委員会でも行政側でもいいんですけども、子供たちに調査をされたことはありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初の自分を尊敬するという話につきましてですが、私自身も中学校の教員をしながら思っていることはですね、小学校から中学生、高校生については調べたことはございませんけれども、高学年になるほど自分は信頼されているとか、尊敬されているという度合いが減ってくるというのは、もうご指摘のとおりです。その内容としては、どうも日本の教

育が欠点といいますか、否定的な言葉、何々をしなさんなというような、そういうふうなことが教員も含め、親も含め、教育全体がやっぱりそういうふうなことで進んでいて、いいところを褒めて伸ばそうというような状況にないというところも一つあるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。そういう点からですね、やはり褒めて伸ばすといったら短絡過ぎますけれども、やはりいいところを伸ばすということを、もう少し気をつけて話していかないといけないんじゃないかと。

もう一つは、成績という、学力という何か一つの軸ではかろうとするものだから、それに対してうまくいかない場合は、やはり自分がだめな人間だなどとらえていくんじゃないかと、だからその評価の軸をですね、幾つか持って、運動にしろ、手伝いにしろ、親切にしろ、そういうふうな側面を持って、やっぱり予算を認めていくということが大事じゃないかというふうに感じております。

それから、ヤングテレホン等の認知度につきましてですけれども、これについては、直接何%ということ調査をしたことはございません。ただ、いつもこういうふうなカードをですね、子供たちに渡して、これはヤングテレホンに限りませんが県の相談施設等もございますし、それから子供手帳みたいなものを渡しながら、相談施設等の、あれは子供手帳じゃなかった、親に渡すそうです、そういうものを渡しながら、相談施設等の紹介をしているというところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今教育長がおっしゃいました子供たちのいいところとか、多面的な方向でその評価をしていくことが必要だとか、勉強に対するストレスがあるとか、今おっしゃったまさにそのことがですね、このアンケート調査からも明らかに出ております。今おっしゃいましたヤングテレホン太宰府については、認知度ですね、太宰府市は、今ほかの自治体が救済制度に取り組もうとしているのに比べましても、随分早い段階からこのヤングテレホン太宰府という救済制度を実施されて、非常に進んだ施策として取り組まれてきているんですけども、やはりこれが実質的に子供たちにどれぐらい知られているのかということ、先ほどのまちづくりの話でもありましたけども、そういった調査をしてですね、子供たちが、親が知っているも余り、親が知っているよりも、やはり子供たちがどれぐらい知っているのかということ、これが非常に重要ですから、まずはその実態調査をして、もし認知度が低いということになればですね、やはり何らかの形で、例えば青少年育成市民の会も広報に毎回ヤングテレホン太宰府のことも出していますし、おっしゃったようにこういったカードを配られたりとかということもやっておられますけども、例えばこれが私が行った高浜市で配られている、子供たち全員に配っているものなんですけど、これは子供たちが自分たちでつくった子供憲章のパンフレットなんですけど、この中にですね、子供たちが困ったときにどうしたらいいんだよということを、子供たちの文字で全部これは書いてあります。これは非常にお金がかかっているんですけど、これ

は志免町です。志免町はこういったもので、これもやはり子供たちが自分たちで書いているんですけども、こういったものでこれを子供たち自身がつくって、それを子供たちに配るというような形での認知度の向上を図っておられる自治体も、今たくさん出てきています。教育部長、今申し上げましたこういった認知度のまず実態調査、それに関しての対応というのを、今後考えていただけますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 現在ですね、昨年いじめの事件が起こりまして、特にこれによりますと11歳から18歳になっていますが、小・中学生につきましては、以前よりもいろんな意味合いで学校の方で、また保護者に対しましてアンケートとか面談等というところで実態把握といいますかね、または悩み相談なんかを受けているところでございます。

今ご指摘のように、ヤングテレホンだけを知っているかというような実態調査だけは難しいんじゃないかという感じがいたします。それで、先ほど子育て支援担当部長さんから話があったようにですね、そういうふうなものの中で総体的に考えていかなくちゃならないんじゃないかと思います。アンケート等もいろいろするのも大事だと思いますけど、何かですね、やっぱり目的とか方向性とか、そういうものをしっかり持ってやらないと、ただ実態を知っただけというのも、知らんより知ったらいいかもしれませんが、もう少しそういう何か総体をよく考えながらやっていかないと、誤解を招くんじゃないかという感じがいたします。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これは子供たちのアンケート調査の中で、例えばスクールカウンセラーも各学校に配置されているというのものもあるんですけども、そういったところに相談をしたくてもできなかった子供たちの理由が書いてあってですね、相談したことを特に身近にいる人間に知られたくないという意見が非常に多かったというのも実態としてあります。今教育長がおっしゃいましたようにですね、ヤングテレホンだけじゃないと、ここ高浜市の場合は県のものとか、いろんなものを総合的に紹介して、いろんな相談場所があるんだよということをきちんと案内をされているんですね。ですから、それも含めてですね、今後そういった形で、できればもう少し積極的に、子供たちにその救済制度のあり方というのを、あるよということを認知を進めていただければというふうに思っています。

それでは、次に進みます。先ほど公園の話をして、子供の目線から見たまちづくりという話をさせてもらいましたけれども、先ほど長谷川議員のお話の中にもあったんですけど、まず私が感じたのがですね、これは建設経済部長になるかもしれませんが、公園をつくる時にですね、その公園の主たる目的、今太宰府市の公園って非常に大きな公園は少ないと思います。割と中規模あるいは小規模の公園が多いんですけども、そこに高齢者も就学前の子供たちも、ボールを使いたい子供たちも、サッカーをしたい子供たちも一緒になって使うということは、物理的に不可能だと思うんですね。ですから、公園の立地条件とか面積に合わせてですね、ある程度市の方として主たる目的、ここは大体主体的にだれが使えるような場所だ

よという、例えば子供たちがボールを使えるような広いところであれば、逆に遊具とかがあることが邪魔になることもあるでしょうし、そして小さな公園であればですね、逆に遊具とか、あるいは高齢者の方が座っていただけるようなベンチを主体的に置くとかですね、そういった部分で、先ほどの話では地域の中で話をしてもらうというふうなお話をされていたんですけども、まずは行政側としてですね、子供施策の一つなんですけども、公園等をつくるときに、まずは主体的にここはだれが使う公園になるだろうというようなことをですね、目的として公園をつくらないと、余りにも目的が広がり過ぎると、逆に混乱を呼ぶような気がしたんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 子供たちが使うなら子供の目線でというようなものを多く取り入れてということであろうと思います。そのとおりだろうと思います。先ほども申しましたように、高度成長期にたくさん、団地に公園等をつくっております。そのときの公園のあり方というのは、その法定以内の面積のパーセントでつくってきたということが現状であるようでございます。そのとき、ですから今と違って端っこの方にですね、公園をつくったりしてありますし、高齢化が進むにつれて、そこが子供たちが寄れないような、そういうところも確かにございます。今、佐野の区画整理、そういう部分については、地域の意見を少しずつ取り入れてですね、夏祭りをするからこうしてくださいとか、そういう意見を聞きながら、徐々にそういう形にはしてきております。

ただ、それがまだそういう地域の、特に街区公園等はそういう状況にありませんので、そのときの考え方で、あるいは行政レベルでつくってきた部分があるかと思いますが、考え方としてはこれからそういうところをどういうふうにしていくかと、公園の考え方の切りかえといえますか、特定化といえますか、使う人たちですね、そういうことも考えていかねばならないというふうには思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私は、子供は大人よりもですね、より自然に近い存在だと思っています。昔のように大人が自然と共存しているときには、子供の目線から見たまちづくりの必要性というのは余りなかったと思います。それは、子供の存在に近い自然が周囲にたくさんあったからです。しかし、今の人工的なものばかりに囲まれた町の中で、子供にとって何が必要なのか、自然に囲まれて育った私たちにははかり知れないところが、私はきっとあると思います。

また、ご紹介したように子供を一番理解している保護者と、そして子供の間にも意識のずれが、もう今は出てきています。子供のための施策を行う場合ですね、今審議会なんかには中学校、高校から子供の代表を入れて議論を行う自治体が増えてきています。私自身もその実践事例を聞いたときに、有識者にまじってですね、子供たちがどのような意見を言うのか、そして会議が成り立つんだろうかということに不安に思いましたので、前段で申し上げたこのシンポジウムの中で実践事例を紹介しました豊田市、日進市などの職員の方に直接質問をしてみました。

た。しかし、もうこの2市だけではなく、既に何自治体もそういったことをやっているんですが、すべてそういった不安は杞憂だったというふうに職員の方が明言されました。逆に目からうろこだったと、子供たちの意見を聞いて非常に驚いたという表現をされる自治体もありました。

今建設部長もおっしゃいましたけれども、例えば子供のために公園をつくる。そしたら、例えば子供の例えば意見がどうなのか、本当に子供たちが遊具が欲しいのか、あるいは遊具じゃない方がいいのか、そういったことも含めてですね、内容によってなんですけれども、市長にお伺いしたいんですけども、子供の意見を直接聞くという場合が考えられるかどうか。もちろん子供の意見を聞くということでは、子供の意見に従うということではありません。あくまで子供の意見聴取を行うということなんですけれども、そういった必要性を市長は感じておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） その政策によりけりだと思いますけれども、やはり対象が子供の場合にあっては、やはり耳を傾けるということについては当然であろうと、直接あるいは間接を問わず、やはりそういった行政の姿勢は私は必要だろうというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） ここで15時30分まで休憩します。

休憩 午後3時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時30分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今私が申し上げてきたことに関して、例えば子供の権利とかという言葉を使いますとですね、子供に必要以上に権利を与える必要はないというご意見もたくさん聞きます。しかし、この場合の私が申し上げた権利といいますのは、生まれた後から義務と表裏一体になって与えられる権利ということではなく、先ほど申し上げましたように大人の人権、これに加えて、子供だからこそ絶対に必要な場所や食事や時間などを社会全体で保障して、それが侵害されている場合には制度として救済するというもので、他者が与えたり奪ったりできるものではありません。

九州では、志免町が既にその条例を制定いたしまして、近隣自治体においても市長の公約として子供のための条例制定を上げている自治体も出てきています。

今る申し上げました、先ほど回答にございましたが、まずはですね、この福岡県の次世代育成支援地域行動計画、こういったことから始めていきたいというご回答だったと思うんですが、私も研究会で県の職員の方からレクチャーを受けて勉強してきたんですけども、これはやはり大人の立場から見た育成計画であって、子供の目線から見たという部分には、非常にその部分は欠けているなというのが私自身の感想だったわけですが、今まで申し上げてきたこと

を踏まえまして市長ご自身はですね、この子供施策の根幹、これを為政者によるものではなく、一貫したものにするための条例制定というものの必要性は感じておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 現時点においては感じておりません。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今ですね、子供がつくるお弁当の日というのを実施している自治体が、もう既に100を超えております。これは親の苦労を子供が理解するということとあわせまして、何らかの理由で保護者が食事を用意できなくても、子供が自分の力で自分の栄養を賄う、すなわち生きる力を養うという意味からも、注目をされています。これは、子供の食事に関して、制度面からみんなが応援している例だと私は思っております。しかし、こういった施策がですね、単発に終わらないように、市として子供に対する考え方の根幹を明文化する必要を、私は感じております。市長には、今の現時点では感じていないというお話だったんですが、ぜひ市民と、そして子供たちとともに、この条例制定に向けて前向きに進めていただくことをお願いして、1項目めの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 次に、ガイドヘルパーに対する今後の方針についてご答弁申し上げます。

ガイドヘルパーの事業につきましては、障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から、地域生活支援事業の中の移動支援事業で、市町村の必須事業として行っています。

本市の移動支援事業の利用状況を申し上げますと、12月現在の受給者人数は、身体、知的、精神の3障害を合わせて46人です。12月の支給時間は、合計818時間となっております。また、利用者数は、10月の実績では38人であり、移動支援事業の利用対象者は46人いらっしゃいますが、この利用に当たりましては、原則として市と委託契約を締結している事業所から選択していただいております。

次に、ボランティアガイドの実態につきましては、現在市内の事業活動として、社会福祉協議会ボランティアセンターが行っています視覚障害者ガイドボランティア派遣事業がございます。視覚障害者ガイドボランティアセンターへの派遣登録者は現在6名で、視覚障害者ガイドボランティア「アイ・あいの会」会員の方からも派遣をいただき、平成17年度が13件、平成18年度が18件と、主に日常生活にかかわる買い物や趣味に対するガイドで、平成19年度においては現在までに33件と増加しており、その利用が高まっております。

なお、社会福祉協議会では、毎年視覚障害者ガイドボランティア養成講座を視覚障害者ボランティア「アイ・あいの会」の協力を得て、参加費無料の単独事業として開催しております。

次に、ガイドヘルパーのプロの育成につきましては、現在ガイドヘルパーの視覚というものは特にございませんが、福岡県では認定事業として移動介護従業者養成研修事業実施要綱を設けるなどして、居宅介護者等従事者等による外出時の移動の介護に関する適切な知識及び技術

の習得を図るため、社会福祉協議会などの社会福祉法人を初めNPO法人、学校法人等の70事業者を指定をしまして、そのうち平成19年度には24事業所でプロ研修が行われております。

ガイドヘルパーのプロの育成としましては、あくまでも認定事業でありまして、県の要綱に沿った条件で事業所を指定し、実施されていますが、受講者は全体で10名程度であると県の方から聞いております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 済みません。前段のところではちょっとはつきりわからなかったんですけども、この移動支援を利用しているのが時間数で818時間、そして事業所から派遣された移動支援の方が38名いらっしゃって、それを利用される方が46名いらっしゃるというふうに、そういうふうに理解していいんですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 対象受給者の人数が46人、その中で、二月遅れで来ますので、10月の実績としては46人のうち38人が利用をされた。また、46人に対する12月の支給時間は、合計で818時間支給していますと。それを何人使われるかは、実績として上がってきた段階でわかるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この818時間は非常に多いんですけど、これは12月とおっしゃいましたが、12月までですか、それとも12月の今まで現在ということですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 大変失礼をいたしました。本年度4月から12月までの支給時間の合計に訂正をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私先ほど質問したと思うんですけど、ボランティアガイドの方にアンケート調査を実施されたと思うんですけども、このアンケート結果内容について、執行部はどのようにとらえておられますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 「アイ・あいの会」で実施されましたアンケートをいただいております。具体的な活動についてボランティアに参加できるかできないか、その他の意見などということで、アンケートがされております。それで、全体の集約をいたしますと、ボランティアにとっては限界を感じている人も多いと。ボランティアする条件が合えばいいですよといった方、あるいは時間の調整が非常に難しい。長時間のガイドは疲れる。限度時間の設定も必要ではないか。低額でも手当を望む人もいる。都合がつけばボランティアもいいですよと、確実性には欠けますと。こういったことで、6人の派遣登録者からのアンケートをいただいております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） やはり事業所から派遣されてこられるガイドヘルパーに対してですね、同一、同じ人がずっとついてきてくれないから、毎回人が変わるので使いづらいとか、あるいは今度はボランティアの方からはですね、やはり自分たちは専門的に勉強しているわけじゃないから、いろんなことを出されても非常に難しいと、困難だと、限界を感じているというふうな意見が出ていると思います。

それで、前回私9月議会の際にも申し上げたんですけども、ヘルパーとか社会福祉士も今後、例えばそのニーズは高まってくるけれども、数が追いつかないんじゃないかと申し上げました。ガイドヘルパーもですね、今現在、先ほどおっしゃったみたいに、認定事業でありながら現在10名程度しかその受講者がいないような状況、県ですよね、これ、県で10名程度しかいないような状況。しかも、太宰府市では現在、今やったださっているボランティアはわずか6名。で、この数がですね、やはり私目減りしていくということが非常に心配なんですね。目減りしていくことは、やはり視覚障害者の方だけではなくて、身体の方も含めてですね、やはり移動するときに支障を来してくるような気がしています。やはりここも人数の確保ということを考えなければ、早急に考えなければならぬと思いますが、何か具体的な方法というのは考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 具体的な手だては考えておりませんが、福岡県の移動介護従業者養成研修事業というのがございまして、これは36時間の研修を受けるようになっておるようでございますので、今後はこういったことの周知を何とかですね、やっていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 前回は申し上げましたけども、太宰府市内にはですね、大学という非常に貴重な財産がたくさんあるわけですね。ましてや、その中で福祉を専門に勉強というか、教えている大学もあるわけなんですけれども、ここで例えば市民大学講座とか、市民に開かれた形で、もう少し幅広くこのガイドヘルパーなり、ヘルパーも含めて育成するための講座をですね、大学に設けていただく。で、市民にもその大学が開放される。こういった根本的な考え方を、何というか、考え方をもう少し進め、いま一歩進めてみるということは検討をされてないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 今議員さんのご質問の中でですね、県の方が70の事業所あるいはNPO、あるいはまた学校法人等にその研修をですね、指定をしているというところがございますので、この学校につきましては、太宰府市の方の学校は今のところ上がってないようでございますけども、福岡県下の中ではですね、全部で24の事業所がこの事業を行うということで指定をされております。その中で、県の役割といたしましてですね、この養成講座は行われているわ

けでございまして、以前申し上げましたように障害者自立支援法につきましてはいろんな役割がございまして、国の役割、県の役割、市の役割というのがございます。それで、整理の中ではですね、県がこれを整理して行うという、その役割を持ってですね、この研修会を行っているということでございまして、私どももできるだけ多くのところで受講できるようにお願いしたいということでは申し上げておりますので、今後またそれについては期待をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今県の方でやっていらっしゃるということで、ただ大学に関して言えば、太宰府にはまだそのお声がかかっていないということだったんですが、県は県で自立支援法に関して、地域生活支援事業に関して進めていると思いますけども、現実にヘルパーもガイドヘルパーもですね、足りなくなって一番大変な思いをされるのは市民であり、それがもろにはね返ってくるのは行政の皆さん、職員の方だと思うんですね。ですから、県の対応を待つということよりもですね、まずは例えば皆様方ご自身の足で福祉大学に行かれて、例えば県との協議を開始したいと思いますけども受け入れていただけますかとか、やはり太宰府市内で何とかそういった確保をするような動きをですね、まずやっていただきたい。で、前回9月議会では、市長とお話をさせていただいたときに、市長はやはりそういった前向きになることだったら、大学との協働も今後進めていくべきだという回答をなさっておられますけれども、やはりそのためにはまず行政側から動いてですね、大学に話をもちかけていくというのが非常に重要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まさにそのとおりだというふうに思っております。

それで、先ほど申し上げましたようにですね、福岡県におきましても、ぜひ太宰府の学校を指定していただきたいということは申し上げておるところでございまして、今後におきましてもですね、キャンパスネットワークというのもございますし、太宰府の大学との連携を市の方がっておりますので、そちらの方も活用させていただいてですね、相互に依頼をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それでは、私自身もその大学との協働などによりますこういった認定事業ではありますけども、ぜひまず行動に移して進めていただきますことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時47分

~~~~~ ○ ~~~~~



# 1 議事日程（4日目）

[平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成19年12月14日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 村山弘行<br>(16)    | <p>1. 信号の設置と一方通行規制について</p> <p>(1) 長浦台一丁目4、5、7番周辺の変則五差路に信号機の設置を。</p> <p>(2) 太宰府西小学校付近を時間帯により一方通行の規制ができないか。</p> <p>2. 今後の職員採用について</p> <p>平成20年度までは職員採用がないが、平成21年度以降の職員採用について伺う。</p>                                                                                 |
| 2  | 橋本健<br>(7)      | <p>1. 安定財源確保の最善策について</p> <p>三位一体改革といった地方分権化の推進により地域経済が疲弊し、地域間格差が生じている。各自治体の財政が逼迫し、その多くはいかにして立て直しを図り、健全財政にするか苦慮しているのが現状である。本市は、720万人の観光客と数多くの歴史的文化遺産に恵まれており、この宝を生かして将来に向けた安定財源を確保していくべきと考える。市長は、観光産業の活性化のため「宿泊施設の誘致」を明言された。では今現在、具体的な候補地があるのか、その計画内容について伺う。</p>    |
| 3  | 原田久美子<br>(1)    | <p>1. 外郭団体の運営・管理について</p> <p>指定管理者制度を導入された外郭団体の経営について、市長はどのように指示、提示されて管理、運営されているのか伺う。</p> <p>2. 太宰府館の管理運営状況について</p> <p>(1) 太宰府市地域活性化複合施設として平成16年の9月1日から市の直営で運営開始され3年が過ぎた。今現在、地域の振興、活性化につながっているのか伺う。</p> <p>(2) 現状と今後の見通しを含め、外郭団体、第三セクター、民間などに経営を委託される考えはないか伺う。</p> |
|    |                 | <p>1. 観光産業の振興と史跡地の有効活用について</p> <p>本市への来訪者は年間700万人とも言われるが、そのほとんどが</p>                                                                                                                                                                                              |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 中 林 宗 樹<br>(8)  | 通過型であり、太宰府天満宮及び九州国立博物館が中心となっている。他の史跡地への回遊性についての取り組みと、史跡地の有効活用として史跡地（重要史跡地を除く）内へ車の乗り入れができないか伺う。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 5 | 清 水 章 一<br>(13) | <p>1. まちづくりについて</p> <p>(1) 協働のまちづくりについて<br/>「地域コミュニティ」推進プロジェクトを総合計画に掲げてまちづくりを行っているが今後の進め方について伺う。</p> <p>(2) 滞在型観光について<br/>サイン整備等の充実について伺う。</p> <p>(3) 歳入確保のための市有地の有効活用について<br/>例えば、正月は交通渋滞を解消するために一部市有地を無料開放しているが、それを有料にするなど、何らかの歳入確保の方法はないか伺う。</p> <p>(4) 通古賀、吉松東、国分川原地区について<br/>組合施行で区画整理事業が進み新たな“まち”が生まれようとしている。<br/>しかし、市民は何ができるのか知らない人が多い。市広報等に掲載することはできないか。</p> |
| 6 | 門 田 直 樹<br>(9)  | <p>1. 暴力追放における本市の取り組みについて<br/>暴力団抗争の激化を受け、暴力団組員の市営住宅への入居や公的施設の使用を制限する動きが広がっている。<br/>本市における組織暴力への対策と取り組みについて伺う。</p> <p>(1) 市内の暴力団関係者の実態について</p> <p>(2) 入居や使用に関し条例改正の予定は</p>                                                                                                                                                                                            |

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 原 田 久美子 議員  | 2番 藤 井 雅 之 議員  |
| 3番 長谷川 公 成 議員  | 4番 渡 邊 美 穂 議員  |
| 5番 後 藤 邦 晴 議員  | 6番 力 丸 義 行 議員  |
| 7番 橋 本 健 議員    | 8番 中 林 宗 樹 議員  |
| 9番 門 田 直 樹 議員  | 10番 小 柳 道 枝 議員 |
| 11番 安 部 啓 治 議員 | 12番 大 田 勝 義 議員 |
| 13番 清 水 章 一 議員 | 14番 安 部 陽 議員   |
| 15番 佐 伯 修 議員   | 16番 村 山 弘 行 議員 |
| 17番 田 川 武 茂 議員 | 18番 福 廣 和 美 議員 |
| 19番 武 藤 哲 志 議員 | 20番 不 老 光 幸 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

|                    |      |                  |      |
|--------------------|------|------------------|------|
| 市長                 | 井上保廣 | 副市長              | 平島鉄信 |
| 教育長                | 關敏治  | 総務部長             | 石橋正直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長    | 三笠哲生 | 市民生活部長           | 関岡勉  |
| 健康福祉部長             | 松永栄人 | 子育て支援<br>担当部長    | 村尾昭子 |
| 建設経済部長             | 富田譲  | 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古川泰博 |
| 教育部長               | 松田幸夫 | 監査委員事務局長         | 木村洋  |
| 総務・情報課長            | 木村甚治 | 経営企画課長           | 今泉憲治 |
| 管財課長               | 轟満   | 協働のまち<br>推進課長    | 大藪勝一 |
| 市民課長               | 武藤三郎 | 福祉課長             | 新納照文 |
| 都市計画課長             | 神原稔  | 建設課長             | 大内田博 |
| 観光・産業課長            | 山田純裕 | 上下水道課長           | 宮原勝美 |
| 教務課長               | 井上和雄 | 生涯学習課長           | 藤幸二郎 |
| 中央公民館長<br>兼市民図書館長  | 吉鹿豊重 | 文化財課長            | 齋藤廣之 |
| 観光・産業課参事<br>兼太宰府館長 | 木村和美 |                  |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 浅井武  |
| 書記     | 花田敏浩 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問を行わせていただきます。

まず、長浦台の一丁目4番、5番、7番付近における変則五差路に対しての信号機の設置についてでございます。この件につきましては、平成14年9月議会でも質問を行わせていただきましたが、具体的にまだ設置まで至っておりません。近年、この周辺は、大佐野・向佐野線の開通や、あるいは住宅の建ち込みなどによりまして大変交通量が増えてきておるところであります。また、平田方面から長浦台方面に来る変則五差路の付近では非常に緩やかなカーブになっておりますが、ここを曲がり切れずに近くにあります酒屋さんに車が突っ込む事故なども過去数回発生をしておるわけでありまして。したがって、地元住民の皆さん方の多くの声は、ぜひとも一日も早くこの変則五差路に対する信号機の設置を関係機関に働きかけるよう求められておりますが、これまでも何度となく質問をいたしてきておりますが、以降の経過並びに対応をお伺いするものであります。

次に、大佐野・向佐野線が平成12年に開通をしたというふうに思いますが、開通して以来、筑紫野方面よりこの道路を利用する車がこれまた大変多くなっておりまして、これから上ってきた車が西校前の交差点で突き当たりまして、これを左折してすぐ右折をし、青葉台団地へ抜ける車が、いわゆる長浦台、青葉台団地がバイパスがわりになっておるわけでございます。通勤・通学時間は、通称県道5号線の長浦台入り口信号、牧のうどんの近くでございますが、そこから西校前交差点までの間、渋滞をし、車が数珠つなぎになっております。そこに大佐野・向佐野線から来た車が左折をし、すぐ右折をする、こういうことで、車が身動きできないような状態になっておりまして、その間を子供たちは通学をしているわけでありまして。したがって、ぜひとも西校前交差点から青葉台団地へ抜ける道を時間帯を設けて進入禁止にしてほし

い、こういう要請も、これもまた平成14年9月議会でも取り上げておりますが、その後の経過と見解をお伺いするものでございます。

次に、今後の職員採用についてお伺いをいたします。

直近の新規採用は平成16年4月に行われていたというふうに思いますが、以降、平成20年まで採用がない、こういう見通しであります。ただし、平成20年4月には保健師さんの1名はあるというふうにお伺いしておりますが、しかしながら計画的な採用というものがわかりません。いわゆる団塊の世代と言われる人たちが今後大量退職時代を迎えるに当たりまして、具体的な職員採用計画がないといけないというふうに思いますが、その具体的計画があれば出していただきたいというふうに思います。

また、職員定数は当然条例で決めているわけでありますから、その計画性について、将来の見込みなど、事前に議会にも前広く明らかにすべきであるというふうに思いますが、見解を求めるわけでございます。

以下、再質問につきましては自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

回答につきましては項目ごとをお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） それでは、ご回答申し上げます。

まず、信号機設置の件でございます。

この変則五差路の信号機設置につきましては、現在青葉台から長浦台に通じるバス路線で、まほろば号、それから西鉄バス路線でございます。近年、佐野土地区画整理事業も完了いたしまして、交通量も多く、児童・生徒の通学路になっております。この交差点は、長浦台6号、これが幹線でございます。牧のうどんからずっと上がってきた路線でございます。それから、長浦台48号、これは下の公民館の方から上がってくる道になります。長浦台49号がその米屋さんの方に上がる道でございます、その安全面の必要性を含めて、筑紫野警察署へ要望を提出いたしておるところでございます。毎年、県内より、また市内より多数の要望があるために設置に至っていないという状況でございます。今後とも強く要望してまいる所存でございます。

また、時間帯の一方通行の設置でございますけれども、これは青葉台62号線でございます、このことにつきましても、通勤時間帯に交通需要も多く、児童・生徒の通学路でございます。地元協議をいたしまして、早急に筑紫野警察署に要望してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 何度となく地元の区長さんあたりからも、この変則五差路に対する信号機の設置については随分要望がかつても上がってきていたというふうに思っております。特に平田方面からの車が随分増えてきておりますし、先ほども申し上げましたように、いわゆるこの牧のうどんからの車が、どうかしますともう西校前交差点よりも、もう変則五差路近くま

で渋滞があるということで、部長も通勤はあそこを利用されているようでありますから、実態についてはよくおわかりというふうに思いますが。

で、どうしても数珠つなぎになっておりますから、大佐野・向佐野線から上がってきて、西校前交差点を左折しようとしたら、左折できないわけですね、数珠つなぎになっていきますから。したがって、ここ、もう車が身動きできないようなところを、子供たちは車と車の間を通過して学校に行くということでございます。もう最近も、他市で、登校する子供たちに車が突っ込んでいって、事故が発生するというようなことも起きておるわけでございますから、これはもう事故が起きてからというよりも、事前にぜひともこの信号機の設置についてもお願いをしておきたいと思えます。信号機の設置については、なかなか簡単にいかないということは承知をしております。筑紫野警察署管内の中でも、1市で1基か2基しかできないというような状況であるということも承知をしておりますが、危険度あるいはこの車の量の問題などもぜひとも警察の方をお願いをして、信号機の設置を強く求めておきたいというふうに思えます。

それから、一方通行の件につきまして、これも平成14年に一般質問をさせていただいたときには、かなり前向きで、ややもう早急にできるのかなという回答をいただいたような感じがしますが、以来まだ、5年近くになります、いまだにまだ一方通行になっておりません。これは、目安として大体どれくらいぐらいにはできるのかなという感じをしますが、今から始めて計算どおりにいかれるわけじゃないと思えます。かっでも相談をされてきているんじゃないかというふうに思いますが、今の部長の感触というか、どれくらいまでに目安ができそうだなというのがあれば少しお聞かせいただきたいというふうに思えます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 基本的に、そういう回答をしておきながら、経過等、そういうものを伝えなかったということは申しわけなく思っておりますが、ここに出ておりますところの関係区、一つは長浦台区と、その一方通行の方は青葉台区の行政境ということもあるようでございますし、またちょっと向佐野区は、ほんの端っこですけれども入っておるような気がいたしますので、そこら辺も、一方通行にするという部分でございまして、ひとつ協議もしていきたいというふうに思っております。いつまでということでご回答はできませんけれども、まず今年じゅうには警察の方に何らかそういう打診をしたいというふうに思っております。

一方通行等は、地元協議、そういうものが整いますと、警察の方も早い段階でのそういう許可ですかね、そういうものがおると聞いておりますので、早急に地元の方を固めてから対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） この場合の一方通行は、団地の方から牧のうどんの方に抜ける分については、これは可として、向こうから上がってきた分を進入禁止にしてほしいということで、青葉台区や長浦台区の方たちがいわゆる小学校の前に出る分については支障はないわ

けですね。したがって、地元の方たちが通勤やらに、あるいは日常生活に、一方通行の時間帯がどうなるかわかりませんが、基本的に7時から9時までぐらいかなというふうに思いますけども、通勤時間帯で、そんなに大きく支障があるというふうには思いません。したがって、ぜひとも早急に、信号機の設置も、同時に時間帯における進入禁止については、地元と協議をしていただいて、割と合意はスムーズにいくのではなかろうかというふうに割と私は楽観視しておりますけども、ぜひですね、地元協議を速やかにしていただいて、年内にでも警察の方に話をさせていただきたい。4月から新入生がまた入ってくるわけでありますから、私たち交通指導員としても、小学生の低学年における横断歩道の渡り方あるいは自転車の乗り方なども、7小学校交通指導員で安全教室をしておるわけですけども、そういうものを、予想外の事故が発生することが最近の状況でございますので、ぜひとも一方通行の早期の実施、それから信号機の設置についてもぜひともよろしくご尽力を賜りますようお願いをして、この項については終わりたいと思います。

次の方、よろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ご質問の今後の職員採用についてお答えいたします。

職員の採用につきましては、第三次定員適正化計画に基づいて行っていくことを基本として考えております。

次年度以降、職員の大量退職が見込まれるところですが、再任用制度との関係もございますので、新規採用の具体的な人数をここで明確にお答えすることはできない状況にあります。最低限必要となる人員の確保には努めていきたいという考えでございます。

現在の職員数につきましては、再任用職員を除き358名となっておりますが、本年度の定年退職職員の数は9名、来年度保健師1名を採用する予定としておりますので、来年4月には350人に達する見込みでございます。

また、この後の定年退職の数は、平成20年度で17名、平成21年度で13名と、今までに比べて大幅になってまいります。本年10月1日付で実施しました行政機構改革では組織の統廃合を行っておりますが、こういった団塊世代の大量退職等を踏まえまして、段階的組織見直しの第一歩として位置づけをしているものであります。

今後も計画的に組織の見直しを行いながら、部課及び係の統合を図りまして、国が示します職員純減の指針に沿って鋭意努力していきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今年の6月の市長の施政方針演説に対する質問の中で、やっぱり採用に当たっては計画性を立てて、そして採用をしていく必要があるというふうに市長は答弁をされております。もちろん当然というふうに思いますが、その具体的な計画というものを私は明らかにしていかなきゃならんのじゃなかろうかというふうに思うんですね。今総務部長が言われましたように、今から大量退職が出てくるわけございまして、今の部長のお考えでは、再

任用を外して350名というふうな話ですけれども、職員の定数というものです、条例の中で定めてある部分の定数と現員数、これはどういうふうになっていますか、現在。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 職員定数は392名でございます。

（16番村山弘行議員「現員数」と呼ぶ）

○総務部長（石橋正直） 先ほど申しましたように、358名。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ちょっと定数だとか、いろんな給与をも含めて、これらは条例で決められているというふうに思いますが、どうですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 職員定数につきましては、上限を定めているところでございますので、それを上回ることはできないというふうに理解いたしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 副市長が総務部長のときのご回答でいきますと、いわゆるこの集中改革プランの、これ昨年の12月の片井議員の質問の中で、大量退職を迎えていく中で、1人の、高齢者という言い方は失礼ですけども、60歳に近い方たちの単価が非常に高いと。したがって、退職をされた人たちを、その半分を採用をしていくだけで相当人件費は下がってくると。そりゃまあ計算的にはそうであります、そうありますけれども、例えば平成23年には、累計でいきますと66名程度の定年退職が出るというふうに思われます。これは定年退職ですから、ひょっとすりゃ二、三人若年の方が、いろんな事情で退職をされるという方が10名でももしあれば76名ぐらいになると。で、それを半分程度で採用すれば金額的には随分安くなるという、金額的な部分はそうかもしれませんが、人間からいきますと、定数からすると、66名でありますと随分少のうございます。あるいは、平成26年までには122名程度の定年退職が発生すると。そんなに一遍に採用などというのは、この残されました今から六、七年間のうちで122名も採用などというものは、当然執行部の中に、頭がないというふうに思いますが、しかし残された職員の人たちの業務量などというものから判断して、これは、定数は頭打ちだからそれ以内ならいいということになりますけども、再任用だとか、嘱託だとか、臨時職員などで穴埋めをしていって、職員の定数以内であればいいということには私はならんのかなかろうかというふうに思うんですね。やっぱり、そこは職員として置いとく必要のある部分というのは当然置かなきゃならんというふうに思うんです。簡単に、半分ぐらい採用すれば単価が安くなるからというふうに言われますと、これは残された職員たちの精神的な、あるいは物理的な負担というものは非常に大きくなると思うんです。

他市では、計画性を持って、前倒しなら前倒しで、その計画性を持って採用している市もあるわけですが、そういうふうに前倒してでも、確実にやめるのはやめるわけですから、定年退職としては、平成26年までには122名の方がやめられていくという一応数は、もう数字



は出ているわけですから、これらを踏まえて、一定もうこの4年間、平成16年4月が直近の採用というふうに思うんですね。で、平成20年まで採用はないと、先ほど言いましたように、保健師さんは別にしまして。ですから、これらはもう計画的に採用をしていくという部分も、やっぱり私どもの方に一定明らかにしていくというようなことができないのかどうなのか、再度お伺いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 定員適正化計画はきちんとしたものをつくっております。しかし、その定員計画を策定するときから状況がやはり変わってきておまして、1つは人権センターの民間委託、それから都府楼保育所の民間移譲、そういうことで非常に職員の配置がえがっております。そういうものの想定のもとに定員計画はつくっておりませんので、そういうものから採用職員の必要性が今までなかったということでございまして、今後そういう大量退職に向けましては、再任用職員の希望もとらなければいけないというふうに考えておりますが、そういうものを見ながら、定員適正化計画に沿って進めていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 総務省の、これまで、昨年12月の議会の中で、片井議員さんのご質問の中でも出ていたと思うんですが、集中改革プランに対する自治体、市町村の計画を出せという通達が事務次官達で出ていたと思うんですね。これに対する回答は本市はされておりますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 総務省の方からの通達で出すように指示があつておれば出しておっております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） この通達の中身は、これは総務省が出しているわけですから、いわゆるこの適正化へ向けてもっと努力をなささいという通達ですね、地方分権に基づいて。で、これを求められているから出しているだろうということで、これはもう、この間私ども、視察で市町村アカデミーに勉強に行ったときに、千葉県の我孫子市と島根県だけが出してないということですから、他の市町村は全部出しておるということですから、当然太宰府市も出していると思いますが、これ4.6%ぐらいの減を出して出されていると思うんですよ、定数についてはね。これが出されて、計画性を出されておるならば、総務省に出されておるなら、うちの方にも、議会にも、大体こういうふうな採用計画というものが出せませんかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今年の2月1日号の市政だよりで、定員適正化計画の年次別進捗状況の概要ということで市民に通知をしまして、目標年度であります平成22年度の職員定数を350人とし、基準年度から6.9%の削減を行う予定ですということを書いております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 定数を350人にするということは、定数を改正するということですか、条例を。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 定数以内で職員を定めてますので、定数についてはその必要になったときに変更するというので進めていきたいというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 必要な削減、お金も、あるいはいろんな部分ですね、減額したり、あるいは見直したり、あるいは機構改革ということで、市長のいわゆるよく費用対効果といいますかね、これは当然考えなきゃいかんというふうに思う、財政厳しい状況ですから。しかし、配置をしなきゃいけない数というのは配置をしていかなきゃいかんというふうに思います。これは見解がいろいろあると思いますけども、近隣の市あるいは類団と比較して、本市の職員は非常に僕は少ないというふうに思うんです。これは、少ないを評価する人もおりましょう。しかし、これはちょっと少な過ぎるんじゃないかというご意見、人間を配置しなきゃいけない部分は配置しなきゃいかん、そういうものを含めて適正化というふうに言われていると思いますけども。

私は、平成26年まで122名もの定年退職者が出てくるという現状は、これはもう昨日今日わかったわけではありません、もう相当前からわかっているわけです。ただ僕は、もう非常に、こんなことで、こんな感覚で職員採用をやられているということに対して、ちょっと、少し軽く職員定数を思われているんじゃないかなというのが、さきの議会での当時の総務部長の答弁なんです。このまま30人、40人やめていくと、そしてこの半分程度採用しておけば人件費はごっと安くなると、こういう回答があっているわけですね。そりゃ金の勘定だけでいけばそうかもしれませんが、30人で仕事をしていた分を15人しか採用しない、あるいは40人やめたところを20人採用すればそれで随分人件費が安くなると。もっと言うなら、40人やめて40人採用しても、初任給と退職前の給料は随分違うわけですから。残された人たちの精神的な、物理的な、あるいは仕事の処理の問題などなどを勘案したときに、やはり退職者数に見合うような採用というものを、100%とはなかなかいかんでしょう、それは再任用であってみたい、いろんなこともありましょうけれども、正規の職員というものを最低部分確保していかないと、私は組織機構上非常にいびつな形になりますよという話を6月議会でしたはず。それは、私の経験からして、国鉄からJRになるとき、10年間採用されなかったから、全く疑似するわけじゃないけど、国鉄の場合は技術の継承というのが発生するので、やはり年次計画的に採用していく必要があるというふうに訴えました。そういう意味で、私は、他市同様、今後来年度からの採用計画というものを計画的に採用していくという計画を出していくべきじゃないかというふうに思います。

条例などにつきましては、当然この議会の中で決定をしていくわけですから、その採用計画等についても、それは執行権の範疇と言われるかもしれませんが、最終的には議会の中

で、例えば定数を扱うなどということになれば議会の判断が出てくるわけですから、採用計画についても前広に明らかにしていくべきだというふうに思いますが、再度お伺いします、採用計画の具体的な中身について明らかにする気はありませんか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私の以前の答弁が引用されておりますが、恐らくそれは財政的な計画の面で言ったかと思えます。職員の採用についてでございますけども、基本的に本庁、事務をつかさどっている本庁ですね、施設を除いた本庁の人員がどうなっているかといいますと、ここに資料がありますのは、平成14年では314名、で平成19年ではそれが299名ということで、15人の減ということになってます。かなり職員全体としては少のうございますけども、例えば人権センターに7名職員がいたのが、委託で今ゼロになっている。それから、区画整理事務所に14名いたのが、現在では約3人で対応をしている。保育所の委託もございました。それを本庁の事務に回しておりますので、見た目ほどは多くは減になってない。十何名減ってますから、かなり減ってはおりますけども、そういうことでございます。

しかし、今後は大幅な大量退職になっていることを考えますと、それをそのまま職員数で入れますと、平均化するという状況からは、やはり波が出てまいりますので、それを平均化しながら進めていきたいという思いがございまして、半分程度ぐらいの採用だろうなというふうな想像をした中での回答であると思えます。

しかし、3年も4年も採用をしないということは、これまた職員のいびつ、ご指摘のとおり、そういうふうないびつな構造になりますので、そういう点も含めながら、職員の年齢構成がそうならないような採用計画、採用の応募の年の引き上げ等も行ってまいりたいと思っております。

いずれにしましても、今回組織改正をしながら職員数を減らす、これについては、やはり今経常収支比率が非常に高うございますので、まず職員人件費、あるいは公債費がこの経常収支比率を上げている大きな要因になっておりますので、職員が仕事をしやすいように今回は組織を改正しました。ごらんのとおり、理事者側は以前はいっぱいございましたけども、席が減るような形で組織改正もして、職員に負担が余りないような形でもやっていこうという考えを持っております。

それから、非常に不確定要素なのは、再任用の数が、百何十名退職するということは、すべてこれが再任用されるとは考えておりませんが、私ども、来年退職する職員については4年間の再任用期間でございます。それをずっと累計していきますと、もし全員がされるとなると77人ぐらいの職員が再任用すると。その辺が非常に見込みが難しゅうございますので、それも含めて、半分程度ぐらいの職員の採用も考えなきゃいけないのかなという思いで一たん進めてございます。

いずれにしましても、基本的な職員の採用の数についてはやはり持っておかなければいけないと思っておりますので、来年の1月、2月にかけて事務量調査を本格的にやりまして、その中で明

らかにして、皆さんにお示しする数字ができるのかなというふうに思っていますので、その時点では皆さんにご報告を申し上げたい、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 制度やから仕方がないと言えば仕方がないんでしょうけども、例えば今副市長のご答弁の中で、例えば百数十名、120人なら120人やめると。再任用なども勘案して、例えば半数ぐらいの採用と。ところが、再任用の方たちは週に3日でしょう、出勤してこられるのは。そうしますとね、仕事の転びぐあいだとか、進みぐあいの中で、どうしてもうまくいかない。明日来るかどうか、基本的に飛び飛びでしょうからね、週に3日ぐらいでしょうから、出勤されるのは。そういう意味で、この再任用で半分、例えば100人やめると、100人やめてそのうち50人程度再任用で来るとすると。だから、例えば50人程度の新採をする、仮の話ですね。しかし、この50人の再任用の人たちは毎日に来ないわけですね。そうすると、新採の50人だけじゃないんですけども、他の職員にもその部分の負担もかかってくる。それは、汗をかき、1人が3人分の仕事と言われて頑張っていこうという、費用対効果の面でいけばそうかもしれないけれども、現実には仕事にかかわる職員の部分というものは負担としてかかってくるというふうに思います。

だから、これは、再任用は再任用としてありましようけども、やはり正職という部分の採用も、僕はやっぱりこの4年間採用がなかったということにしても大きい問題と思います。やはり少なくとも、確実に一定程度の採用は僕はしておくべきじゃなかったらうかなと思います。これはもう過ぎたことですから、あと平成20年度以降の具体的な職員採用を私はここでやっぱり、議会の中に明らかにしてもらいたいなというふうに思いますが、先ほど副市長は、そういう時点では明らかにしていこうということですが、基本は定数というものは、これまでぐらい、いうよりはもっと、私に言わせりゃ、この人数が必要ということで僕は定数は決められているんじゃないかという認識をしているんですね。そんなに要らんなら定数は減らせばいいんやから。だから、本来は定数の数だけ現員もおるべきだというのが、私はそういうふうに思います。

例えばで申しわけないけども、特別職と一般職の違いがありましようけどもね、市長さんがもしおられんようになったときにはすぐ補欠選挙が始まるわけですよ。1人欠ければ、議員の場合は1人では補欠選挙ありませんけどですね。その公選法で何名以上欠けたら補欠選挙というのがあります。職員も欠けたらですね、やっぱりあと補充をしていく、あるいは計画的にあと補充をしていく、そういう計画を出していかないと、残された職員さんの精神的な、あるいは肉体的なとか、物理的な負担というのが大きくなっていくというふうに思います。そういう意味では、ぜひ計画的に職員を採用していただきたいというふうに思います。

市長に最後にお伺いしますが、平成20年度以降の具体的な職員採用についての方向性あるいは定数というものに対する考え方についてご見解を求めたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま、職員採用の平成21年度以降をどうするのかというふうなことについてのご質問がございました。私の、太宰府市、「がんばってます、市長です」というふうな中におきまして、職員との昼食会もいたしました。そんな中におきましても、職員の意見も聞いております。その中でも私の所感を述べております。平成21年度以降等については、大量にはならないけれども、計画的な採用等については踏み切るというふうなことを伝えております。

ただいま副市長あるいは総務部長の方から説明を行いましたけれども、今職員の条例定数と、それから現員数との三十数名ほどの開きがございますのは、これも説明しましたけれども、従来から外部委託を進めてきたというふうなことから、その余剰人員については事務転用しておるといふふうなことがございます。実質的な本庁職員のそういった仕事に支障があるというふうなことについては、全然ではありませんけれども、補充をしておりますので、それが私は自治経営だといふふうにしております。副市長も申し上げましたように、経常収支比率の中におきましては人件費が高いわけがございますので、それをいかに、職員が一人二役、生産性を高めていくかというふうなこと、それには事務の内容を見直していくと、今までがこうだったからこういうふうにするというふうなことではなくて、進化をしていくというふうなことが大事だといふふうにしております。あわせて、次意欲がわくような、やはりそういった後輩がそこに採用されるということ、そのことによって自分が後輩を教えることによって、また自分も伸びていくというふうなこともありますので、平成21年度以降等については、最小限の事務量調査を見ながら、採用等については踏み切っていきたいというふうにしておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 具体的な数字が出ないのは残念ではありますが、今地方分権が叫ばれて久しいわけですが、地方分権というものの基本的な考え方というのは、これは地域の行政と市民がより近くなる、そして市民の意向を自治体がより受けやすくする、住民の意見、意思が行政に反映されやすい、そういうものが本来の地方分権の趣旨というふうに思います。で、その住民の代表は私ども議会であります。定数やら、あるいは給与水準、事務事業などのすべては、最終決定は議会で承認を、予算も含めてするわけであります。したがって、私はできるだけ前広に、職員の問題、採用の問題についても、執行権の範疇ではあるかもしれんけれども、定数などを議論するのは、最終判断は議会でするわけでありますから、ぜひとも前広に、今後も採用に当たって、あるいは方向性についても、あるいは計画性についても、議会の方に前広に説明をしていただく、あるいは相談をしていただくということをぜひともお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の1項目について質問させていただきます。

項目は、安定財源確保の最善策についての質問です。

合併により一時的に財源を安定させた自治体もありますが、平成の大合併は、平成11年4月に市町村合併の特例に関する改正法が施行され、同年8月、総務省において、市町村の合併の推進についての指針策定によって合併に拍車がかかりました。

ここで、市町村の変遷に触れさせていただきますと、合併は今に始まったことではなく、明治維新で近代国家として歩み始めた日本は、中央集権国家確立のため、各自治体の行政能力の向上を図る目的で、江戸時代の集落をもとに整備されました。明治の大合併は明治22年12月に行われ、当時7万1,314の町村が、5分の1の1万5,859市町村になりました。その後、昭和28年10月、町村合併促進法という3カ年の時限立法の施行により昭和の大合併を行い、人口8,000人以上を町村の適正規模とした結果、3,975の市町村となりました。さらに、引き続き合併の推進は継続になり、昭和40年4月には、市町村合併の特例に関する法律で自主的な市町村合併に対する支援措置が規定されました。市への編入合併や人口増などで市制へ移行し、平成11年3月末の時点で3,232の市町村数でしたが、今回の平成大合併で、現在44.3%減の1,798市町村となり、来年7月1日には738の市と812の町、193の村で計1,788の市町村になる予定であります。市町村合併の背景には、地方分権を推進することにより、自己決定、自己責任といった行政システムを確立し、少子・高齢化が進む中、ある程度の人口を集積させ、市町村の行政サービスの水準を確保すること、また国、地方ともに、より一層簡素で効率的な財政運営が求められ、行政改革を推進して各自治体の行政基盤を強化するというねらいがあります。

合併後10カ年は合併特例債などで補償されても、財政規模が大きくなった分、市民の生活圏も拡大し、交通網の整備や行政サービスの広域的な対応が求められ、様々な課題が出てくることは間違いありません。

次に、国から地方への補助金を減らしてむだ遣いをなくそうというのが三位一体改革。地方みずからの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、簡素で効率的な行政運営を目的とした地方財政の樹立を促そうといったこの三位一体改革の影響で、市税などの歳入だけでは財源が確保できず、基金の取り崩しにより何とか予算を編成するといった自治体も多いはずですが。こういった地方のスリム化と分権化の推進により地域経済が疲弊し、地域間格差が出てきているのも事実です。特に地方交付税の削減で自治体の財政が逼迫し、その多くはいかにして立て直しを図り、健全な財政にするか苦慮しているのが現状でありましょう。これからは、自主財源確保のために、地域のカラーを生かし、地域の英知を集め、経済の活性化を図っていくことが緊急課題だと考えます。

本市は、国博効果によって730万人の観光客と数多くの歴史的文化遺産に恵まれており、この宝を生かして、将来に向けた安定財源を確保していくべきではないでしょうか。

質問いたします。

市長は、観光産業活性化のため宿泊施設の誘致を言明されました。では、今現在具体的な候補地があるのか、その計画内容についてお聞かせください。

以上、この項目につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいまのご質問に対しましてご回答を申し上げます。

太宰府市第四次総合計画後期基本計画の中で、宿泊施設の誘致及び市内回遊の環境整備を掲げております。このことは、市内の豊富な観光資源を楽しく、あるいはゆっくり回遊できるような滞在型観光にシフトする観点から、宿泊施設を誘致し、本市の観光産業の振興を図り、経済の活性化に結びつけることが大変重要なことだと考えておるわけでございます。過去におきましても、宿泊施設の誘致あるいは建設につきましてはご意見をいただいております、検討をしてきた経緯がございます。このようなことを踏まえ、今回議会において、太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定につきましてご提案をさせていただいておりますけれども、今後とも誘致には努力してまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今ご答弁いただきましたけれども、具体的な誘致の候補地というか、こういうのはあるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 以前にも、これは内山地域のところの調整区域でございますけれども、豆塚山のところがございますとか、あるいは都市高速九州縦貫道のインターチェンジの付近でありますとか、いろいろな要請、要望あるいは営業が市の方にもそういった情報が入ってきており、あるいは説明がなされて、受けておった経緯はございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。先ほどもちょっとご答弁の中で出ました、今回建設経済常任委員会に付託されております太宰府市ホテル等設置奨励条例、これは新規の宿泊施設誘致に意欲的に取り組もうとする執行部のやる気というものを非常に感じたわけですがけれども、よくよく聞いてみますと、どうもそうではなくて、国民年金健康保養センターから経営権が変わった民間経営のホテル、グランティア太宰府ですか、これにちょっと照準を合わせたような気がしております。

上程されましたその条例の第5条に「市長は奨励事業者にホテル等設置奨励金を予算の範囲内で交付することができる」とあります。事業者が申請し、指定されれば、奨励金を出すということなんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 設置条例の中で、まず第2条に定義というのがございまして、そこ

に該当する、ホテル等旅館業法等にまず該当する、そして新設、増設、それから投下固定資産総額ということの中で、そういう条件に当てはまったときに、第5条で奨励金の交付を市長が予算の範囲内であることができるということをそこで申し上げておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ちょっと、まだまだちょっとお聞きしたいんですけども、このホテルグランティア太宰府については、また後ほどちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、自主財源の確保をどうするのかということで、6月議会でどんな努力をなさっているのかお尋ねをしましたところ、まず1番大きな歳入としましては、歴史と文化の環境税、ほかに市政だより、ホームページ、まほろば号、それから封筒類の広告収入や8カ所の自販機と太宰府のなごみパンの包装の寄附金収入、そしてごみ袋の広告など、これを合わせまして計約600万円ほどの収入があるということございまして、あれから5カ月ほど経過しておりますけれども、また新たに歳入といいますか、収入になるような何か努力はされたのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 市長の選挙マニフェストにもございましたように、収入減となる、収入を増やすために市民に提言してもらうということで、元気でがんばる太宰府委員会なるものをつくるということがございまして、早速がんばる太宰府応援団という組織を編成させていただいて、提案をいただいております。その一つに、公有地の未利用地で、駐車場として活用することが収入の増につながるというような提言を受けてまして、早速その場所の選定を行っております。可能な限り、平成20年度の当初予算に収入として上げていきたいというふうに考えております。

それから、直接の収入ではございませんけども、市民便利帳を民間の会社が民間から広告料を取って制作するというので、無償で制作、市が必要とする部数を制作するという協定も既に結んでおります。

また、それにあわせて、ごみの持ち出しカレンダー、子育てカレンダーも同時に無償で作成させていただいて、合わせますと約300万円の印刷製本費の削減につながっているということになっております。

また、たばこ税の増収を市長も非常に力を入れていこうということでございまして、新たなホテルあるいは娯楽施設等が建設される予定をいち早く察知いたしまして、特定小売販売業の許可をとっていただくとか、市内のたばこ販売業者から仕入れていただくなど、そういう行動を起こしておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私もよくたばこ吸う方ですから、若干は貢献はしているかなと思っております。

公有地の売却、財源確保している自治体もあるようですけれども、本市も、今回12月の広報



紙で、市の所有売却の公募が掲載されておりました。たしか5物件、5つの物件でしたよね。もしこれが完売すれば4,700万円ぐらいの収入になると思いますけれども、現在のところ、管財課に申し込みがあっているかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 公有地の販売は今回が初めてではございませんで、販売できる公有地があれば販売をしてきております。今回公有地の購買の広報を出しましたのは、ご質問のとおり5件でございます、購買額の合計が4,760万円ということになっております。

受け付け期間が、12月7日から翌年2月29日までといたしておりますが、電話などの問い合わせはあっておりますものの、申し込みは12月11日現在、あっておりません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。どこの自治体も、こういう財政事情が非常に悪化している現在、財源確保のためにいろんな努力をされているわけですね。やはり地元企業の活性化を図る目的で、公共物への広告掲載、これが一番多いようです。シャープの液晶テレビ「アクオス」の亀山モデルで有名な三重県の亀山市、ここでは、市税、これの滞納を、徴収体制を強化して成果を上げるというふうなことをやっておりますので、ぜひこれも参考にさせていただければなと思っております。

先ほどの第四次総合計画基本計画の中にですね、観光宣伝と情報発信として、観光協会と連携をとりながら、県外、海外へ向けた観光宣伝を行いますというふうにあります。それはインターネットのホームページのほかにもどんな媒体を利用されているのかお尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 今のご質問でございますが、観光パンフレットやイベント情報等の印刷物をまず市内の公共施設、それから太宰府天満宮、九州国立博物館、それから福岡市の観光案内所、これは博多駅、天神、空港、港、それからアクロス福岡、シーホークホテル、さらには福岡県、福岡市の東京の方の事務所そういうところに常時配置してもらっているところでございます。

そのほかに、全国の旅行者や個人には、依頼がある都度発送しておるということでございます。

そのほか、行政や旅行関係者で組織いたします県の観光連盟等の団体に取り組んでいる県外の旅行者や学校への直接訪問をしてのPR活動も行っておるということですでございます。

ちなみに、平成18年度に策定いたしました観光パンフレットは、日本語版16万部、それから韓国版3万部、イベント情報として月に3,000部そういうものを用意しておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私も観光協会のホームページをちょっと拝見しましたんですが、史跡の

紹介、そして今ご答弁にありましたその韓国版、英語版、それからイベント情報、歴史発見マップ、散策マップ、交通ガイドなど、わかりやすくまとめてありまして、非常に感心したわけです。昨日の市長の答弁の中にありました全国旅行業協会ですか、こういったところの積極的な活用や、それから県挙げてのプロモーションなどの広がりをこれからも期待しております。ぜひ頑張ってくださいというふうに思っております。

市の観光・産業課にですね、宿泊、こういった問い合わせが、ほかにもいろんな問い合わせがあると思いますけれども、こういった問い合わせが多いのか、参考までにちょっとお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 観光・産業課、太宰府館の方ですから、そこに行政の方にある部分で九州国立博物館に関する事、これは行き方とか場所、開館時間等、そういうことの問い合わせがあると。それから、宿泊施設、それから食事どころ、紅葉とか梅、桜、そういう情報の問い合わせがあるということでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 九州国立博物館に関するのが圧倒的に多いだろうというのは予想してありましたけれども、ここにですね、クーポン券つきの太宰府の本ということでガイド本があるんですね。ガイド本を製作されております。これ、非常にですね、四季折々の太宰府の歴史、それから史跡の重みが伝わってくるような写真の取り方とか記事の内容、編集が非常にすばらしいなというこういう冊子でございますけれども、1部100円で販売されているわけですが、たしか2万部製作されたというふうに伺っております。このガイド本の取り扱い先と、それから現在何部ほどこれが販売されたのか、売れたのか、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 改めて私も見させていただきました。本当にわかりやすいと思っておるところでございますが、九州の主要書店85店のほか、関東の書店10店で販売しておるということでございます。また、今言いました太宰府館、観光案内所、天満宮、博物館でも販売を行っておるということでございまして、9月までの売上総数がおおむね4,000冊というところであるということでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） やはりこれ、非常に先ほども言いましたように、もう議員の方もぜひ読んでいただきたいんですが、ぜひ太宰府のPR、よくまとまっておりますのでね、今後コンビニ、こういったところにも積極的に働きかけてぜひ置いていただくようお願いをしたいと思います。

それから、先ほど国立博物館にも置かれているということですが、政庁まつり、それからそ

の他のいろんなイベントがございますよね。中央公民館などでもありますし、ぜひ広範囲にです  
すね、もっと販路拡大をしていただきたい。

公共の場ではこれは、1部100円ですけども、売ることはできるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 市役所、観光・産業課の方でも売っておりますし、それから太宰府  
館、そういうところでも行政の部分でありますので、博物館、先ほど言いましたようなところ  
でも売っておりますので、できるということでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 一般市民、まだまだ知らない方が数多くいらっしゃると思いますので  
ね、ぜひ校長会とか区長会、こういったものもありますし、ありとあらゆる機会を通じて紹介  
をしていただき、太宰府の魅力を伝えていただければなと思っております。

将来、本市の安定財源になるようにですね、仕掛けと仕組みづくりが必要であります。唯一  
の温泉宿泊施設ホテルグランティア太宰府さんにもぜひ頑張ってください。ホテルグラン  
ティア太宰府さんが、客室数を増やし、収益を上げていただくことに全く異論はございませ  
ん。これが本市の税収につながってまいります。

ここでですね、ホテルグランティア太宰府さんについてクリアされているかどうかちょっと  
確認のために二、三ちょっと質問をさせていただきます。

市町村が窓口になります建築確認申請は提出されていると思います。9階建てにされるとい  
うことですが、高さ制限は大丈夫なのか。また、自然の中に突出したビルや緑との調和など景  
観上の問題はないのかどうかをお伺いいたします。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ご質問にご回答いたします。

法的な部分をご質問でございますが、これはすべてクリアされているということでございま
す。

景観等についてもご質問でございますけども、これは議会全員協議会等でグラフィックデザ
インでイメージ図をお配りして見ていただきましたけども、これは、窓口の方で色合いとかそ
ういうものをできるだけ配慮してくださいというようなところで、向こうはプロの方でデザ
インをされてああいう色合い、形になったと。前建っていた色よりは、自然にマッチするかなあ

というふうには思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ええ。ぜひですね、調和のとれたですね、建設ということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。あくまでもこれ、先ほども申しましたようにですね、クリアされているかどうかをちょっと確認させていただくという質問でございます。

もう二点ほど質問させていただきますけれども、平成15年7月19日の集中豪雨による大水害がございました。この地域はですね、四王寺山からの土石流が激しかったのですが、耐震も含め、非常に不安視する方もいらっしゃると思うんですね。この点の対策は大丈夫でしょうか。

（「議長、これ通告外やろう」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 山の特に管理等は県の方でその後相当数の治山、それからそういうものの対策を講じていただいております。で、ホテルグランティア太宰府のところも、入り口から左側ののり面、それから奥の方の部分のところも対策が講じられておるところでございます。私が大丈夫と言い切るわけにはいきませんが、それなりの耐え得る対策、そういう治山事業はされておるといふふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私もちょうと現地に行ってきたんですが、砂防ダムがありましてね、土砂がですね、堆積したところがございますので、その辺の土砂の取っ払いといいますか、もうひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あと、周辺住民の方へのはですね、計画、この計画に当たっての説明はなされたのかどうか、最後をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 担当部に確認しましたら、8月9日の日に近隣住民の説明会を実施ということでございます。1回あつているということでございますので、窓口の担当の方は工事のときにももう一度するというようなことでもございましたので、そういうことを実行するように、説明会をするように指導をしておるといふことでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ、これも税収につながりますのでね、周辺の方のことも配慮されてひとつ対策をよろしくお願ひしときます。

10月中旬にですね、熊本城400年築城記念の全国市議会議長会研究フォーラムがありましてね、初日の講演で小泉元首相の片腕でありました竹中平蔵氏、この方の講演がございました。これからの地域経済の活性化策としてはですね、文化、観光業への、これに力を入れていくこ

とがいただろうと。で、今観光業への従事者、欧米ではですね、10%を超えている。それから、日本はまだまだ6%程度だというお話でありました。これから団塊の世代の退職者がかなり増えてまいります。退職したら何をしたいかと申しますと、やはりこれはもう皆さん、旅、旅行でありましてね、実際においてもこの観光戦略がかなり効果的であるということを断言されました。太宰府市も非常にいろんな条件が整っております。チャンスだと思います。景観条例もそろそろ上程されると思いますけれども、あくまでもこれは太宰府市の歴史を自然の調和を大切にしながら、滞在型観光にシフトした宿泊施設の誘致、こういった点を進めていただきたい。もっと元気ががんばる太宰府委員会で議論されても結構ですけれども、最後に市長にお尋ねしたいんですが、ぜひ観光協会、商工会、それから天満宮も含め、市の観光・産業課、ホテル関係者、有識者、それに市民代表を加えたですね、滞在型観光推進委員会といった組織を立ち上げていただきまして、観光事業基本計画を策定していただき、本腰を入れてアクションを起こしていただきたいというのが私の今回の要望であります。市長にご見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、橋本議員のご提案等々につきましても、私ども行政としての行政課題の一つでもあろうというふうに思っております。私はあらゆる角度から市民の声を聞きながら、この施策の実現に向けて継続して努力していきたいというふうに思っております。そのためには、シンクタンク的ないろんな方々の委員会、附属機関でなくても結構だというふうに思いますので、非公式的なそういった意見を聞く場というようなことについては何らかの形で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしくお願ひいたします。議員になりましてから平成15年、この件はもうずっと申し述べてまいりましたけれども、既に4年を経過しております。私、観光プランとしまして、例えば史跡めぐり1泊コースとか、食べ歩き2泊コース、あるいは九州国立博物館3泊コースなど、こういった滞在型観光によって法人税、市民税、それから固定資産税、入湯税、たばこ税などの税収、こういったものが入ってくるわけです。また、土産店や飲食店などへの経済波及効果というのは、もうこれははかりしれないと思っております。本市の安定した財源確保はこれがベストではないかと思っておる次第でございます。民間事業者のノウハウを活用し、より効率的で効果的な運営が期待できるPFI手法もでございます。奈良に続く大仏さんで有名な鎌倉市ですね、鎌倉市は年間2,000万人の観光客でにぎわうそうですが、宿泊施設も多数あります。関東方面の人々が圧倒的に多いようです。鎌倉市の豊かな歴史に依存した観光振興の基本理念と基本方針を参考にさせていただきますことを切にお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております2項目について質問します。

まず1項目めは、指定管理者制度を導入された外郭団体の経営について市長はどのように指示、提示されて管理運営されているか。

まず、本市では10年前に外郭団体の見直しがなされ、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団や財団法人古都大宰府保存協会、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会は市の公共施設の管理運営を委託され、施設使用料はそのまま市の収入になっていたと思います。地方自治法の改正で平成18年4月に指定管理者制度が導入され、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団は13の施設を管理、また太宰府史跡水辺公園、北谷運動公園は一般公募され、太宰府史跡水辺公園は民間企業に管理を行わせることになりました。

平成19年9月1日号の広報紙では、太宰府市体育センター、太宰府歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園の指定管理者が公募され、あと残りの施設も平成19年12月の第4回定例会で指定が提案され、可決されれば、来年の4月から指定管理者による運用が始まります。新しい指定管理者に対し、市長は管理運営の準備を含め、どのような指示をされているのかお伺いいたします。

また、外郭団体の経営について、太宰府市文化スポーツ振興財団を例にして申しますと太宰府市文化スポーツ振興財団の理事長は副市長であり、日常顔も合わせる事が少ないご多忙な身であることから、経営の報告を受けたり、指示、提示することは難しいのではないかと考えますが、各事業所の現場の把握ができているのでしょうか。外郭団体が管理運営する施設であるのに、運営管理状態が行政の組織になっていることは非効率であるということと判断されることが必要だと思います。市長のお考えについてお伺いいたします。

2項目めは、太宰府館の運営状況についてであります。

太宰府市地域活性化複合施設として、平成16年9月1日に開館し、3年が過ぎました。この施設ができたことにより、地域の振興、活性化がどのように進んでいるのでしょうか。太宰府市の直営として運営がなされ、毎月の広報「だざいふ」や太宰府館イベント情報にも掲載しておられるとおり、数多くいろいろなイベントや教室など工夫がなされ、運営されています。設置目的である旅人と市民の交流プラザとして活用されているのか、またこの太宰府館の建物がどこにあるのかさえ知らないといった声や、一度使用したけれども再利用は考えるといったような声が聞かれます。地域住民の声やアンケートを実施するなどいろいろな意見を聞き、運営に反映させることが大切ではないでしょうか。今後の太宰府館の運営について、歳出の徹底した削減を図り、既存事業の再編や地域住民を巻き込んだ協働のまちづくりの統一的な視点に立った検討の時期が来ているのではないかと思います。3年が終わり、4年、5年を迎えるに当たり、地域活性化の一つとして太宰府館を外郭団体や新しい公共、第三セクター、民間委託として経営するお考えはないのか、経営、運営、管理、現状等を含み、積極的に実効性のある答

弁をお願いします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 外郭団体の運営、管理についてご回答申し上げます。

指定管理者に移行した公の施設の管理運営につきましては、所属長を通じまして適宜報告を受けておりまして、必要に応じてまた適切に指示をしておるところでございます。詳細につきましては、担当部長より回答をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 指定管理者への指定後の管理運営についてでございますけれども、新しい指定管理者へ移行する施設につきましては、まず初めに施設の管理に関する協定を締結をいたします。利用者に混乱が生じませんように、事前協議を密に行いながら、スムーズに移行していきたいというふうに考えております。また、新しい指定管理者へ移行しました後は、仕様書に基づきまして毎月の月報を提出させるなど、その進行状況を随時チェックをしながら、年度末には事業報告書を提出させるとともに、仮にトラブル、あるいは問題等が発生した場合には、その都度協議を行いまして、適時適切に管理運営を行ってまいります。

また、太宰府市文化スポーツ振興財団の経営管理につきましては、基本的には財団の理事会等で判断、決定される事項でありますけれども、効率的な経営を図っていただくのは当然のことでございますので、適時運営状況等の報告を受けながら、必要があればその都度指導、指示を行っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、ご答弁ありまして、そういうふうな運営に関するチェックをされているということでございますけれども、平成19年12月の第4回本会議でこの議案が可決され、来年の4月からこの指定管理者制度が適切に運営されていくために、指定管理者と事前に協議を密に行われているということでございますけれども、管理体制、業務内容を十分に検討され、効果的かつ効率的な運営管理ができ、住民の利便性の向上と公平性と公益性のある指定管理者制度が始まりますようお願いしたいところでございます。

それと、市の職員が出向職員として入っておる外郭団体が指定管理者になっている施設についてお尋ねしたいと思っております。

太宰府史跡水辺公園は民間に任せられました。それと、太宰府市文化スポーツ振興財団が運営しているところには出向職員がおられますけれども、市の職員がいるところとないところの運営状況について、実地の立入検査とかをされているのか、民間が運営しているところも含めてされているのかをお伺いしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 民間の団体にこういうふうに指定管理者制度によって委託をしております。

すけども、先ほど申しましたように、月報あるいは年度末には1年間の事業報告書等々もきちっと提出をしていただいておりますので、その中で随時指導あるいは指示をしているということでございます。

先ほど申されましたように、太宰府史跡水辺公園、いわゆる市民プールですけれども、これにつきましては昨年度、平成18年度から実際にこの指定管理者制度の適用をしながら今現在お願いをしているわけですが、特に市民の方々が利用されておりますところの内容を聞きますと、やはりサービスがよくなったとか、あるいは夏休みの期間中は月曜日も開館し、フルオープンをしていただいているとかというふうな報告も受けますし、実際に数字的に報告を受けますと、平成18年度の利用者数は平成17年度に比較しますと約1万3,000人ほどの利用者が増えたという報告も受けております。今回新たに太宰府市体育センター、太宰府歴史スポーツ公園あるいは大佐野スポーツ公園を民間の指定管理者にお願いするわけですが、これもこの市民プールに倣って、ぜひこういうサービスをしていただきながら、ぜひ市民のための施設になりますように期待をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今の説明で、サービスがよくなっているということで、民間に任せてよかったということで今感じております。そして、その指定者管理者制度の中で、外郭団体のあり方についてにちょっと質問させていただきます。

先ほども申しましたように、本庁からの出向職員が中間管理職としておられますね。その出向職員をどのように選び、内示をされているのか、向かうべき方向、企画立案を促し、人を配し、人に働きかけ、事を遂げていく指導を含めて指示されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 今現在、太宰府市文化スポーツ振興財団に委託をしておる施設につきましては、先ほどの3つの施設については今後平成20年度からは民間の方をお願いするわけですが、残っておりますいわゆる公共施設、いきいき情報センター、市民図書館、文化ふれあい館、そして女性センタールミナスがございますけども、本来ですとやはりこういう公共施設につきましては営利を目的とした施設ではございませんで、当然市が主体性を持って管理運営をしていく施設ということで今日まで来ております。しかしながら、こういう時代になりました、やはり市民サービスという視点から民間の経営手法を取り入れながらよりよいサービスをしていくという一つの姿勢の中から太宰府市文化スポーツ振興財団をお願いをしているわけですが、この太宰府市文化スポーツ振興財団の中に市の職員がおりますけども、これはいわゆる生涯学習課、教育部の職員でございます、その職員を事務取扱として兼務として従事をさせております。こういう形で、先ほどの民間に委託いたしました施設と比較しながら、お互いに民間のいいところは取り入れながら、そういう職員も含めて経営能力を向上させるという

視点からも管理職を2人入れ、あるいは職員をスタッフとして従事をさせております。今後こういう視点の中で、さらなる市民サービスに向けて努力をするように指示はいたしております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 平成19年9月議会の一般質問で武藤哲志議員が、人事管理の見直しの質問で、外郭団体の見直しについては、見直しではなく、あくまでも市の業務遂行のために必要な配置と答弁されました、市長がですね。その外郭団体に市の職員がいないと業務遂行ができないのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今まで太宰府市文化スポーツ振興財団の運営等については紆余曲折がっております。初めから今のような状況ではございませんでした。昨日も私は市民の皆さん方と懇談をする場がございました。いきいき情報センターのあり方あるいは運営等については、評価もいただいております。あのゴーストタウン的なジャスコ跡地の中で、倒産をし、そして引き続いてああいうふうな空き店舗状態が続いた時点の商店街の状況等から考えてみますと、やはり活性化あるいは活力がそのことによって出てきております。あるいは、いきいき情報センターの中でのスーパーにつきましても、市民に同じように利用者のそういったサービスの供給をしておる。なおかつ、そのことについては利潤も上がってきておるというふうな状況がございます。そして、その経営等については、やはり明るい、数字に明るい、あるいは複式簿記も含めた経営的なそういった素養といましようか、知識が必要といたします。そこには、嘱託でありますとか、そういった日々、期間的な任用の中においては私は無理だと。ある程度その頭脳部分、総務部門等については、経営的な手法が要るわけですから、職員の派遣というふうな形の中で兼務辞令でやっておりますけれども、そういった最小限のものは必要だと。今、派遣、そういった意味での兼務辞令を出しておりますのが4人ほどでございます。あとにつきましては、すべて嘱託あるいはパートというふうな形の中で行っております。今も、前回もちょっと言ったと思うんですけども、嘱託職員の人件費が大体年間188万円としますと、全部で大体100人ほどおりましたので1億8,000万円ほどになるわけでございます。そこに、職員の350万円ぐらいの年収の職員であったといたしますと3億5,000万円ほどかかるわけでございます。そういったところ等をこの要素といたしましては、雇用の創出、私は民の方に指定管理者になったとしても条件をつけなさいと言っております。雇用は太宰府市内に在住する市民を使ってもらおうというようなことが大事だと。一部市外からの雇用等もあります。このことについては、厳しく私は条件をつけようというふうな形の中でお話をしております。そういうふうに経営的なものをいたします際には、いろんな配慮が必要であるわけです。ただ単に経営、運営だけではなく、雇用から全体的な流れ、あるいはそこには商店街の育成、観光のそういった要素というふうなものもあるわけです。そのことが町の活気につながりますし、あるいは大学があるわけですから、そこでの公開講座等についてもいきいき情報センターを使っても

らったり、そういった形の中でもやっているわけです。総合的な企画、経営というふうな視点が必要になっておりますので、そういった意味合いから最小限の職員を今兼務辞令を出しながらやっておると。それ以外については、今の視点の中で経営をしておるというふうなことで、私は総じて評価をしておりますのは、私はあの政策については間違いでなかったというふうに思っております。今後とも今以上に市民の方から評価されるように努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今回の回答で評価されるよう努力を続けていく、今後ともこのままでいくということでございますけれども、民間はですね、利益を追求するために経費削減、企業の努力とリストラ等で大変なことをされていますが、行政は民間に対してコスト意識が弱いと一般的に言われております。一度公務員の身分を取得すると退職しない限り、またよほどのことがあって免職にならない限り安定した地位は認められていますので、行政こそコストと職員のやる気を出させる人材の確保が必要ではないかと思っております。出向職員をそのままにしておくとことですので、外郭団体の職員として位置づけられて、施設の方に管理監督者が土曜日、日曜日、祝日、夜間に従事していないことについてどう思われているか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 太宰府市文化スポーツ振興財団の方に勤務している市の職員ですが、確かにローテーションと申すまいでしょうか、勤務状態については土曜、日曜、祝日等に休む場合もございますけれども、そうした場合には必ず月曜日、あるいは週末に報告等を義務づけておりますので、その辺の判断で対応できるようにはいたしております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その外郭団体での市の職員及び管理職は、土曜日、日曜日、今おっしゃったように特別なときを除いてはお休みです。外郭団体の利用のサービスの提供と運営の柔軟性の施設として威力を引き出す企画に力を入れて働いております。それで、そういった施設に管理職がいないために、運営上で緊急に判断しなくてはいけない問題があった場合に判断する人がいない状態であったりですね、管理職がいれば早い対応と危機を察知することもでき、何か事故があってからでは本当に遅過ぎると思います。そういうふうな管理責任について、今現在その業務を遂行できていないのではないかという施設がありますけれども。例えばですね、管理職の簡素化や効率化、管理運営コストの削減や多様化により、平成19年より太宰府市女性センターミナスと太宰府市体育センターの管理人業務の受付窓口を一本化にされました。太宰府市体育センターは9時から21時30分まで開館、月曜日だけが閉館で、開館していながら無人になっている時間、管理人の不在の間に事故があった場合、安全上の問題について市の責任と申すまいかね、管理責任はどういうふうにとられるのかと、この9カ月間は2つの施設を管理人が1人で走り回っている、管理人の仕事の量は2倍程度増えている状態でございます。

す。また、その施設の管理人の雇用の条件の格差にも私は矛盾を感じております。管理人を減らしたことで人件費を削減したというようなことではないでしょうか。管理責任にあつてはどこまで市の責任、またどこまで指定管理者の責任というようなことを考えられているのかをちょっとお聞きしたいと思っておりますけど。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 女性センタールミナスにつきましても太宰府市体育センターにつきましても、今現在に平成19年度現時点におきましては、太宰府市文化スポーツ振興財団の方に委託をいたしております。確かにいろんな面で効率化を図るために、女性センタールミナスあるいは太宰府市体育センターと一緒に受け付けを一本化したのは事実でございますけども、私どもの方に現在大きな事故といいましょうか、そういう困ったというふうな報告は直接は聞いておりませんで、あくまでも太宰府市文化スポーツ振興財団の中でその対応をお願いをしているわけです。今後につきましても、仮に事故があったときにつきましても、その仕様書あるいは協定書の中で太宰府市文化スポーツ振興財団の方で責任があるわけですが、内容によりまして、最終的には市の施設でありますし、市が責任を持って対応するということになるというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今のところ事故がないからそのまま、管理責任としては事故があったときにそういうふうな報告で対応されるということによろしいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほど申しましたように、あくまで財団の方に委託をいたしております。太宰府市文化スポーツ振興財団の方でいろんな意味での効率化あるいは受け付け業務をお願いしているわけですし、その受け付け業務の中でいろんな問題点、課題があれば、当然太宰府市文化スポーツ振興財団の中でまずは対応していただきますし、太宰府市文化スポーツ振興財団の中でも限界があれば市の方にも報告を受け、今後の対応についてきちっと指導するなり、その対応については努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 市長の公約の中でも、市役所の開庁時間の延長や、昨日の一般質問にもありましたように、休日の業務受け付けも来年2月より施行し、改正すると言われましたけれども、この外郭団体の出向職員を土曜日、日曜日、祝日開館している施設に管理職を含めたところを出勤させるというような勤務体制の変更をすることは可能かどうかをお聞きしたいと思います。

（「今の財団の嘱託職員をということ」と呼ぶ者あり）

○1 番（原田久美子議員） そうです。それを土曜日、日曜日、祝日、祭日を勤務にするということとはできるかどうかを。

（「ちょっとよく」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 市の職員が勤務していますのは、太宰府市文化スポーツ振興財団の事務局として勤務しております、それぞれの施設には館長なりがおります。それで、事務局として土日出勤するということは、必要に応じては出勤する場合もあるかと思えますけども、基本的には事務局としての業務は土日はないというふうに考えておりますので、それぞれその必要性に応じて勤務させることは可能ですけども、現在では土日は出勤していないという状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今太宰府市文化スポーツ振興財団の兼務職員としている4人の職員を、休日に開庁する場合については、そこに勤務させたらどうかというふうなことをおっしゃっているんですか。

（1番原田久美子議員「それも含めて」と呼ぶ）

○市長（井上保廣） お答えしますけれども、太宰府市文化スポーツ振興財団の総務部として、総務部の仕事として、経営的なもの、あるいは企画、あるいは施設間のそういった連絡調整。遊んどるわけじゃないです。仕事は本庁職員と同じように、それ以上の部分があるかもしれません。ですから、土日は当然必要なければ休むのも当然であるわけです。太宰府市文化スポーツ振興財団の職員としてそこに勤務地を指示しとるわけですから、そこでの仕事は腹いっぱいあると思います。本庁職員と同じようにあると思います。本庁の開庁にあっては、今の本庁職員の中での職員を活用するという、使うということ、それから、あるいはそれができなければ臨時であるとか嘱託であるとかそういったことも含めて考えていくことになるだろうと。今、太宰府市文化スポーツ振興財団の職員を土日休んでるから、こちらの方の開庁の分に使うというようなことは、直接的には考えておりません。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そのような、太宰府市文化スポーツ振興財団の職員をどうかしなさいということを私は言っているのではなくて、外郭団体である太宰府市文化スポーツ振興財団の中での職員、外郭団体の中に出向職員として入れている職員が各施設で何かあったときに、その管理責任というものに対してすぐに対応できるかどうかということなんです。土曜日、日曜日、祭日にすぐに対応できるか。この前の3月20日と4月20日のときにその各施設長もいない状態じゃないですか。だから、そんなときに、太宰府市文化スポーツ振興財団として一つの財団法人としているところに出向職員を置くならば、その方たちを土曜日、日曜日、祝日も出勤させて、だからそこで働いている者としては、管理職もいない、嘱託とパートさんと管理人さんだけで責任者がいないということをですね、どういうふうにされているかということでお聞きしたんですけれども。その施設にはですね、施設長という人がいらっしゃいます。外郭団体に外出職員として出向いた人が施設長になっていただくと、その委託している施設長の人件費は要らなくなると思うんです。その施設の館長とか所長とかいらっしゃいますよ。

ね。そういうふうなところに市の職員の方が長として入られたら、その委託分が減ると思いますので、そういうふうな人件費というものも考えていただいて、勤務体制ができるのであればしていただきたいなというところで質問をさせていただきました。

それと、出向職員として、外郭団体に行かせられてますけれども、本庁職員と出向職員の格差というのがあると思います。本当に出向職員で行かれた方は地域の声や住民の声を直に接することが多くなるんですよ。そういうふうな出向職員のご苦労というのは、私も今までも見てきましたけれども、出向職員の現場とか現状を把握されておられたところで、そういうふうな提示がされているのかというところでお聞きしたかったんですけど。それも含めて、出向職員と本庁職員の格差をわかってありますかということをお聞きします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 私は昭和56年に急遽下水道課に配置がえになりまして、当時関屋に下水道課はございました。本庁と約2kmぐらいあるわけですけども、連絡調整するのも、市役所に車で来る。それから、市役所の出来事は全くわからないという状況をつくづく私は体験しております。やはりいきいき情報センターに事務局がある職員については、その辺のハンディはあると思います。それで、なるべくそういうハンディをなくすためにですね、やはりこういう議会の場にも理事者控室には課長が来ておりますし、職員研修についても常に市、本庁と同じような職員研修をしまして、できるだけそういうハンディを解消するようには努めております。実感としてかなりのハンディがあることは確かであるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほどの質問でございますけども、いわゆる太宰府市文化スポーツ振興財団の管理体制といいたいまいしょうか、運営も含めましての体制なんですけども、今現在、例えばいきいき情報センターあるいは文化ふれあい館にそれぞれセンター長あるいは館長という位置づけをいたしております。この責任者につきましては、当然のごとく太宰府市文化スポーツ振興財団の職員でございますけども、事務局の中に先ほど申しましたけども市の職員として管理職員2人を配置いたしております。この2人の管理職員につきましては、私の方、教育部としての職員でございますので、最低毎月2回はそれぞれ報告あるいはそういう情報交換をしながら管理状況についての報告を受け、あるときには指導しながら行っております。そういうことで、例えばいきいき情報センターでいろんな課題、問題点があれば、当然その職員、管理職員が報告を受けまして、そこで対応します。もし対応ができなければ、当然私の方にも報告がありますし、教育委員会としての指導、指揮管理を行っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、そのようであるかもしれませんが、兼務職員としていきいき情報センターなりに配属されている職員と本庁職員の格差がと言いましたけれども、それはただ場所がそこに行っているだけということで兼務職員としてということでしたが、それではなくて、実際に働いておられるところは、本庁ではなくて指定管理者である外郭団体の中ではないですか。そのような職員、兼務をされている職員さんの仕事の内容等を含みまして、できればそういうふうな方が施設長としていただいていた方が、組織の見直しとして、その施設が今以上に成り立っていくのではないかと思います。それと、指定管理者制度のあり方をですね、もう一度指導、管理ということを見直し、精査していただきまして、管理権限を見直すというところで、それぞれの人がやる気を出し、最大の能力発揮ができるような運営をしていただきたいと思います。最後に先ほども出ましたけれども、その中には再雇用の職員さんというような人がいらっしゃいます。それも含めまして、任期の方がどんなふうな任期になっているのか、そこを返答していただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それぞれの施設の中に館長として、あるいは長として配置します場合にありましては、職員が一番いいと思いますけれども、なかなか今の状況下においてはケース・バイ・ケース、事例によって考えておるような状況です。再任用職員の職場としてもひとつ考えることが必要でしょうし、あるいは女性の立場から見ると、民間の方を登用して行った方が全体的にその仕事、館の運営そのものがスムーズにいくというようなこともあります。総合的な判断でだれをどういうふうなことで配置するかということについては、人事登用のときに総合的に判断して配置をしておりますので、今からもその視点でもって必要に応じてそれぞれの能力、評価のもとに配置していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先ほどからも何度も申しますように、指定管理者の総点検をしていただきまして、必要なときには行政が責任を持って総点検を市長みずからしていただきますようお願いしまして、1 項目めはこれで終わりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府館の管理運営状況についてご質問でございます。

当館につきましては、観光客への太宰府情報の発信、あるいは休憩スペースの提供はもちろんのこと、市民の習い事等の部屋の使用等のほかに、梅ヶ枝餅づくり等の体験でありますとか、あるいは物産販売などによりまして、年間12万6,000人、これ平成18年度でございますけれども、利用をいただいておりますような状況でございます。

また、地元の商店街と連携をいたしまして、ひな祭りでありますとか、あるいは七夕祭りなど、イベントの実施にも取り組んでおりまして、地域と一体となった活動を展開しております。

ろでございます。

市財政は厳しい状況が続いておりますけれども、ご指摘のとおり、徹底した歳出削減、努力することは当然でありますけれども、太宰府館の設置目的でございます観光客へのおもてなし並びに地域の活性化という観点から、本施設の果たす役割はこれからもさらに重要になってくると思っております。今後とも市が積極的に主体性を持って直営で管理運営を行っていきまして、地域と一体となって施設並びに周辺地域の活性化に努めてまいりたいと、このように思っております。

あと詳細につきましては、各部長の方から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その太宰府館の運営につきましては、今市長が厳しい運営状態であるということでありましたけれども、私は将来に見込みのないというんですかね、そういうものは早いうちに撤退する判断が必要だと思えます。利益を追求しないというんですかね、幾ら公的な直営の場所だからということで運営するのは、直営にする判断基準があるので、基準に沿って運営がされていると思えますけれども、そのようなことはもうクリアされている施設ということで、もう市の直営ではなくて、民間等に任せられるような方向に持っていけないかというところをお聞きしているわけですがけれども。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま議員の方から太宰府館は不要だというふうな意味合いのご意見が述べられたと思えますが、私は決して不要とは思っておりません。その太宰府館は太宰府館の役割がありまして、年間12万6,000人の利用者があるというふうなことから考えまして、あれは無意味ではないというふうに思っております。

経過をたどりますと、大型マンション等の建設があったわけでございます。そういったときに、周辺住民の皆さん方が多くの署名のもとに、行政の方に買い上げ含めて検討してほしいと、まずそのマンションの建設阻止をお願いしたいというふうな要望等が上がりました。そういったところから始まっておりまして、まず大型の9階建てのマンションの建設等々については、一応阻止をいたしました。次の段階には、市民の皆さん方から購入してほしいと、市の方が活用する施設を建ててほしいと、地域の活性化になるような、そういった施設が必要だというふうなことでの願いがございました。そういったところから、太宰府館については建設をしておるところでございます。市民の皆さん方のそういった地域のコミュニティの場として、あるいは観光客の皆さん方の来訪される方々についての憩いの場として、そういった拠点施設として機能しておるわけでございます。

また、私は前回も申し上げましたけれども、あそこ周辺の小鳥居小路周辺のまちづくりは終わっていない、まだ途上にあるわけです。今、回遊的な行動をとらせるために、700万人の皆さん方をやはり市内津々浦々散策をしていただくというふうな、そういった回遊性を持つことが最

最終的に必要でありまして、今それに向かってできるものからやっておるような状況でございます。その一つに太宰府館もあります。あるいは散策路、九州国立博物館の中に800mございすけれども、そこもその一つでございます。そういったまちづくりを行ってございまして、小鳥居小路線につきましては例の親水性の何といいましょうか、うん、小鳥居小路を流れております水、その親水性も含めて三条区の大葉老人ホームのところから水を引くようになっておりますけれども、そこも自然流下の中で引くような仕掛けもつくる必要があります。以前は、そこは大事な史跡地でもあったわけでございます。そういった復元をしながら、小鳥居小路を歩いていただくような、そういった仕掛けを最終的にはする予定です。今の水が流れておりますところを開放しながら、親水性のそういったまちづくり、そういうふうにすることによって観光客も市民の皆さん方も散策して、そのことが市域全体の中で歩き、あるいは太宰府を再発見していくというような、そういったところから市民の健康問題も増進しましょうし、あるいはひいては医療費の削減というような、そういった壮大といいましょうか、イメージをしてのまちづくりをしておるわけです。その太宰府館であるわけです。そういった意味合いを市民の皆さん方もよくご理解をいただきたいというふうに思っております。これは1年、2年で効果の上がる施設、あるいは今さっきも言いましたいきいき情報センターだって、初めはなかなか評判も分かれておりましたけれども、今は多くの皆さん方が利用されており、評価も出ておると、ある一定努力しながら、どうしたら利用者が多くなるかというふうな知恵を働かしながら一つ一つの手だてを行っていく。そういったことによって、その施設の効果が増してくるわけでございます、今その努力をしておる最中でございますので、議員の皆さん方におかれましては市民の皆さん方におかれまして、そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今回、行政機構の簡素化で機動的な組織に改めるということで、市長の方が10月1日に機構改革されました。そのときに協働のまち推進課がつくられたと思えます。その市長の公約の市民と協働のまちづくりとして私は平成19年9月の一般質問に市内企業、市民の活性化について質問しましたときに、行政も入りましたところの商工会、NPO法人、そういうふうなところと積極的に参画しながら協働支援をしていくということで、活性化に取り組んでいきますという市長からの前向きなご意見をいただきました。今までの行政は運営管理をしていればよかったかもしれませんが、今からは地域住民と協働しながら地域改革を進めていくということが必要ではないかと私は思っております。そこで、その太宰府館が運営管理の内容を十分に把握されたところで指定管理者の導入、直営ではなくてそういうような方たちに任せるお気持ちはあるかないか、お聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、基本的に今までも議員の皆さん方ご承知のように、外部委託をずっと進めてまいりました。学校、保育所、あるいは総合窓口含めて、行政的に進めてまいったとこ



ろでございます。それは、民がすぐれておる面もあります。官がすぐれておる面もあります。やはりどこが一番そこを運営するのがふさわしいか。官は民より劣るということもありません。創意工夫、そこにおる職員の気概、そのやる気であるわけでございます。官の目的に沿って自分自身打ち込んでやる、そういった気持ちになると、私は官も民も変わらないというふうに思います。

やがてそういった変遷、ある時期になって、そして民の方がいいと、総合的な判断の中で協働してやっていこうというふうな形になりますと、そういった時点の中において判断をする必要がありますでしょうし、今、官の中であくまでもずっと続けていくという考え方は持ちません。今日も指示しておるところですけれども、27日には旅行業協会の方に行くよと、今館長の方にも指示したところですよ。同行せよというようなことで言っております。最大限の努力に努力を重ねておるわけですから、その効果は明日あるわけではありません。やがて私はそういった努力、汗をしているわけですから、少なくとも、そういった視点の中でやり抜くというふうに思っておりますので、もうしばらく太宰府館の状況等については見守っていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） もう太宰府館は既存事業として既に行ってある事業として、市民サービスに直接かかわる中で運用をされておられると思いますけれども、コスト表というんですかね、近隣の都市では市の事務事業を評価するためにフルコスト計算書というものを作成し、診断を行い、評価委員会の中で改善と継続、廃止に振り分け、経費削減の目標を立てられていますけれども、そういうふうな赤字を黒字に転換するような、目指すようなプランとかをつくられておるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 今、事務事業評価ということでご質問でございますけど、これは市全体の中で事務事業評価、そういうものをセクションごとに行っており、そして最終的には政策評価というような観点から、そういうバランスをとりつつやっておるということで、今回もそういう方針のもとに市の直営でやっていくという予算枠での動きでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 近隣都市は、先ほど言いましたけれども、そういうふうにして経費削減を目標として表をつくって、またアンケートを含めた施設の運営の方針を作成しています。アンケートについては太宰府館の方ではとられていますかね。太宰府館でのアンケート、ちょっとそこところをお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 開館して三、四年になりますけども、いろんな館の使用状況、そういうもの、観光客がどのくらい使われるだとか、そういう分については掌握しておりますけ

ど、個々にアンケートをとったということは今のところ聞いておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そういうふうなアンケートもとらないまま、先ほど市長が申されましたようにこのまま直営として続けていかれるということでございますけれども、地域住民はもとよりそういう観光客に対して、ここは初めてですかとか、ここをまた利用しようと思いませんかとか、そういうふうなアンケート調査した上で今後直営にするか、私がさっき言ったように民間とかに移されるかは、また検討していただくということでお願いします。

それと、先ほど言いましたように直営にするという判断基準には、業務委託の活用ができるもの、公的関与の必要性があるもの、それと民間参入の可能性がないもの、施設のあり方の再検討が必要であるものということであり、もう十分この基準には基づいておりませんので、すぐにでも直営ではなく、委託することができるということを頭に入れて今後検討もしていただきまして、市長の機動力の一つとして考えていただけることを私は期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、8 番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8 番 中林宗樹議員 登壇〕

○8 番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました観光産業の振興と史跡地の有効活用についてお伺いいたします。

九州国立博物館は、開館2年目にして入館者が400万人を突破し、また本市への来訪者も730万人を回復したと聞いております。市長は6月の施政方針演説の中で、「九州自然歩道」と「歴史の散歩道」を市内の回遊基軸として、市内どこでも歴史や文化、そして自然を五感で感じてもらう。そして、「見る」、「食べる」、「買う」、「学ぶ」、「憩う」ことのできる回遊の仕掛けを随所にちりばめ、「市内どこでも楽しみながらめぐることができる」といったまちづくりを行っていきたいと言っておられます。

また、観光活性化プランも平成14年3月に策定され、5カ年計画で平成19年3月31日までと計画期間が終わりました。その観光活性化プランの中で、「九州国立博物館の開館、太宰府館の開館を機に市内全域の観光資源の多極化と回遊性を促進する絶好の機会である」と記されております。そして、佐藤前市長は「まるごと博物館構想」を打ち上げられ、井上市長は「まちぐるみ歴史公園」と銘打って、その事業も継承されています。この太宰府天満宮、九州国立博物館中心の型から市内全域への面としての広がりが見えませんが、平成16年には太宰府新観光プログラムを策定され、サイン計画で万葉の歌碑を設置したり努力されている割には、その成果が見えません。

九州国立博物館ができて滞在時間は、国博の見学の時間を入れると確かに延びていると思わ

れますが、これは館内におられる時間が延びたということで、本市の市内への回遊性となると依然と変わらずであります。また、国博へ来られた観光客で、このうちの何割かは全く市内へ出てこられない方もおられます。というのは、観光バスや自家用車で直接国博へ入られ、そのまま次の観光地へ向かわれる方がおられます。このように天満宮、国博への来訪者を市内へ回遊されるようにしなければならないと思います。

例えば、国博に来られた観光客に観世音寺や大宰府政庁跡、水城跡などへ帰りに寄ってみたいくなるような演出を国博の中でできないか。JRの駅等へのポスターの掲示はできないか。旅に関する本への掲載、旅行者への働きかけなど、もっと外へのPRをすべきではないでしょうか。集客のための情報発信のあり方も考えてみる必要があると思います。

観世音寺や大宰府政庁跡、水城跡などの西地区への集客については、もっと積極的に対策を考えていいのではないのでしょうか。お客さん呼び込むには、お客さんを引きつける魅力がないといけません。見るものとしては一級品ですが、それだけでは来られないので、市長も言っておられますように、仕掛けをつくってやる必要があります。寄りつきやすいようにする。そして、「見る」、「食べる」、「買う」、「学ぶ」、「憩う」ことができるような仕掛けづくりが必要です。

寄りつきやすいようにするには、車がとめられるところが必要です。車が置けると人も来ます。人が来ればお店もできます。また、「買う」ことは、観光客の関心の大きなところです。「買う」ためには、お店が必要です。水城跡、大宰府政庁跡や観世音寺周辺には、「買う」、「食べる」、「憩う」ことのできる場所がありません。このような店舗を出せません。というのは、この史跡地周辺は第1種低層住居専用地域となっており、店舗を設置することができるのは建物が住居であって、その建物の延べ面積の2分の1未満で床面積が50㎡以下と規制されております。物販店とかレストラン等の専用店舗は建てられません。そのような規制をクリアして、現在の町並みを維持できるのは第2種低層住居専用地域であります。用途地域の見直しを行い、お土産物店やレストラン等の誘致等と史跡地内への駐車場の整備を考え、この地区への誘客を行い、市内全域を回ってもらう。そうすることで、町全体が活性化され元気になり、潤いも出てくるものと思います。当然、税収も上がります。これらの施策は余り予算も使わずにできます。

そこで、次の2点、1、政庁通りの北側の史跡地への車の乗り入れができるようにできないか。これは、駐車場の確保とともに、交通渋滞の緩和にもなります。

2、政庁通り南側及び水城跡周辺の第1種低層住居専用地域の第2種低層住居専用地域への用途地域の見直しはできないか。観光産業の振興、観光活性化のためには、ぜひ見直しをしていただきたいと思います。

以上、お伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 観光産業の振興と史跡地の有効活用についてお尋ねでございます。

史跡地への回遊性についてでございますけれども、私の施政方針でも申し上げましたように、市内に点在いたします歴史的文化遺産や自然に回遊性を持たせて、「市内のどこでも楽しみながらめぐることができる」というまちづくりを目指した「まるごと博物館」、あるいは「まちぐるみ歴史公園」を提唱しているわけでございます。

ご質問の水城跡への車の乗り入れについてでございますけれども、現在特別史跡大宰府跡でありますとか、あるいは水城跡などの史跡地周辺に駐車できる広場といたしましては、市内に14カ所ございます。台数にいたしまして約320台を確保、整備いたしております。

また、平成19年度、平成20年度の2カ年事業で整備を進めております水城跡東門周辺第2広場には、大型バスなどの駐車も可能になります。

さらに、今年度につきましては、来訪者の方々が史跡地を初めとする市内全域を楽しめ回遊することができるような統一感のある公共サイン整備を進めてまいります。

今後とも、市民の皆様や来訪者の方々が太宰府市の文化遺産を身近に感じていただくためにも、回遊性を持った滞在型観光都市を目指しまして、駐車ができる広場の確保を初めとする環境整備に努めながら、「まちぐるみ歴史公園」の早期実現を図ってまいりたいというふうに思っております。既に一つ一つでございますけれども、地味ではありますけれども、そういったことが見えるような形の中で努力したいというふうに思っております。

次に、政庁通り南側の第2種低層住宅専用地域への用途の見直しにつきましては、平成18年3月議会で佐藤前市長が答弁をいたしておりますけれども、様々な角度から検討いたしましたけれども、史跡地にも隣接し、政庁通りの景観保全という観点から、また低層住宅の良好な環境を守るという地域としておりますことから、現段階での用途の変更につきましては困難であるというふうに言わざるを得ないと思っておりますけれども、中林議員の提起については私も同感するところがありますので、引き続き検討課題として残していきたいというふうに思っております。

したがって、現在の用途でございます第1種低層住居専用地域の規制の範囲内での活動の計画を当分の間お願いを申し上げたいというふうに思っております。

また、水城跡周辺につきましても、本市の玄関口に位置します特別史跡水城跡の景観保全という観点から、この用途変更等についても同様に難しいという現状がございます。しかしながら、水城跡の前後には、ご指摘の店舗の計画が可能な地域もございます。そういったことがございますので、今後ともその方向で推進していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますように重ねてお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 史跡地への車の乗り入れについてはですね、相当努力していただいておりますけれども、本市の史跡地は、市域の15%を占めると言われ、本市の市域面積が約29万㎡ということで、これの15%になりますと大体4万3,000㎡ぐらいあります。その中に

史跡地がたくさんあります。そして、この中で見てみたい史跡地へ行くにはやはり車で行く、近いところまで車で行きたいというのが今の車社会の人たちでございます。そういうことで、やはりもっともっと車が入られるような施設をつくっていただきたいと思います。今の分では、まだまだ不足していると思います。

それと、やはりその中でもう一つありますのは、市民の森がございすけれども、市民の森の使用状況について、これ非常に今のところ利用者は少ないというようなこともあります。これはなぜかといいますと、やはりあそこも車の寄りつきが全くできません。大宰府政庁跡を通過して、それから調整池の横を通過していきますと、車は1台、2台置いたらもう全然置かれません。中には春は桜の花が咲く、秋の紅葉の季節には紅葉する木がたくさんあります。あそこは市民の森ということで、市民の皆さんがそれぞれに楽しめる絶好の場所だと思いますので、やはりあそこら辺にも大きな駐車場をですね、駐車場といいますと史跡地内にはなかなか難しいと思いますけど、車の置けるような広場を設置していただければ、もっともっとたくさんの人が市民の森を利用できるようになるんじゃないかなということで、これも1つお願いします。

それから、史跡地内への車の乗り入れにつきましては、政庁通りの裏道がありますけど、それと市役所の前から学業院中学校前までのこの地域で市が史跡地として買い上げている面積が7万6,000㎡ほどあります。このうちの2割ぐらいを、駐車場として利用できれば、2割といいますと大体1万5,000㎡ちょっとになりますけども、そうしますと車が1台駐車するのに必要なのが大体20㎡ぐらいじゃないかなと、そうしますと大体750台分ぐらいの駐車場スペースができます。そうすれば、正月とか観光シーズンとかでこの政庁通りが渋滞する。これの緩和策にもつながっていきますので、史跡地への車の乗り入れについてはですね、やはりもっともっと研究していただいて開放していただくようお願いしたいと思います。

そういうことで、車が置ければ人も動きます。そうすると、人が来れば物も買います。そういうことで、やはりまず車が置ける場所を確保していただきたいということで、今の史跡地内の特にこの政庁通りの北側の車が置きやすい場所への駐車場の確保というか、これについても少し努力していただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 史跡地をですね、いろいろと十分見ていただいて、より味わっていただけるということは非常にありがたいことだと思っております。

指定された史跡地の活用に関しましてはですね、非常に厳しい条件があります。文化財保護法にも、現状変更については国または県との十分協議とその承認がなければ変更することはできません。それから、基本的には史跡地の指定区域内には物をつくったり、今言われましたような駐車場の問題とか、それから案内の看板とかトイレとか、そういうものをつくるというのは原則的には禁じられるといいますか、許可を受けられないようになっております。活用の場合の特別な場合に関しては、今のような協議の上、承認のもとに変更ができるというふうにな

っておるのでございますので、今いろいろご指摘はご指摘といたしまして、私どもといたしましては、その点はなかなか難しいなと思っているところでございます。

もう一点はですね、私個人といたしましても、太宰府市の史跡の公有化というのは、今後とも進めていかなければならないというふうに感じているんです。そういうときにですね、今いろいろ厳しい条件の中のもの無理にしていくと、太宰府市のその公有地をどうするつもりかというようなことの疑念を抱くようなことは、やっぱり今のところしたくないというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 史跡地の有効活用については非常に厳しい文化財保護法がございまして、なかなか難しいところもあるようでございますけども、やはり本市が置かれたこの史跡地が市域の15%あるという、この本当に使えない15%、遺構として先人がそこに残された遺跡として置いておく分はこれは非常に大切なことだと思いますけども、やはり現在の私たちが生活する中で重要な部分についてはこれはそのままやはり残しておくべきだということで、先ほど私が言いましたように、この7万6,000㎡のうちの2割、3割程度を場所によって選んでやっていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

それから、先ほど文化財保護法の中でなかなかできないということでございますけども、私も文化庁の方からちょっと史跡地の専用駐車場で整備することについての指針といいますか、そういう方針をちょっと手元に持っておりますけども、これを読みますと、史跡地等活用専用駐車場での整備ということの方針でございますけども、「史跡等の面積が広大な場合または隣接地に用地の確保が困難な場合、史跡地内に駐車場がない場合、活用上、著しい支障が生じると判断される時」と、それから「史跡地全体及びその周辺を含む適正な保存計画及び整備活用計画が策定されていること」とかありますけども、このように広大な史跡地があって、その中で活動する上で非常に著しい障害が生じるということは、これは今言いましたように本市の史跡地が15%あると、4万3,000㎡ですか、ぐらいの広大な史跡地があると、その中で活動していく中で、やはりもう少しですね、車の駐車場のスペースは確保されてもいいんじゃないかなということで、こら辺も検討していただいて、全部を開放せよとは言いませんけども、せめて1,500台ぐらいの駐車場が確保されるように。そしてこれも常時じゃなくて結構ですので、正月とか観光シーズンとか、車の渋滞する時に、やはり観光地としてですね、ツアーなんかで来られますと、太宰府に来たら時間が読めないと、渋滞して天満宮まで何時間かかるかわからないと、帰りにまた何時間かかったら飛行場に着くかわからないというような状況になると、ツアーとしての観光地としての魅力が半減していきます。もう太宰府には寄られんから、そんなら太宰府を外した分で構想をつくろうというようなことになりますので、やはりそういうことを避けるためにも、それなりの駐車場の確保は要ると思います。

それで、なかなか民間でそういう駐車場の確保は難しいと思います。で、できればここにあ

る史跡地ですね、市が買い上げた分の有効利用を、もう少し前向きに、それは史跡として保存する分には大変大事なことでございますけども、やはり本市の経済活動の中で考えるときには、これも前向きに考えていただけたらどうかと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 中林議員さんが先ほど資料提供をいただきました。文化庁の見解の駐車場の範囲といいたいまいしょうか、判断ですけども、当然こういうふうな広い史跡地周辺には駐車場を整備するという場合については、ある程度規定の判断の中ではできるというふうなことがありますけども、特に本市の場合はもう既に大宰府政庁跡あるいは観世音寺周辺には、先ほど市長も答弁いたしましたけども、約330台ぐらいの、駐車場とはいきませんが、駐車できる広場として整備をいたしております。特に、今回質問の中で提案をされております大宰府政庁跡の北側の方につきましては、ご承知のとおりあの北側の道路につきましては、基本的には歴史の散歩道という形で前回までにずっと今日まで整備をいたしております。それから、あの道にしましても、ご承知のとおり地域住民の方の一つの生活道路として位置づけをしておりますので、北側に大きな駐車できる広場をつくるというのは、かなり問題があるのではなかろうかというふうに思っています。

将来的には、いわゆる大宰府政庁跡よりも国道3号線沿いといいたいまいしょうか、こちらの方に計画をすべきであろうし、今回一つの事例といたしまして、これも市長が申しましたけども、水城跡東門の周辺に一定の駐車場を確保していくということで、ある程度文化庁と協議しながら一定の条件を整えば、随時計画的に今後も駐車できる広場についての計画を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 駐車場をとにかく、たくさんつくっていただきたいということで、これは要望しておきます。

それで、駐車場ができれば、やはりそこに人が来ます。人が来れば、観光客が一番大きな関心を持っているのはやはり買い物でございます。買い物をする場所が、今政庁通りにはありません。そういうことで、先ほど市長の方からは、用途地域の見直しについてはちょっとまだ定期的に検討していきたいということでございますけども、たくさんのお客さんが来られて、ジュース1本買うにも店がない。レストランといいますが、喫茶店でちょっと休憩したいなど、ちょっと座ってくつろぎたいなあとと言っても、そういうお店がないと。やはりそういうお店が近くにですね、観光地の横といいますが、近くにそういう施設があれば、やはりそこへ寄ったり、それからせっかくここへ来たから何か記念になる物を買って帰ろうということで、そういうお店に寄られるということでですね、今の第1種低層住居専用地域のまんまでは、どんなに活用しても、なかなかそういうお店をつくることはできませんので、政庁通りの県道に面している部分だけでもいいので、ここを何とか、用途地域を変えていただいて、あそこへ物販店、レストラン、そういうものを張りつけていただくと、やっぱりそうしないとですね、大宰府政

庁跡とか観世音寺とか、ああいうところではいろんなイベントをやります。せっかく、お客さん来られます。来られて、あそこでいろんなイベントを楽しまれたり、それから四王寺の山城の跡を歩かれたり、そういうことで来られた方はそれなりに楽しんで帰られますけども、やはり本市が望むのは、来ていただいて最終的にはそこで金を落としていただくと、これが最終目的だと私は思いますけども、そういう仕掛けを、やはりつくる必要があると、そのためにはやはりそういう観光地の目の前でそういう物販店を売る。それこそ天満宮なんかでも参道がありますけども、天満宮があって天満宮のすぐ前にそういうお土産屋さんがあるから、あそこでお土産を買って帰られるわけですね。それが全然違うところに、そういうお土産屋さんがあっても、なかなか人はそこまで行きません。せっかく来た人にそのまま帰っていただくよりも、そこで何か仕掛けをつくってお金を落としていただいて、本市の活性化、財政事情がこういう時期でもございますので、そこでしっかりお金を落としていただければ税収増にもつながってまいりますので、ここは何とか政庁通りのあの県道に面した部分だけでも、ひとつ何とか見直しを早急にやっていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この用途地域の見直し等々については今回答したとおりでございますけれども、最善の努力をしてみたいと思います。

それから、平成20年までに向けて景観あるいは修景の今、国土交通省の方に手を挙げておりますので、その状況等も勘案しながら、私は今言われました趣旨等については頭を中心に据えまして、絶えず検証してみたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ぜひこれは早い時期に景観条例ができるということでございますので、これと一緒に実施できるように取り組んでいただければと思います。

それから、水城跡周辺については、先日福廣議員の方からも提案がございましたけども、やはりあそこにあれだけの広大な史跡もありますし、それからあの史跡の近くには用途地域として、まだ残されて、まあこれは史跡があるので、その近くには、やはり用途地域と、田んぼのまんまで置いておく地域を、そのまま景観としては残されておるようでございますけども、あそこへ、そんなに全部使うような施設は要りませんけども、あの近くへ、大型の買い物ができるようなショッピングセンターを、何とかお土産物等を中心にしたショッピングセンターをつくっていただければ、これもまた観光産業の振興という点からも、ぜひお願いしたいと思います。これについていま一度ご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 周辺整備事業については、お話をしたとおりです。私は、史跡地の保存も必要、あるいは活用も必要だと思っております。それには、文化庁の方の考え方もございます。しかしながら、まちづくりという、今もご指摘がありましたように476haぐらいが史跡地としてあるわけですから、この有効活用をやはりきちっと据えて計画的に行っていく、それを観光



資源とするという形でもっていくのが太宰府市のあるべき姿の一つだというふうに思っておりますので、今中林議員がおっしゃってますことと私が施政方針含めてまちづくりのイメージを申し上げておると同様というふうに思いますので、今後とも努力してまいりたいと思えますし、議員の皆さん方のご助言あるいはご協力もお願いしたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 観光については、本市の中心的な産業でございますので、この観光の振興といいますか、それともう一つは九州国立博物館、太宰府天満宮中心じゃなくて、西の方へ水城跡まで含めてですね、こちらにも観光客にたくさん来ていただいて、太宰府市のよさ、そして滞在時間の延長、先ほども橋本議員の方からも提案がございましたけれども、市内で1日あるいは2日、そういう散策といいますか、観光していただくという、そういう施策を、しっかり詰めていただいて、本市の目標でございます1,000万観光都市ということで、それに向けて努力していただきたいと思えます。これは要望としておきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

ここで14時5分まで休憩します。

休憩 午後1時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず最初に、協働のまちづくりについてお尋ねをいたします。

本市総合計画は重点的に取り組む主要課題として3つのプロジェクトを掲げ、その一つに地域コミュニティづくり推進プロジェクトがあります。総合計画には、市民一人一人が地域のまちづくりに気軽に参加することができ、運営にも楽しく携われるような仕組みづくりや場づくりを行う、そして市民によるまちづくりを通して地域への愛着や市民同士の連帯感を醸成するなど、市民が豊かさを感じることでできる地域社会を目指して地域コミュニティづくりを推進するとうたっております。

第四次総合計画は平成13年度からスタートをしており、一部地域によっては取り組まれているようですが、市民感覚の実感としていま一つぴんとこないものがあるように感じてなりません。具体的にどのような取り組みをなされているのか、この6年間の成果あるいは実績などを通して説明をいただきたいと思えます。

また、市長は本年6月議会での施政方針で、市民との協働のまちづくりを行政運営の基本姿

勢に据えると何度も述べられています。さらに市長は、「私自身はもとより、職員が市民の皆様暮らしの現場に出向き、初めに結論ありきではなく、市民の皆様とともに語り、ともに考え、ともに行動する。」とも述べられました。その具体策として、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会を行政区ごとに設置し、地域に出向いて地域の課題や問題をともに語り合い、その成果を市政に反映できる努力を重ねていくとの決意も述べられています。

今月の12月1日市広報に、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の開催日程が示され、来年の1月23日から平成22年度までの予定が発表されていました。

そこで、2点お尋ねしますが、1つは市の広報にはその内容として、協働のまちづくりについての説明と懇談とありますが、どのような説明をされるのか、お聞かせください。

2つ目は、こうした実践を積み重ねて市民との協働のまちづくりの制度を平成22年度までに構築すると施政方針で述べられています。具体的にはどのような制度を構築されようとしているのか、お聞かせください。

私は地方分権を迎えた今日、市民との協働のまちづくりは欠かせないと思っています。そうは考えても何をもって協働と言えるのか、言葉だけがひとり歩きをしているように思えてなりません。そこで、独自の条例の形で自治体や住民の役割、責務、連携のあり方を定め、参画の仕組みを制度として保障する法的ルールづくりが求められています。自治基本条例とかまちづくり条例を制定する自治体が増えてきているのも事実であります。私もこうした条例を制定することを提案させていただき、総合計画の後期基本計画に市民参画まちづくり条例を調査研究することが新たに書き加えられました。

私ども公明党太宰府市議団と会派幸光は、本年10月に松本市に視察に行つてまいりました。調査項目は協働のまちづくりについてでございます。松本市は条例を現在研究中ですが、それに先んじて市民と行政の協働推進のための基本指針を平成18年3月にまとめられています。その基本指針には、市民と行政が互いを対等のパートナーとして認め、継続的な協働関係を確保していくためには、そのルールが必要であり、基本指針をまとめたとありました。本市としても協働のまちづくりを推進していくためにも、こうしたルールづくりが必要ではないかと考えますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、滞在型観光についてお尋ねします。

市長は施政方針で、滞在型観光を誘導し、産業と観光の振興を図ることにより、観光交流人口の増加を図るなど、税収増につながる環境を整えていくと述べられておられますように、いかにして滞在、回遊型のまちづくりを進めていくかが本市にとって重要な施策であると考えています。

その一つとして、今回宿泊施設を誘致するための条例も提案をされているところです。私は視察等で宿泊をすると、時間があれば早朝約1時間ぐらい町を散策します。散策する場所もあらかじめインターネットで調べておきます。そして、ホテル等で地図をいただいて目的地を目指して歩きます。しかし、知らない土地ですから、目的地までの時間や地図だけでは予測がつか

きにくい場合もあります。

先ほど申しましたように、松本市に行きました。松本市は太宰府市と同じように、国宝松本城を初め名所がたくさんあります。そのため、案内板や至るところに町の魅力を伝える工夫が凝らしてありました。その一つにサイン整備がございました。その案内板を見ると、自分がどこにいるのか、次の目的地もすぐにわかるのでございます。滞在型観光を進めていくためにも、こうした整備も必要だなとつくづく感じたところです。市長の所見をお聞かせください。

次に、市有地の有効活用についてお尋ねします。

三位一体改革で地方交付税が削減をされ、財政改革が待ったなしであります。いかにして歳入を確保するか、知恵を絞り出して考えていかななくてはなりません。その一つに市有地の有効活用があるのではないかと考えています。例えば、毎年正月三が日は交通渋滞で様々なところで市民生活に影響を及ぼしています。その解消策として市有地を無料開放いたしていますが、知恵と工夫を凝らして料金を幾らかでも協力いただくことはできないかと考えていますが、その可能性についてお聞かせください。

また、未利用の市有地の売却などを積極的に行われているようですが、貸し出しとか有料駐車場などを検討するなど、歳入確保等でどのような努力をされているのか、お聞かせをください。そうしていただいた収入を子育て支援とか社会福祉などに役に立ててはどうかと考えていますが、市長の所見をお聞かせください。

最後に、通古賀・吉松東・国分川原地区についてお尋ねをいたします。

ただいま組合施行で区画整理事業が進み、新たな町が生まれようとしています。しかし、市民は何ができるのか知らない人が多いように感じます。例えば、学校はどこになるのか、あるいは公園はできるのか、できるとすればどの程度の規模になるのか等々様々でございます。どのような町ができるのか、市広報等でお知らせすることはできないのか、お尋ねをいたします。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 地域コミュニティづくり推進プロジェクトについて回答をいたします。

第四次総合計画の中で、21世紀にふさわしい太宰府市の個性的で魅力あふれる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の早期実現に向けまして、市民のニーズや時代の要請に留意しながら重点的に取り組む主要課題として3つのプロジェクトを掲げまして、総合的にまちづくりを推進しておるところでございます。

豊かな地域社会を実現していきますためには、やはり地域に暮らす市民の皆様一人一人が相互に支え合い、そして自分たちの地域であるべき姿をともに思い描きながら、心を一つにして責任を持って行動できる新たな地域自治の体制づくりが必要であると、このように考えております。

この間の具体的な取り組み状況につきましては、後ほど担当部長から回答させます。

次に、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の内容についてでございますけれども、これからは行政と地域住民が車の両輪となり、あるいは住民と住民というふうなこともあると思います。行政主導の地域づくりから対等なパートナーシップのもとで地域づくりを行うという協働のまちづくりを一つのテーマとして懇談することにしております。市民の皆様方から出される地域課題でありますとか提言等につきましても意見交換したいと、このように考えておるところでございます。

次に、協働のまちづくりの制度構築についてでございます。

私は真の地方自治を推進していきますためには、市民と行政が連携、協働していけるような、そういった新たな仕組みづくりあるいは場づくりが必要であるというふうに思っております。そのためには一定のルールづくりも必要であるというふうに考えておりますので、施政方針で申し上げているとおりでございます。

早い時期に庁内に検討会を立ち上げまして、太宰府市にとりまして自治基本条例の制定がよいのか、あるいは市民参画条例の制定がよいのか、その方向性を検討し、調査研究を進めてまいりまして、市民の御意見等々を傾聴しながら制度構築を目指してまいりたいというふうに思っております。

それから、滞在型の観光について、あるいはサイン等の整備充実についてでございます。

まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園のまちづくりを進め、そして滞在型観光を目指しております太宰府市にとりまして、サイン整備等の充実は欠かすことができないものであるというふうに思っております。

サイン整備等の充実はもちろんのこと、観光でありますとか、あるいは商業の振興を図る様々な仕掛けを総合的に展開をすることによりまして、滞在型観光への誘導をしてまいる所存でございます。

それから次に、市有地の有効活用についてでございますけれども、歳入の確保を図るというふうなことでございますけれども、市有地の中でも区画整理地区内の保留地の売却できるものにつきましては売却するということで、歳入の確保に現在も努めておるところでございます。また、有効活用につきましては、もっと元気に・がんばる太宰府応援団というふうな私の意を介してのそういった知恵袋と言いましょか、支援をさせていただいております委員会でございますけれども、そこからも提言を受けておりますので、早急に検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、通古賀・吉松東・国分川原地区についてのまちづくりについてでございますが、積極的にホームページでありますとか、あるいは市広報等に掲載しております。民間施行の土地区画整理事業の内容につきましても、他の民間の開発行為との整合性を図りながら、今後可能な限り広報に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、回答いたしましたけれども、それぞれ詳細あるいは2答目等につきましては、場合に

よりましては部長の方から回答させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域コミュニティ推進プロジェクトについてのこの間の経過でございます。

平成13年4月に策定しました第四次総合計画前期基本計画の中で、地域コミュニティづくりを推進することを戦略プロジェクトの一つとして初めて明記をし、まずは地域活動の中心となる自治会の理解と協力を得るために小学校区ごとの区長説明会等を行いました。一部から地域コミュニティづくりに対する市の将来ビジョンが見えないなどの意見や行政から一方的に押しつけ進めるのではなく、自治会で既に積み上げてきた地域活動との整合を図ってほしいとの要望も出されておりました。これらの意見を整理し、見直しを行い、平成18年4月からスタートした後期基本計画の中で、新たな地域コミュニティ推進目標を、本市における地域コミュニティづくりは住民自治を確立するために市民、NPO、ボランティア、事業者など多様な主体と行政とが協働しながら地域分権の受け皿としておおむね小学校区をエリアとする地域住民による地域づくりを進めるといふ市民との協働のまちづくりと定めたところでございます。

現在、太宰府南小学校、太宰府西小学校、水城西小学校の3小学校区においては、地域コミュニティ協議会の準備会が設立されておまして、防犯・防災あるいは福祉、あるいは文化といった具体的な地域課題や問題の解決あるいは地域コミュニティ醸成のための部会活動に取り組まれておるところでございます。

また、その他の小学校区においても、現在市のまちづくりに対する将来ビジョン等を御説明しながら個別の協議を重ねておまして、全市的な取り組みとなるよう努力いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 滞在型のサインの整備等についてご回答申し上げます。

観光客を初めとした来訪者の方々を市内の歴史、観光資源に誘導するためには、案内サインが必要なことは言うまでもございません。このため、市域全体の歴史、観光資源を網羅した情報を発信するとともに、最寄りの主要な駅や観光用の駐車場等からのサイン整備を行い、目的地に容易に達することができるようにする必要があると考えておるところでございます。

今までも様々なサイン整備を行っておりますが、サインの大きさや型や色、あるいは設置場所等に統一性が見られませんでしたので、今回わかりやすく統一性を持たせたものとして、歴史観光系公共サインガイドラインを作成中でございます。そして、来訪者の方々が市内の歴史、観光資源をゆっくり、楽しく回遊できる仕掛けの一つになればと考えているところでございます。

厳しい財政状況のもとではありますが、今後につきましては、歴史観光系公共サインガイドラインに沿って、老朽化したサインから順次整備を進めながら整備の充実を図っていきたく

いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 地域コミュニティづくり、協働のまちづくりという形で平成13年度からスタートしているわけですね。地域コミュニティづくりというのは極めて、先ほど市長がおっしゃって、21世紀を迎えた今日、非常に重要だということで総合計画に掲げてやられているわけですが、本来ならもう6年たつわけですから、本来ならば既に全部が動いていかなくちゃいけない。まだ、今お話では3地域ですか、南小、西小、もう一校言われてましたけども、3地域、もう6年。順次これから進めていくというけども、あつという間にもう10年過ぎてしまうんじゃないかと。掲げてしまったのはいいけども、具体的な動きがなかなかまだ見えてこないんじゃないかなという感じがするんですが。

例えば、第四次総合計画の中で、地域情報基本計画を策定すると書いてあるわけですね。この地域コミュニティ推進プロジェクトの中の6つの大きな柱の一つになるわけです。これから市民と行政との情報交換をやっていくと、そのための基本となるものを策定しようということがここにうたわれているんだろうと思うんです。私もどういのができているのかなということで、聞きに行けばよかったんでしょうけども、一般質問するからということで、あえて聞きに行きませんでした。後期基本計画が平成18年3月に書いてあるわけですが、この地域情報化推進計画が策定されたのかどうなのかというのは、この後期基本計画の中でもよく見えてこないんですけども、この部分はどうなっているのかですね、後期基本計画においても情報は極めて重要であるということが協働のまちづくりの中に1ページを割いて書いてあるわけですが、要するにまちづくりを推進していくための基本となることがこの後期基本計画にうたわれていないということもあるわけですが、これ策定されたのかどうなのか、どういう形で策定されているのか、策定されているとすれば生きているのかどうかですね。この辺で、私は判断するのは第四次総合計画の計画書しかわかりませんので、この計画書の中にあることについてお聞きをさせていただいておりますので、まずその1点をご答弁いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域情報化推進計画について、前期のコミュニティプロジェクトの中に掲げている部分だろうと思います。IT推進計画の中で行政情報と地域情報をいかに推進していくかということで計画書を策定しております。その中で具体的にはキオスク端末を各公共施設等に設置いたしまして、行政情報あるいは地域の中でホームページ等の閲覧ができるというようなシステムを構築いたしております。IT推進の関係ではそういう計画で定めておりますけども、先ほど清水議員がおっしゃいましたように、地域情報を集約して総合的に発信するということは、まだ現時点ではできていません。ただ、いろんな情報を太宰府の広報等に寄せていただきながら掲載している分もございまして、あるいは各自治会、行政区だより等を私どもの方にも配布していただきながら、地域の中の情報を集約し、その中で先ほど

申しました地域コミュニティのための個別的な協議の中で情報提供ができる部分については積極的に活用されているというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それとですね、太宰府市の地域コミュニティの推進事業支援補助金交付規則というのがありまして、地域コミュニティを具体的に動かす一つの補助金の交付規則ですが、この中に地域コミュニティ協議会設立に向けての準備会及び専門部会の設立運営事業と、それから2つ目に地域コミュニティ協議会の設立と運営事業、そして第10条にあります地域コミュニティ推進事業支援補助金実績報告書ということで書いてあるわけですが、具体的にそれぞれの地域コミュニティ協議会設立に向けての準備会の申請、それから協議会申請の数、実際にできた数、それから地域コミュニティ推進事業支援補助金実績報告書の報告がどの程度、幾つあったのか、このことについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今ご質問の支援補助制度でございますけども、平成15年に要綱策定をいたしております。当初は前期基本計画の中でも地域コミュニティづくりをどうするかということで、まず小学校区単位に地域活動をされるような協議会をつくっていただき、その協議会が組織されましたら活動計画をつくっていただき、その活動計画ができ、計画に沿った活動を支援できるような補助制度ということで策定をいたしておりました。この間ご報告もいたしましたし、先ほどもご報告いたしましたように、指摘の中でそういうまず組織ありきではなかなか地域活動との整合が図れないということで、いわゆる補助金やるから何かしろというようなことでは、行政主導型ではなかなか地域活動にはつながらないというようなご意見もいただきましたので、見直しを行いまして、この地域コミュニティ支援のための弾力的な運用ができるような制度でないとなかなか活用につながらないということで、それで現在ではそこに今清水議員がお話しされましたように、まずは協議会をすぐつくるんじゃなくて、まず準備会という形で、まず組織を立ち上げて、その中でどういう地域課題があるのか、その解決にはどういうことがテーマとしてつながるのかということを協議してもらいながら、先ほど申しました福祉の関係とか防犯・防災の部会を編成する、そういうものに支援をしながら情報ネットワークをまず作りながら組織化につなげていこうというような支援制度に見直したところでございます。それで、現時点では太宰府西小学校区と水城西小学校区は一体として今、西地域という形で動いていただいておりますので、そちらの方に準備会として、そちらの方は福祉部会と防犯・防災部会というのが組織されております。それから、太宰府南小学校につきましても準備会を設立していただいて、現在文化部会と防犯・防災部会という形で活動をしていただいておりますので、それに対して補助金の申請をしていただいております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） すると、まだ準備会の段階だと。それで2つと。準備会というのはあ

くまでも地域コミュニティ協議会を設立するための準備会。だから、今のご答弁でいくと、地域コミュニティ協議会の設立とか運営というのは、まだないということですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） はい、そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それでですね、私が思うのは、太宰府市における主要な3つの中の一つなんですね、地域コミュニティ推進というのは。本来ならもう動いて、実績報告があつて、実際にこういう地域コミュニティの成果がありますよというのは、もう6年たったら1つか2つぐらいの報告があつていいんじゃないかと私は個人的に思っているわけですね。だから、まだいまだに準備会の段階だということなものですから、これは大体もう後期基本計画も平成22年度まででもう終わってしまうんじゃないかという感じがするわけですけども、慌ててつくっていくということもよくないし、余りよくないとは思いますが、その辺の原因は何なんですか。いまだにこういう形の中でね、平成13年にこれからのまちづくりは大事だと、総合計画の中の3つの主要な柱の一つだと、その柱の一つにありながらいまだに地域コミュニティ協議会ができてない、準備会が2つしかできてない、その原因は何なのかということはどういう形で考えておられるのかですね。それをやらないと、また同じような形でこれから来年も再来年もですね、大体この地域コミュニティ協議会、8小学校区つくろうと思っていらっしゃるということですが、7つやったですかね、7つつくろうとされているんですけども、これは全部終わってしまってもでき上がってしまわないんじゃないかという感じがしているわけですけども。

大変ご苦労はされているとは思いますが、その辺の、私はできることとできないことがあります。そりゃ、いろんな形の中で、総合計画ですから無理なところもあるかと思いますが、ただ1つは、まるごと博物館とか福祉でまちづくりだとか非常にテーマが大きくて、大きなくくりの中でやっていくわけですけど、これはそんなに難しい話じゃないんですね。各小学校に各自治会が集まって地域のコミュニティ協議会をつくろうという、言うならそんなに難しい話じゃないんですけど、なかなか遅々として進んでない。6年たってもまだゼロだ。準備会しかできてないということで、私はなぜこれを言うかということ、市長がこれからのまちづくりの中の施政方針の中で、協働のまちづくりを基本に据えるとあるわけですね。基本に据えるとなってきたら、何かやっぱりルールがないといけないと思いますし、そういう組織化もされていないといけないと思うんですが、組織がまだできないのに、本当にそれができるのだろうかという思いがしているわけですけども、まずこの地域コミュニティ協議会がいまだにできてないその原因は何かということをごすね、お聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、私の施政方針の中におきましても協働のまちづくり、それから第四次の総合計画の中におきましても地域コミュニティづくりを一つの大きな柱立ての中で推進しようというようなことで打ち出しておきまして、これも市民の皆様方から百人委員会というな形の

中で提起されて、そして実行に移すべく総合計画の中に打ち込んだというふうなことでございます。

私は市長に就任をいたしまして、市長が率先しなければこの協働のまちづくりあるいは地域コミュニティづくりは動かないというふうな認識の上に立っております。そういった意味におきまして、今出発そのものは平成20年1月からスタートし、市民懇談会等の中で市民の皆さん方、多くの皆さん方からご意見を聞きながら、そして動かしていこうと、基本的な、理論的なロジックはつくり上げております。しかしながら、一過性で行政的にそれをかぶせて、こういった形でいきますということは易しゅうございます。しかしながら、それでは実態として動かないというふうに思っております。したがって、ゼロから出発するような気持ちの中で私は市民の声に耳を傾けて、そして大きなくくりとしての行政自治の今後のあり方を私は場づくり、仕組みづくりを構築していくというふうに考えており、そのことがなぜ遅れたかといいますと、戦後50年、60年のこの地方自治というふうな歩みがやはり一つのコミュニティづくり、隣組あるいは行政区単位で流れてきた経緯がございます。これを大きなくくりとして、一つ一つの44の行政区は尊重しながら、その基礎的なものは崩す考え方はございません。それを大きなくくりとする際におきましても、いろんな思いがあるわけでございます。区長さんの中においては、屋上屋ではないかというようなこと、同じようなことをなぜ繰り返すのかというようなこと等疑問が多くあるわけでございます。そういった50年間の流れ、システムを見直して、今後50年後、100年後に耐え得るだけのまちづくりは行政がするものだけではなく、今からは市民との協働、あるいは住民と住民というような形、あるいはNPOであるとか、いろんな、主体は多くあるわけでございます。そういったことの組み重ね、体系づくりをきちっとした合意形成の中にやる必要があるというふうに思っております。

宝塚市でございませうけれども、このコミュニティづくりまで20年かかっております。福岡県下でもそれぞれ九州の各市においても、私も市長になって市長会に行くようになって情報がよりわかるようになったんですけども、まだそんなに多くはありません。それだけ地方自治の仕組みを今までの部分を流れを変えていこうというからには相当の抵抗もありますし、あるいは理解をしていただくためには同じ歩調で動いていくというような形が私は必要だというふうに思っております。私は平成22年の任期までのうちには、そういったシステムづくりをしていくというふうなこと、それだけでも私は大きな課題というふうに思っております。

通常の行政は、動きながら新たな仕組みづくりを構築していきたいというふうな考え方でございます。時間はかかりますけれども、私は時間がかかって当たり前だというふうに思っております。皆さんと同じような動きの中で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長のおっしゃっていることはよくわかるんですが、要するに本格的にこの地域コミュニティあるいは協働のまちづくりというのは、平成22年度からスタートをするんだと、今市長の答弁はそういうふうに聞こえたんです。それまでのスタートの部分をつく

り上げていくんだというご答弁のように私感じたんですが、違うんですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 早いにこしたことはないと思います。しかしながら、そこに、任期が平成22年ですから、そこまでにはきちっとした形の中で動くような形を持っていきたいというのが私の本心です。それぐらいのやはり時間、私がかかるといふような思いをしております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 20年かかったところもあればですね、2年でできたところもあるわけですね。私たちが松本市に行きまして、松本市がつくっております協働推進協議計画というのがありまして、こういう形の部分があるわけですね。これをずうっと読んで、総合計画書を読みながら読み合わせていくとですね、前期のものを読み、後期のものを読んでいく中で、地域コミュニティというものとそれから協働のまちづくりというのがありましてね。地域コミュニティというのはあくまでも今は小学校単位、それを地域コミュニティづくりを推進していこうと。昨日から今日にかけまして協働のまちづくりという話が幾つか出てきてきました。恐らくそれは地域コミュニティでの協働のまちづくりではなくてテーマ型というんですかね、そういった形での協働のまちづくりではないかなと思っているわけですが、この総合計画を見ていったときに、今度新しく後期基本計画の中に、計画の推進の中に前期にはなかった協働のまちづくりというのが新たに盛り込まれているわけですね。この協働のまちづくりというのが私はこの地域コミュニティの中の一つの、株じゃないけど、その一つなのか、例えば総合後期計画の中で地域コミュニティづくりというのがありまして、この中にルールの中場づくりとして協働のまちづくりのルールというのがあるわけですね。市長がこれからつくろうとされているのは地域コミュニティ、この地域コミュニティというのは定義がありましてですね、要するに行政区の複数集まった、言うなれば団体が地域コミュニティと定義づけられてますよね。そうすると、ここで言う、協働のまちづくりというのは地域だけに限らないわけですね。その辺の地域コミュニティと協働のまちづくりとの関連がいま一つ見えてこないんですけども。もちろん、地域は地域でありますよ。

平成18年度の、今日ちょっともらってきたんですが、太宰府市地域コミュニティづくりの推進指針というのがありまして、この中に地域コミュニティとは何かということが書いてあるわけですね。コミュニティとは直訳すれば生活共同体、または地域社会共同体ですと。コミュニティにはエリア型コミュニティとテーマ型コミュニティ、これはテーマ型コミュニティというのはNPOとかボランティア団体とかテーマごとの活動によるつながりと、こうありまして、地域コミュニティとはまさにエリア型コミュニティのことですよと書いてあるわけですね、この中に。そうすると、ずうっと私は市長の頭の中にはですよ、決してこの地域だけの協働まちづくりじゃないと思っているんですよ。テーマ型のまちづくりもあるんですが。その辺を要するにちょっとひとつきちっと抑えておかないといけないなと思ひましてですね、市長が考えている協働のまちづくりというのは、それは地域のコミュニティもその一つだと、でもしかし

それ以外にいろんな市民の活動団体だとか、いろんな方たちがたくさんおられますので、必ずしも地域に限らない部分もあるんじゃないかなと感じがしてますので、そういう形でお考えになっていらっしゃるのかですね、聞かせてください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 総合計画の中の地域コミュニティづくりの定義につきましては、今清水議員のおっしゃったとおりです。私のイメージも、今まさに地域力が低下しておるといようなことが言われるわけです。昨日以来も、子供さんの政策をどうするのか、あるいは高齢者の介護をどういうふうにしていくのかというふうなこと、やはり私は地域力といいましょうか、昔はそうであったように、子供もあるいは高齢者も含めて地域力によって支え合いながら育てておるといようなことがございます。それが時代とともに、経済の変化とともに低下をしてきている、あるいはすべて行政がやるというふうなことが一時期ございました。これは行政の役割、非常にすみ分けが不明記といいましょうか、守備範囲がすべて行政というような形があった時期がございました。そういったところから地域力であるとか、自主的な機能が損なわれてきた部分があるわけがございます。そういったことを取り戻していくというふうなのが今大事ではないかと。地域コミュニティはまさにその一つでございまして、まちづくりは行政だけが関与して行うのではなくて、地域住民の皆さん方と一緒にやっていくんだ、そのためには、まずもっては地域コミュニティづくりが、やはり今のくくりを、小学校区単位で考えて、地域分権といいましょうか、今の自治的な機能も含めた形で、将来的にはそこに考えてもらう、一緒になって考えていくというのが地域コミュニティの中、その中でいろんな取り組みが、ネットワーク化が出て、防犯なら防犯一つとってみても、一行政区だけではなくて、小学校区単位で連携しながら、あるいは市域全体を連携しながら、防犯・防災活動を行っていくとか、そういったネットワーク化が出てくる、その主体が、市民であり、市民同士である、住民と住民同士のケースもあるでしょう、住民と行政というふうなこともあるでしょう、あるいはNPOというふうな状況等も、媒体はあろうかと思えます。その後の協働というふうな形の中のまちづくりの中においては、主体性はいろいろ、多様化してくるといような思いでございませぬ。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長、制度の構築を平成22年度までにすると、ルールづくりを、つくるといことを答弁されたわけですが、その構築、制度を構築すると、1つは、ルールづくりをするということですから、これは条例を制定するということ、それまでにまちづくり条例か何かわかりませんが、制定するとい形のことを、構築するとい形でおっしゃっているのかな。ちょっともう一度確認。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 最終的には、ここでもお話をしましたように、市民自治条例あるいは協働のまちづくり推進条例でありますとか、そういった名称は別といたしまして、そういった中心と

なります条例の制定等については必要になってくるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 地域コミュニティづくりあるいは協働のまちづくりという形の中で、確かに行政が地方分権の中で、行政がいろいろな形で担えない部分が出てきた、そういう形で、そういう公共的なものは行政がやると、イコールではないんだという書き方されていて、そういう形の中で、地域だとか市民だとか、そういう様々、NPOのところに対等に渡り合っていこうというようなことだろうと思うんです。いずれにしても、その条例なりきちっとした形で、地域とは何か、市民とは何か、協働とは何か、あるいは市民活動団体とは何か、こういう形の中の定義づけが要るだろうと思うんですね。

で、私今回質問しようと思ったのは、1つは協働のまちづくりもあるわけですが、これを何とかですね、地域の活性化につなげていけないかと、その活性化もあるんですが、最近コミュニティビジネスという言葉が何かあるそうございまして、私もたまたま調べておりましたら、ボランティアじゃなくビジネスだと。これ経済産業省が広げようと、環境コミュニティビジネスということで。このようにコミュニティビジネスとは何かということが書いてあるわけですね。地域社会における社会貢献のための地域社会に根差した事業性、収益性のある活動ということができると、コミュニティビジネスについての厳格な定義はありませんが、例えば中小企業白書では、従来の行政と民間営利企業の枠組みだけでは解決できない地域問題のきめ細やかな対応を、地域住民が主体となって行う事業である。社会貢献性の高い事業であると同時に、ビジネスとしての継続性も重視される点で、いわゆるボランティアとは異なる性格を持っていると、その特徴として、1つは地域住民が主体である。2つは利益の最大化を目的としない。3つ目はコミュニティの抱える課題や住民のニーズにこたえるため、財・サービスを提供する。4つ目に地域住民の働く場を提供する。5番目に継続的な事業または事業体である。6番目に行政から人的、資金的に独立した存在である。等が上げられるとされていまして、こうずっと協働のまちづくりをしていますと、岡山県にあるある町ですが、このコミュニティビジネスをこれからやっていったらどうかと、町ですけれどね。その中に、どういうことがあるかということが書いてあるわけですね。では、どのような事業が考えられるのか、一回事例を挙げてみましたということで、例えば福祉・介護、ひとり暮らしのお年寄りのためにお弁当をつくって配達する、自宅などを開放して高齢者のデイケアサービスを提供する、ずらっとあります。読みよったら時間がありませんのでやめますけど、こういったことがコミュニティのビジネス。地域コミュニティ推進づくりもいいでしょうけども、やはりいかにこれを私は地域の活性化につなげていくか。さらに、この中に書いてあるのは、企業誘致とかそういう様々なものが難しくなるだろうと、そういう面において、やっぱり雇用を創出する新たなビジネスになりはしないかということで。NPOというのもですね、私1回この議会で取り上げたことあるんですが、ヨーロッパかどこかでは、経済成長率の非常に大きな発展の原因になっているということで、NPOあたりはもう一つ広がる組織でございまして、単なる地域コミュニテ

イづくりとか協働まちづくりからもう一步、私は前へ進んでいただいでですね、こういった制度も国がやっていますよということをしかり知っていただいで、私は進めていただきたい。まあ市長の任期があるわけでございますけども、そのように考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） なかなかいいご提言をいただいたと思います。やはり、顧みますと、2007年問題は、今のベビーブーム、私どもの世代でございますけれども、リタイアを3月にはするわけでございます。そういった能力を持った、ノウハウがある、また力がある世代が退職、大量にするわけでございます。社会では、まだまだ必要としておるといように思います。そういったコミュニティビジネスというふうな中で、地域の中で何か貢献できないかというような視点から、やはり自治体の方が募集するといひましようかね、そういった仲立ちするよな、そういった組織も、今お話を聞いておひまして、必要ではないかなというふうにおひっております。必要があれば、太宰府市におひてもそういった、地域懇談会の中におひてもいろんな意見が出るだろうと思ひます。そういったことも含めて、いいものはとりながら、そして即実現できるもの等については行動を起こしながらやっていけば、私はその一つ一つが地域コミュニティづくりの基盤になってくるし、あるいは協働のまちづくりにつながってくるんだというふうにおひっております。そのことによつて住民が太宰府市を愛する、自分たちも一緒になってまちづくりをしていんだというよな意識が醸成されるのではないかなというふうにおひっております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ぜひよろしくおひいたします。

で、サイン整備についてですね、先ほど紹介しました部分ですが、これから新しく見直していくということでございます。

松本市に行つてきまして、私が先ほど言つたサインなんですが、地図がここにこうあるわけですね。で、自分がどこにおるかということが、この周辺でわかるわけですが、この地図で。これ何でつくつてあるかわかりませんが、その下に、地域の案内が、こちらですよ、こちらですよ。こういう形の部分がありましたので。実はですね、太宰府の案内板が非常に老朽化してですね、見づらいつという声があちこちから出ているわけですが。そういうことで、整備をされるということでございますので、これはちゃんとまちづくり案内という形で書いてあります。で、太宰府市のがどうなつているかということで見比べますと、同じよにこうあるわけですが、もう書いてあるだけですね。矢印が、例えば、これ善光会館の前で太宰府のを写したんですが、通古賀の利用施設、下に矢印してあるわけですね。JR都府楼南駅も矢印が1つあるわけですが。知らない人が見たらわからないですね。地図じゃないですよ、これ。やっぱりそういう意味におひいて、せつかくこれだけの部分ありますので、この辺に地図か何かを書いて、これは通古賀区の案内板ですけども、もう少し工夫をつけたらいいんじゃないかなという

ことで紹介をさせていただきました。ぜひお願いしたいと思っております。

それですね、サイン整備の中で、市民からいろいろ声を寄せられているわけですが、これから順次やっていくということでございますので、ぜひお願いしたいことがあるわけですが、時間が余りありませんので、一、二点紹介したいと思うんですけども、太宰府の史跡地がありますね、いろんな史跡がこういろいろあるわけですけども、もう一つこの史跡プラスできないかと、それをアイデアで言われている方がですね、太宰府には歴史上の人物が多く訪れていまして、この人たちにも光を当て、由縁の場所を紹介することで、観光にロマン、深み加わるのではないのでしょうかと、西郷隆盛とか坂本龍馬はこの地を歩いたと、そういう形の中で想像力がかき立てられれば、さらに太宰府を身近に感じていただけるのではないのでしょうか。パンフレットとか案内板でも、史跡とあわせて人物由縁の場所を紹介しますと。で、行きましたらね、町歩きましたら、たった一人の人物でもですね、それをぼうんとやっぱり表へ出しているんですね、いろんなゆかりのある人物を。例えば、森鷗外だとか石川啄木とかですね、そういう詩人の人をぼんと出して、生まれたところであるという、由縁の地という形で、それを観光のPRにしようとする。だから、うちはそういう観光資源がありますよ。それにもう一つ、坂本龍馬だとか西郷隆盛とかいろんな、商工会が歴史上の人物ということで、ずうっといっぱい昔の時代からつくっておられますよね、筑陽高校の生徒さんか何か書いたの。ああいうのを何かね、もう少しこう、あちこちで展示されていますけども、何か利用できないかと、もう少しPRできないかと。知らないんですよ、皆さん方お見えになったとき。私も西郷隆盛と太宰府は、どこでどう縁があるのかとかね、坂本龍馬とどう縁があるのかとか、余り知らないもんですから。そういったことも、またこの一つのPRになるのではないかというお考え持っていたらっしゃる方もいらっしゃるわけです。その辺はどうでしょうかね。だれが答えるのか知らんけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ガイドラインを今作成中ということで、これ歴史と文化の環境税の方からいただいてつくっておるところでございますが、1つは、今松本市の分を写真でご紹介されまして、今ガイドライン、私どもがつくっている部分では、似ているかなあという気がいたしました。まず、わかりやすいということと、あと太宰府を生かすというようなデザインで進めておるところでございます。

今、人物という部分につきましては、私どもも行ったときに、ああこの方が、歴史上の人物が、こういうことをここでされたかということ、興味があるところがございますが、今そのサイン計画の中に織り込ませるかどうかについては、ちょっとまだ詳細には、私勉強不足でございますので、十分に参考にさせていただきたいというふうに思っております。今回、一応できるだけ早い時期にと思って、今年度ぐらいにつくり上げるような目標を考えております。人物等については、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 決してサイン整備だけじゃなくてね、いろんな形の中で一つの、余り人が多過ぎるもんですから、かえって、ねっ、1人か2人なら、それをばあっとクローズアップできるでしょうけども、人物たくさんの方がいらっしやいますもんですから。しかし、それはそれとして、大いにPRしていく必要があるんじゃないかなと思っています。

それともう一つ、回遊型観光を目指して、ここサイン整備をこれからされていくわけですが、太宰府が発行しているこの史跡の散策マップと観光協会が発行している史跡のこのマップがあるわけです、観光マップ。で、ある市民の方から、この太宰府の史跡の散策マップに番号があるわけ、ずうっと写真があつて、番号が振ってあるわけですね。例えば、この太宰府の史跡の散策マップであれば、1番は大宰府政庁跡になっている。だが、観光協会が発行しているこのパンフレットを見ますと、大宰府政庁跡は7番になつとんですね、番号が。私は余りそんなこと、疎いものですから気にするタイプじゃないんですけど、非常にやっぱり、見る人が見るとですね、やっぱり整合性を整えるべきだと。番号を打って、そしてやっぱりそこはそことしてPRをしていく。政庁跡は1番。その辺は、1番か何か分かりませんが。それがね、余り番号が違い過ぎて、一つのやっぱりルールづくりというんですか、やっぱり見る人が見ると、そういうようなことの指摘もありましたので、ぜひこれご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 参考にさせて、ご意見としてちょうだいして検討いたしたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） あと5分ですけども、市長ね、先ほどですね、橋本議員への答弁だったと思うんですが、歳入確保の中で、このもっと元気に・がんばる太宰府委員会の中で、様々な意見が出てきた中で、市長、総務部長でも結構ですけど、有料駐車場もどうかという提案がなされたということで、ああ、私と同じようなことを考えている人がおるんじゃないかということ思ったわけですが、このもっと元気に・がんばる太宰府委員会というのは、これからの歳入増加の市長の知恵袋ということで、先ほどもおっしゃいましたけど、どういうメンバーなのか、どういう形でこのメンバーを選ばれていらっしやるのか、何人ぐらいいらっしやるのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） メンバーにつきましては、商工会の会員さんを中心としまして、その会員、中心となられる方が、やはりそういう意見を持たれた方を引っ張っていただいて、そして6名で協議をしていただいたというところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） それでは、あれですか、1回だけじゃなくて、ずっと今後とも続けていくということですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） もっと元気に・がんばる太宰府委員会につきましては、大体3回ぐらいをボランティア会議という形で行っていただきまして、1つの提案をしていただく、1つかあるいは2つ、そして次のメンバーをまた選定して、いろいろな意見を聞く応援団にしていきたいということで、第2弾、第3弾はメンバーをかえて行っていきたいというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 最後ですが、こういう広告が入っているわけですね。これが今言う、通古賀区の関屋不動産さんが、こういう町ができますよという形でつくられているわけですが、先ほど市の広報に載せたという話だったんですが、私が思っているイメージ、市の広報にはいろんな、通古賀のことについてはたくさん載せられていると思うんですが、私のイメージとしては、こういったような何かイメージ。で、先ほど民間がやっているの、難しいというお話がありましたけども、しかし市の総合計画の中の一つに、この通古賀の区画整理が入っているわけですね、組合施行ということで。そういった意味においては、まちづくりの市長の歳入増の中の1番、スタートに言われたのは、未利用地の定住化と書かれていまして、恐らくこのことをおっしゃっているんだろうと思うんですが、こういったイメージは市の広報に載ったんですか、何かホームページなんかにも載ったんですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 申しあげましたのは、都市計画等でここは用途がこんなになりましたよとか、ここには低層住宅が張りつきますよとか、そういう部分のホームページ等での広報はいたしておりますということでお答えしました。情報公開する時期でございますので、市長が言いましたように、可能な限り広報等にも載せたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。



暴力団抗争の激化を受け、暴力団組員の市営住宅の入居や公的施設の使用を制限する動きが広がっています。新聞等の報道でご承知のとおり、6月に佐賀市と熊本市で相次いで暴力団組長が殺害され、その報復と見られていますが、8月には福岡市中央区で指定暴力団の会長が射殺されました。その後、11月に暴力団抗争とは無関係の入院患者が病室で射殺されるという、極めて異常な事件が起きました。殺された自営業の男性は34歳でスポーツマン、消防団活動や地域ボランティアに熱心で、妻と子供2人の4人家族は近所でも評判の幸せな家庭でした。犯人は25日未明、お隣の大野城市で逮捕されましたが、その際にもけん銃を発射し、警察官に取り押さえられました。また、その前日の24日には大牟田市の病院前で暴力団組長が撃たれ死亡、発砲した男は逃走、さらに27日には久留米市のマンション駐車場で、やはり暴力団組長と運転手が殺されました。殺害現場はマンションや団地が立ち並ぶ住宅街の一角です。相次ぐこれらの抗争事件は、市民の日常生活を揺さぶり続けており、長引く厳戒態勢の中で、不安と緊張はピークに達しつつあります。暴力団本部がある久留米市では、暴力追放の決意を新たに、暴力追放市民総決起大会が開かれました。大会には市民ら約2,300人が参加、市暴力追放推進協議会会長の江藤市長が、「一連の事件は市民の平和への願いを土足で踏みじめる行為で断じて許せない、暴力団への怒りを一つにし、決して屈しない姿勢を見せつけよう。」と訴え、あらゆる暴力をなくすまで全力を尽くすとする決議文を採択しました。このような中、国土交通省は全国の自治体が管理しているすべての公共賃貸住宅からの暴力団排除を自治体に促すことを決めたとのこと。報道では、1、入居資格に同居家族も含めて暴力団組員ではないことを明記する、2、地元警察と連携して組員かどうかを確認し、組員の場合、警察官同行で入居拒否や明け渡し請求を行うなどが盛り込まれると見られています。既に大牟田市、またお隣の筑紫野市は、市営住宅から組員を排除する条例改正案を12月議会に提案されたと聞いております。これは事件が白昼に起きるなど、市民生活の場が脅かされている事態を重視し、暴力団廃絶に向けた強い姿勢を示すのがねらいで、改正案では、新たに入居を希望する世帯全員の氏名を県警に照会し、組員であることがわかれば入居を認めない、入居中でも組員と判明すれば明け渡しを求める。県警との協力締結を得て、早ければ来年2月から施行されるとのこと。また、暴力団対策法による公的施設の使用制限は、北九州市が平成8年から実施しており、福岡市も来年4月から行う予定です。

以上、県内の状況について述べさせていただきましたが、本市における組織暴力への対策と取り組みにつきまして、1つ、市内の暴力団関係者の実態について、2、入居や使用に関し条例改正の予定はあるのか。

以上、お尋ねします。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 暴力追放における太宰府市の取り組みについてご回答申し上げます。

本市におけますところの組織暴力への対策と取り組みといたしましては、平成7年度から太宰府市暴力追放推進市民協議会を設立をいたしまして、市民が安心して生活できる暴力のない

明るく住みよい町にするために、広く市民に暴力追放に関します理解を求めますとともに、各種団体の協力のもとに市民運動を推進してまいりました。また、平成18年4月からは、市民生活に悪影響を及ぼすような不安あるいは脅威、あるいは危険などを未然に防止し、市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、安全・安心のまちづくり推進条例を施行いたしました。本年11月28日には、警察、行政、消防などで、筑紫地区安全安心まちづくり推進協議会を発足させました。毎月第2、第4金曜日を一斉街頭活動の日と定めまして、地域での安全パトロールに取り組んでおるところでございます。

今後とも、筑紫野警察署と連携しつつ、暴力追放に取り組んでまいりたいと思っております。

1点目の市内の暴力団関係者の実態につきましては、部長の方から報告をさせます。

次に、入居者でありますとか使用に関し条例改正の予定についてでございますが、市営住宅の入居者でありますとか、あるいは公共施設の使用に関しましては、暴力団関係者の取り扱いについて条例で規制することにつきましては、今後警察署等々関係機関との連携あるいは協議調整しながら、施設ごとに調査検討してまいりたい、このように思っております。

以上でございます。詳細については部長の方から回答させます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 市内の暴力団関係者の実態についてであります。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴力団対策法に規定する暴力団員等の個別状況は、市といたしましては把握できておりません。

また、ここ数年の行政に対する暴力団からの不当要求行為や市民からのご相談も、具体的にはあっておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、今回の私の質問に関しまして、趣旨といいますのは、昨今のこの暴力団抗争というのが対岸の火事ではないと、いつこの太宰府市で起きても不思議ではないというところから始まりまして、我々こういった議会また行政にかかわる立場としましても、その中から何らかの利益、あらゆる形で存在、介在しておるところの組織暴力に対しまして、利益になるものは一切行ってはならないという考え方から、このような質問をさせていただきました。

その中で、先ほど登壇した分でも申しましたけれども、いろいろと条例改正の動きがあっております。ただ、その中で、本市にとりまして、いわゆる市営住宅というものは、数も一番少のうございますし、またいろいろと目的を持ったものであるということも承知いたしております。その中で、先日、私総務文教常任委員として、委員会あったんですけども、ちょっと補正予算の中でもその辺のところはなかったので、去年、ちょうど1年前ですが、市営住宅に関しましての質疑が委員会であっておりますので、そこら辺をちょっと確認しましたら、現在

の空き状況ですね、36戸中、1年前ですね、1戸と、そうして、ざっと言いますと、全世帯の半数ぐらいが滞納をして、毎月督促状を持っていつているような状況だということですが、現在も余り変わりはないのでしょうか。ちょっと確認したいんですけど。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 1年前にご回答したと思いますが、その状況等は変わっておりません。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） この条例の、市営住宅管理条例の中にもありますけども、やはり、第5条ですかね、明らかに住宅に関して困窮しておられる方ということもありますし、私また言いますが、この件に関しましてですね、そういうふうな困窮された方を対象にするものではなくありません。しかし、先ほど言いましたけども、いわゆるその世界におきましても、しのぎと申しますか、やりくりも苦しい階層も多々おるように聞いております。そういった中で、そういったところが、よく温床と申しますか、先日からありました襲撃事件の容疑者等も、そういったところに一時期おったとかというふうなことも、報道の中で見聞きしております。そういったところで、市としまして、ぜひその辺のチェックと申しますか、その辺の区分けですね、やはりそういった者はノーという強い態度を貫いてほしいと思います。

続きまして、先ほどちょっと聞いた中で、公共施設ですね、公共施設につきまして、中央公民館を初めとしてですね、いろいろあるんですけども、具体的に、いわゆるそういうふうな関係者等を規制するような条文というのではないわけですね。で、これが必要かどうかということとは、これから議論することかもしれませんが、先ほど言いましたような、北九州市また福岡市、それから今度行橋市ですね、行橋市もこれは、市営住宅及び公共施設に関しまして、早ければ来年1月からですか、通ればですね、12月議会を。そういうふうな動きもあるように聞いております。

で、私今ここで言うております暴力団と申しますか、いわゆる非合法活動ですね、の中には、やはり、例えばマルチ商法等、いわゆるしのぎは何でもいいわけですね。そういったもので、最初のごく一般人を装って公共施設を借りて、そうして押さえとってですね、そしていざ始まると、カーテン全部閉め切って、何か怪しげな講習、例えば医薬的な効能をうたってはひっかかるからだめですよとか、そういったことをやる時は、そういうところを利用するわけですね。これは公民館レベルなどでもたまにあると聞いております。何かそういうふうな事例というものは、市が把握されておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほども私の方からご答弁いたしましたけども、行政に対する不当要求行為に対しましては、太宰府市不当要求行為等の防止に関する要綱というのを定めておまして、その際の事務フローも定めております。で、その対策委員会も、総務部長が委員長になりますけども、設置しておまして、この間そういう報告はあつてないということで把握しておりますので、それぞれ施設の方でもあつてないということで思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 実は私も、この施設、あるいはこの入居等に関しましても、別に具体的な情報を持っているわけではありません。ちまたにそういうふうな、昔は何々とかという方というのは結構おられまして、普通のつき合い等というのはもちろんあるんですけども、そういった組織云々というのは、数年前、一部五条の方でという話、うわさは聞いたことございますけども、その後の話も入ってこないところを見ると、主だった活動というのはないのかなと思っているようなところではあります。

そこで、この、もちろん防犯ですね、暴走また防犯ということは、2つあると思うわけですね。いわゆる資金の供給を絶つ、もう一つは人的な供給を絶つということですね。資金は、これはもう、団体というか、生きていくためにいろんなことすると思うんですけども、まずはそういうふうな構成員なるものを供給しないこと、もっと言いますと、要は青少年の健全育成というところにつながっていくと思います。最近大分活動はおさまりましたけれども、いわゆる暴走族ですね、暴走族なるものの一部が、そういうふうな準構成員あたりと接触を持って、そして次第次第にそういうところに引き込まれていくと、おまえちょっと来て電話番せんかというふうなところから始まって、気づけば、もうなかなか抜けられない状態になっていくというふうなことが、こういうことはもう実際にあります。で、こういったことに対しまして、行政また、行政といいましても、やっぱり警察ですけれども、しかし警察だけではだめだということで、民間のボランティア、保護司とか、あるいは補導連絡協議会とか、またPTA、子ども会等も協力しまして、いろんな活動をやっております。

その中で、ちょっと1つ聞きたいんですけども、この更生保護に関しまして市の方とされましてもいろいろと、例えば今言いました保護司会、また補導連絡協議会とかですね、そういったところにもいろいろと便宜また協力等されておられます。いや、よく存じておりますけれども、例えば犯罪を犯した人ですね、出所、刑を終えた方とか、あるいは仮出所等々で保護観察とかですね、そういった方が現におられるんですけども、今ご承知のように、大変就職状況も厳しいところです。ましてや、やはりそういった過去といいますか、何かがありますと、なかなか就職することが難しい、ということは収入もない、もうどうかすると、親も一切関係ない、帰ってくるなというようなところも多いわけです。そうすると、やっぱりもう、何かをせないかんということで、また同じ犯罪に手を染めたり、一たんは切ったはずの、またそういう組織の門をくぐったりすることがあります。何とかここを、この負の連鎖ですね、これ断ち切って立ち直す更生保護をしていかなきゃいけないんですけど、一つの方法としてですね、協力事業主と言われるんですけども、こういうふうな更生保護の観点から、特にこういった少年ですね、少年等、少年に限りませんが、例えば建設、土木等々ですね、雇って、非常に前向きにですね、良心的に雇って、その更生を助けている、そういうふうな事業者というものはたくさんございます。昨日も武藤議員の方の質問にもありましたけども、大体小さなところ

ろが多いんです。そういったところというのは、本当にほんの二、三人、家族経営みたいなどころでしているところ多いんですけど、ぜひともですね、そんなふうなものを、何かのプラス点としてですね、例えば指名等々があったら、何かそんなところは考慮していただけないかなと思ったりするんですが。少しこの通告の内容からそれですけど、関連するということで、そんなことは可能なのかなというところをお答えいただけたらと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今児童更生しております法務省の管轄だと思えますけれども、そういった方々が市内にもおられます。職員の中にも、そういった状況等で活動している職員もおります。しかしながら、これは秘密裏にやはり行くと、人権の問題等々がございます。更生する場合であっても、市行政としては、そのことについて情報もありませんし、またするすべも、必要ないだろうというように思っております。そこはそこの中で、それぞれの中で、そのことは法務省あたりと連携しながらやられておるというように思いますので、私どもは地域の中で支える部分として、そういった状況、環境づくりをしていくのが行政の役割ではないかなと、安全・安心のまちづくり推進条例でありますとか、あるいは協議会でありますとか、そういったところが行政の役割ではないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） いろいろ難しい問題があることは承知しておりますけれども、本当にそういうふうな組織とか、ものから縁を切った方というのは、やはり社会が何らかの形で支えていくべきだと、私はそう思います。

最後に、市長、本当に20年ぶりにこの4月に市民の意思を持って選ばれた市長として、この暴力追放という重たい、しかし喫緊の問題に対しまして、ぜひともひとつお考えをもう一度お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は回答いたしましたように、この組織暴力団の対策、取り組みにつきましては、平成7年度から太宰府市暴力追放推進協議会が設立されて、今日にあるわけでございます。私どもは安全で平穏な日常生活や事業活動に脅威を及ぼす暴力団存在そのものを否定します。その取り組みのもとに、私は行政運営も含めて、あらゆる施設、あらゆる市民の安全・安心のために、微力でございますけれども、自分の力を注いで頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ありがとうございます。本当にこの暴力追放ということ、組織暴力というものは、衆を頼みあるいは不法な武器を所有し、市民の生命と財産を脅かすものです。個人では到底立ち向かえません。これにはいろんな、体育協会、文化協会やら、あるいは商工会、あるいは行政区、もう、いやすべてですね、団体、市民すべてが団結し、決意を持って立ち向かうことが必要です。市長の今後のリーダーシップに大いに期待しますとともに、我々議会

としましても、大いにこの問題に対して前向きに取り組んでいくべきであることを申しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月18日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（5日目）

[平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成19年12月18日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第82号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第83号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第84号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第85号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第86号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第87号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第88号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第89号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第90号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第91号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第92号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第93号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第13 議案第94号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第14 議案第95号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第15 議案第96号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第16 議案第97号 太宰府展示館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）

- 日程第17 議案第98号 太宰府市女性センターミナスの指定管理者の指定について（環境厚生  
常任委員会）
- 日程第18 議案第99号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について（環境厚生常  
任委員会）
- 日程第19 議案第100号 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会）
- 日程第20 議案第101号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第21 議案第102号 太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第22 議案第103号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員  
会）
- 日程第23 議案第104号 政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部  
を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第24 議案第105号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について（環  
境厚生常任委員会）
- 日程第25 議案第106号 太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について（環境厚生  
常任委員会）
- 日程第26 議案第113号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務  
文教常任委員会）
- 日程第27 議案第107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（各常任委員  
会）
- 日程第28 議案第108号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につ  
いて（環境厚生常任委員会）
- 日程第29 議案第109号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（環  
境厚生常任委員会）
- 日程第30 議案第110号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
（環境厚生常任委員会）
- 日程第31 議案第111号 平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経  
済常任委員会）
- 日程第32 議案第112号 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設  
経済常任委員会）
- 日程第33 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願（建設経済常任委員会）
- 日程第34 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第35 意見書第7号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書（環境厚  
生常任委員会）
- 日程第36 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて（総務文教常任委員会）



- 日程第37 発議第4号 特別委員会（みらい基金創設特別委員会）の設置について
- 日程第38 発議第5号 特別委員会（JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会）の設置について
- 日程第39 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について
- 日程第40 議員の派遣について
- 日程第41 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 6番  | 力丸義行 | 議員 |
| 7番  | 橋本健   | 議員 | 8番  | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番  | 門田直樹  | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治  | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 安部陽  | 議員 |
| 15番 | 佐伯修   | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂  | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

|                 |      |                  |      |
|-----------------|------|------------------|------|
| 市長              | 井上保廣 | 副市長              | 平島鉄信 |
| 教育長             | 關敏治  | 総務部長             | 石橋正直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長           | 関岡勉  |
| 健康福祉部長          | 松永栄人 | 子育て支援<br>担当部長    | 村尾昭子 |
| 建設経済部長          | 富田讓  | 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古川泰博 |
| 教育部長            | 松田幸夫 | 監査委員事務局長         | 木村洋  |
| 総務・情報課長         | 木村甚治 | 経営企画課長           | 今泉憲治 |
| 市民課長            | 武藤三郎 | 福祉課長             | 新納照文 |
| 都市計画課長          | 神原稔  | 上下水道課長           | 宮原勝美 |
| 教務課長            | 井上和雄 | 学校教育課長           | 松島健二 |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 浅井武  |
| 書記     | 花田敏浩 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第16まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第16、議案第97号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第16までを一括議題とします。

日程第1から日程第16までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託されました議案第82号から議案第97号までについて、その審査内容と結果を一括して報告をいたします。

まず、議案第82号から議案第85号の補足説明を受け、このうち太宰府市体育センター、太宰府歴史スポーツ公園、太宰府市立大佐野スポーツ公園については、公募による指定管理者で、期間を平成20年4月1日から平成23年3月31日の3年間とし、それぞれ民間の業者を指定管理者とする。いきいき情報センターについては、公募によらない候補者として、これまで同様、太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者とし、指定管理期間を平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間とするとの説明がありました。

議案第86号から議案第94号までは、太宰府市立の9つの共同利用施設でこれまで同様、各行政区の自治会を指定管理者とし、指定管理期間を平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間とするもの。

議案第95号については、太宰府市民図書館の指定管理者をこれまで同様、公募によらない候補者として太宰府市文化スポーツ振興財団とし、指定管理期間を平成20年4月1日から平成

22年3月31日までの2年間とするもの。

議案第96号及び議案第97号については、太宰府市文化ふれあい館を太宰府市文化スポーツ振興財団に、大宰府展示館を古都大宰府保存協会にこれまで同様、公募によらない候補者として指定管理者とし、指定管理期間を平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間とするものとの説明がありました。

委員からの質疑の主なものとして、いきいき情報センター、太宰府市文化ふれあい館、大宰府展示館を公募によらない指定管理者の候補者とした考え方とその経緯について、また指定管理者とした企業に地元雇用していただくよう要請しているのか、今後指定管理者の公募を行う際に何らかの形でNPOや市民団体が参入しやすくなれるような制度的なバックアップ等を考えてあるのか等について質疑があり、まずいきいき情報センターについては、使用形態、市民の利用の取り扱いが多岐にわたっており、太宰府市文化スポーツ振興財団の経過、実績等で判断した。太宰府市文化ふれあい館については、10年間のノウハウ、ネットワークを持っている太宰府市文化スポーツ振興財団に委託することが市民サービスにつながると判断した。大宰府展示館についても、古都大宰府保存協会に委託することがより目的に沿った管理運営ができるという判断により指定管理者に指定をしたとのことでした。

地元雇用については、現在でも地元雇用を行っており、地元雇用を優先していることを確認しているとのことでした。

また、将来的に指定管理者を指定する際、地元市内の団体等と随意契約を結んでやっていく方法も視野に入れながらやっていきたいと考えてはいるが、いつから行うとは明言はできないとの回答がありました。

そのほかにも、委員から多くの質疑がありました。

質疑を終え、討論では、議案第85号でいきいき情報センターの指定管理者について、太宰府市文化スポーツ振興財団に職員を派遣して兼務として業務を行わせているが、行政内部の職員数が定数減となっており、職員採用も行われていない中で、いつまで職員の派遣を行うのか、機構の見直しを行うことの検討を要求しての賛成討論がありました。

その他の議案についての討論はありませんでした。

採決の結果、議案第82号から議案第97号については、全議案、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第82号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第83号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第84号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第85号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第86号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第87号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第88号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第89号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第90号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第91号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第92号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第93号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第94号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第95号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第96号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第97号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第82号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第83号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第83号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第84号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第84号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第85号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第85号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第86号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第86号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第87号「太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第87号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第88号「太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第88号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第89号「太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第89号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第90号「太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第90号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第91号「太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第91号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第92号「太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第92号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第93号「太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第93号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第94号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定に



ついて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第94号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第95号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第95号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第96号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第96号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第97号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第97号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17と日程第18を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第17、議案第98号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第18、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17及び日程第18を一括議題とします。

日程第17及び日程第18は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第98号及び議案第99号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第98号につきましては、太宰府市女性センタールミナスの管理運営業務を行う指定管理者に、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を候補者として選定したために、議会の議決を求められたものです。その候補者選定の理由については、市長の提案理由のとおりでありましたが、委員会における補足説明において、太宰府市文化スポーツ振興財団がこれまで行ってきた管理運営面において十分な実績があること、資格取得事業、就業支援事業、趣味教養事業、男女共同参画事業など多種多様な事業を行い、市民の活動拠点の役割を果たしていること、こうした各種事業を運営していくには、これまで培ってきた経営のノウハウや実績が必要であることから、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定したとのことでした。

次に、議案第99号につきましては、太宰府市立老人福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者に社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を候補者として選定したため、議会の議決を求められたものです。その候補者選定の理由についても、市長の提案理由のとおりであります。その候補者選定の理由についても、市長の提案理由のとおりであります。委員会における補足説明において、当該団体は高齢者に対する健康増進、ふれあい、見守り等で最も深い関係がある団体であるということで、指定管理者として選定したとの説明がありました。

また同時に、この2議案については、平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）にて債務負担行為補正ということで、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間の債務負担行為としてそれぞれ追加しているとの説明を受けました。

議案第98号及び議案第99号の質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第98号及び議案第99号については、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第98号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第99号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第98号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第98号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第99号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第99号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19から日程第22まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第19、議案第100号「市道路線の廃止について」から日程第22号、議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第19から日程第22までを一括議題とします。

日程第19から日程第22までは建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第100号「市道路線の廃止について」から議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」審査内容と結果を一括して報告いたします。

議案第100号及び議案第101号の審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

最初に、議案第100号「市道路線の廃止について」報告いたします。

今回提案されました市道路線の廃止は3路線です。いずれの路線も地域再生道路改良により、起点・終点が変わることから廃止され、この後に報告します議案第101号で再認定されるものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第100号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号「市道路線の認定について」報告いたします。

まず、北谷・御笠線は県道筑紫野・古賀線の4車線道路改良に伴い、筑紫野・古賀線を全線市道として今回認定し、道路改良工事完了後に一度全線を廃止し、県道部分と市道部分に管理区分され、市道部分を再度認定する予定になっているとのこと。

次に、半田・久保田線は通古賀地区の都市再生整備計画に基づいて整備された路線です。迎田・芹田線は佐野土地区画整理事業により一部廃止となっていた路線です。

そのほかの3路線については、議案第100号で一度廃止し、本議案で再認定するものです。

本議案についても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第101号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号「太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について」報告いたします。

本議案については、市内の豊富な観光資源を楽しく、ゆっくり回遊できるよう滞在型観光にシフトする観点から、宿泊施設を誘致し、本市の産業観光の振興を図り、経済の活性化に結びつけるために条例制定をするもので、先進地等も参考にしながら、宿泊施設設置に対する具体的な支援方法を条文化したものと執行部から補足説明がありました。

本議案に対して委員から今後どのようなアクションを起こしていくのかとの質問に対し、今後設置の情報があれば、積極的に誘致や雇用を含め相談、協議に乗っていきたい。また、市のホームページでもお知らせしていくことや、JR太宰府駅（仮称）構想の中でも、一つの軸として進めていくとの回答でした。

また、奨励金の金額や厳しい財政の中で財源は大丈夫なのかとの質問に対しては、金額については規制にゆだねており、その年度分の固定資産税を支払っていただき、その後、5,000万円を限度に還付するとのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第102号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案については、11月に温泉つき宿泊施設から公共下水道への接続の申し出があったが、その条例に温泉汚水の項目がなかったため、今回一般汚水とは別に温泉汚水の項目を設けて料金を設定するもので、料金については筑紫野市の料金を参考にすると執行部から補足説明がありました。

本議案に対して委員会からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第103号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第100号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第101号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第102号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第103号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第100号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第100号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第101号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第101号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第102号「太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定について」

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変申しわけございません。通告をいたしてなくて許可をいただきました。

私は、この太宰府市ホテル等設置奨励条例については賛成をいたしますが、この条例案が市民の方々に余り内容的に理解をいただいていないような、私の方に電話が何人かからありました。今まで太宰府市としては滞在型を望み、どのように市内の活性化を図るかということで、以前からこのホテル設置を希望していたという説明をしているところですが、固定資産税のこういう奨励についてがなかなか理解がいかないようですが、やはり将来にわたっての税収にもなることですから、そのことを議会の場で明らかにしておきたいと思ひますし、また担当部にもいろんな市民の方々からいろんな一方的なそういう問い合わせもあると思ひますが、将来の太宰府市の発展のためにこういうホテル等設置奨励条例ができていくということの説明もいただきたい。

それからまた、以前私もこの太宰府市に滞在型の問題で一般質問させていただいたこともありますが、将来にわたってはやはり民宿、そういうものもできれば奨励するようなですね、制度もつくっていただいて、大規模なホテルも必要ですけど、身近な民宿制度的なものにも奨励するように今後も検討課題としていただくことをお願いをして、賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時34分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第103号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願ひます。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第104号 政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第23、議案第104号「政治倫理の確立のための太宰府市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第104号の審査内容と結果を報告いたします。

本議案は郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の用語の改正及び削除等を行う必要が生じたため、条例の一部を改正するものであるとの補足説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第104号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~



日程第24と日程第25を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第24、議案第105号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」及び日程第25、議案第106号「太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第24及び日程第25を一括議題とします。

日程第24及び日程第25は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第105号及び議案第106号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第105号につきましては、筑紫地区介護認定審査会については、平成11年より設置しており、設置の段階において筑紫地区4市1町の協議により事務局を持ち回りとしており、太宰府市の担当が平成17年、平成18年度にて終了したことに伴い、今回この条例を廃止するものです。

次に、議案第106号につきましては、住居表示審査委員会の委嘱先機関について、郵政民営化法の施行に伴い、条例の整合性を図るものです。

議案第105号及び議案第106号に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第105号及び議案第106号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第105号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第106号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第105号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第105号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第106号「太宰府市住居表示審議会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第113号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第26、議案第113号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第113号の審査内容と結果を報告いたします。

本議案は本年8月に人事院の給与勧告が行われ、その給与勧告に準じて条例の一部を改正するもので、若年層に限定した給料表の改定、扶養手当の500円引き上げ、勤勉手当を年間の月数で0.05カ月引き上げるものとの補足説明がありました。

質疑では、扶養手当が引き上げられる分で大体対象人員が何名で、金額が幾らになるのか、

また勤勉手当が引き上げられ、100分の75になった場合はどういう計算方式で、これが大体補正予算の中にどのくらい計上されているのかとの質疑があり、扶養手当については大体対象となる子供が約200人あり、2人子供が該当すると仮定すれば、職員は100人が該当するような形になり、金額としては111万6,000円が増額となる。

勤勉手当の改正に伴う分については、711万5,000円が増額となることを確認しました。

その他、関連した質疑を行いました。

討論では、市の職員給与費についての説明を受け、昇給が停止しているという状況の中、本当にわずかな部分での今回の人事院勧告の実施について、このようなやり方は好ましくないということをつけ加えた上での賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第113号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ただいま委員長から、私が委員会で発言した内容を報告いただきました。9年ぶりに公務員の給与の引き上げが行われました。9年間据え置かれておりましたが、9年ぶりに引き上げられた内容については、やはり全公務員を対象とすべきところをです、一部の職員の給与の引き上げで、昇給停止になっておる部分、職員の該当者もないとか、そういう様々な問題点もありまして、私は委員会で当然給与の引き上げには賛成もしなきゃいけません、こういう格差をつけて行った人事院勧告の完全実施を行ったことについて批判をした上で委員会では賛成をしていることを改めて、委員長報告では委員会の審議内容でだれがどういう発言をしたかというのがありませんでしたから、ここで改めて私はこういう給与改定について一部分だけを引き上げ、全職員の給与の引き上げを行わなかったことについて反対という表明をした上で賛成をしておりますので、そのことを改めて本会議の場で申し述べておきたいと思えます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第113号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第107号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第27、議案第107号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 各委員会に分割付託されました議案第107号について、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

まず、歳出の主なものにつきましては、一般会計職員給与費について、人事院勧告及び10月1日付の機構改革による調整分として、給料が1,346万1,000円の減額、職員手当が1,529万3,000円の増額補正が行われております。そのうち、人事院勧告に伴うものとしては、給料が36万3,000円、その対象者が25人、扶養手当の引き上げに伴う分として111万6,000円、勤勉手当の引き上げに伴う分として711万5,000円の増額補正が行われていることを確認いたしております。

その他、10款2項1目教育費の小学校費、施設整備関係費の工事設計監理等委託料は、水城小学校管理棟の校舎の改修工事並びに水城西小学校の給食室の増設工事分として560万円、各校校舎等補修工事は来年度クラス増が見込まれる水城西小学校の教室の改修工事、国分小学校の高圧ケーブルの補修工事分として360万円がそれぞれ増額補正されております。

このほかにも、入札減等による減額補正が行われております。

歳入の主なものにつきましては、1款1項1目現年課税の市民税について、今年度から市民税の税率が一律6%となったため、歳入予算計上の予測が難しく、当初の歳入見込みから差が生じたこと、団塊の世代の退職手当課税分が増えなかったこと等により2億5,000万円が減額補正されております。

18款1項1目基金繰入金の財政調整資金繰入金について、公的資金補償金免除繰上償還対象分として2億8,465万円が増額補正されております。

債務負担行為補正では、各施設の指定管理料が計上されております。

主な質疑としては、10款2項1目の学校管理費の委託料、工事請負費について具体的にどのような委託料、工事になるのか。委託料については水城小学校管理棟校舎の耐震工事に係る設計監理委託ほか、工事請負費は、水城西小学校の教室改修工事については来年度2クラス増となる見込みのため、現在ある教室を普通教室に改修する工事、国分小学校の工事とは高圧ケーブルの補修工事となるとの説明がありました。

10款3項1目の学校管理費の中学校管理運営費の役務費の弁当配送手数料について、ランチサービスの利用見込みが少なかったため減額するものとの説明があったが、現在のオーダー数の月平均数について質疑があり、多い月で230人ほど、少ない月で160人ほどが申し込みをしており、平均すると210人程度が利用していることになるとの説明がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第107号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出では3つの事業についての補正がなされております。

その主なものとしては、8款4項2目公園事業費の公園新設関係費で、高雄公園の事業費が全額補助対象となっていることから、委託料の執行残を工事費に組み替えるとの説明がありました。

次に、歳入の補正についてです。

18款1項1目の基金繰入金の佐野土地区画整理事業基金繰入金は、保留地等の基金を事業に繰り入れるための基金であること、21款1項3目の土木債は地域再生基盤強化事業の市債が確定したために増額補正するとの補足説明がありました。

また、繰越明許費については、通古賀地区都市再生整備事業については、道路改良に伴う用地買収及び移転補償の協議に相当の時間を要したこと、高雄公園新設事業については、設計は進んでいるが、場所等を考慮して、さらに中身を検討していることから、年度内の工事が困難であるという理由で計上されております。

委員からは、さしたる質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、議案第107号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告します。

今回の補正における主な内容は、歳出において3款1項1目国民健康保険事業特別会計の職員給与費及び出産育児一時金の補正に対する繰出金の増。

同じく2目、対象人員、利用者、回数等の減に伴う老人福祉費の減。

3目、11月からのタクシー運賃値上げによる障害者対策費の増。

4目、本年度中に地域活動支援センターの設置が見込まれないこと等による障害者自立支援費の減。

8目、納付通知書送付に係る後期高齢者医療関係費の増。

3款2項2目、対象者数増加に伴う児童手当の増。

同じく5目、医療費の増加に伴う乳幼児医療対策費の増。

4款2項2目、委託世帯数が増加したこと等による塵芥収集運搬委託料の増。

同じく3目、両筑衛生施設組合負担金確定による負担金の減などが補正されております。

歳入については、主に歳出に伴う補正となっております。

質疑では、3款1項8目の後期高齢者医療関係費での需用費、役務費の計上に関連し、納付通知書、保険証の送付以外に対象者に行政区ごととかで説明会をするのかという質問に対し、執行部から全地域的な説明会の予定はないこと、それにかえて対象者ごとにダイレクトメールでわかりやすいパンフレットを送付すること、また希望される団体や地区に対しては、出前講座という形で準備している旨の回答がありました。

3款1項2目の在宅老人対策費の緊急通報装置給付費の減額補正について、緊急通報装置の再利用により減額されたとの説明に対し、具体的に説明を求めたところ、古くなった装置は再生でき、新品であると5万3,000円ほどするところが、再生すると8,000円弱ぐらいで設置できるので、経済効果だけでなく、環境面も考慮して再利用を優先する形で取り組んでいるとの回答を得ました。

同じく2目の在宅老人対策費の給食サービス委託料で減額補正となっているが、利用者が減ったのか、当初の見込みから利用者実数が少なかったのかの説明を求めたところ、民間の給食

サービスに移行するケースがあり、手配数が減ってきたというのと、当初の見込みが若干多目であったことの2点が原因であるとの回答を得ました。

などの質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第107号の当委員会所管分につきまして、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時59分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

議案第102号の件につきまして、建設経済常任委員長の報告の中で訂正がありますので、17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 先ほどですね、おわびと訂正をしたいと思います。

先ほどの議案第102号の委員長報告の一部を訂正させていただきます。

私は「5,000万円を限度として還付する」と報告いたしました。それを「5,000万円を限度に奨励金として交付する」と訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 田川議員からの委員長報告の訂正を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28から日程第30まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第28、議案第108号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」から日程第30、議案第110号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第28から日程第30までを一括議題とします。

日程第28から日程第30までは環境厚生常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第108号から議案第110号につきまして、審査における主な内容と結果をご報告します。

まず、議案第108号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,418万7,000円の増額補正がなされており、歳出の1款総務費につきましては職員給与費の増及び高齢受給者証の差しかえに係る庶務関係費の増。

2款保険給付費につきましては、一般被保険者と退職者被保険者の高額療養費の組み替え及び出産育児一時金の増。

3款老人保健拠出金につきましては、決定通知による医療費拠出金の増。

9款諸支出金につきましては、決定通知による精算返還金の増の各増額に伴う補正であります。

歳入につきましては、歳出に伴う補正であります。

本議案に対する質疑はなく、討論もなく、議案第108号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第109号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ232万6,000円の増額補正がなされており、歳入は1款総務費につきましては、人事異動、人事院勧告に伴う職員給与費の増額。

2款医療諸費につきましては、財源組み替えに伴う補正でありまして、歳入の3款県支出金につきましては、県からの負担金の追加交付に伴う補正であります。

本議案に対する質疑はなく、また討論もなく、議案第109号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第110号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につい



て」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,396万7,000円の増額補正がなされており、歳出の1款総務費につきましては、庶務関係費の国県負担金の精算返還金の増額。

2款保険給付費につきましては、財源組み替え等に伴う補正であります。

歳入につきましては、歳出に伴う補正であります。

質疑で、2款2項5目の介護予防福祉用具購入費の増額について、福祉用具の利用者が増えたとの説明があったが、どんな種類の用具が増えたかの質問に対し、執行部より、内容によっても違うが、ベッド関係、車いす関係であるとの回答を得ました。

本案に対する質疑を終了し、討論はなく、議案第110号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

議案第108号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第109号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第110号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第108号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第109号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時24分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第110号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31と日程第32を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第31、議案第111号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第32、議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第31及び日程第32を一括議題とします。

日程第31及び日程第32は建設経済常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第111号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」一括してその主な内容と結果を報告いたします。

まず、議案第111号については、補正の主な内容は、財務省から借りている財政融資資金について、公的資金の補償金免除対象分について繰上償還が平成19年度からの3年間に限って許可が出されたために、5%以上の2件について7,957万7,000円を繰上償還するための補正と、浄水場の浄水業務の委託について平成20年から新たに3年間契約を行うことから債務負担行為を設定するとの説明がありました。

本案に対しては、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第111号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第112号についてです。補正の主なものとしては、北谷地区の下水道整備工事にかかわる補正が計上されております。これは北谷地区の下水道整備工事を平成20年度から平成22年度までの3年間を予定していたものが、このたび国庫補助額が追加されたために、平成19年度中に一部前倒しで工事を行うことになったことから、2億5,000万円計上され、その財源は国庫補助金9,000万円と建設企業債1億4,750万円となっています。

なお、この時期での計上であることから、工事については繰り越しする予定であるとのことです。

本案に対しても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第112号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

議案第111号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第112号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

議案第111号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決す

ることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時30分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第112号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第112号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願

○議長(不老光幸議員) 日程第33、請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」を議題とします。

請願第1号は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 9月の本会議で建設経済常任委員会に審査付託され、継続審査となっておりました請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、執行部からのその後の経過報告を受けました。

その内容は、9月と11月に筑紫野警察署と協議を行い、一方通行の規制はすべての車種が対象で、年間を通じて行わなければならないなど、大変難しいものであったとのこと。このため、児童・生徒の下校時間は天満宮第一駐車場を出る大型バスが左折をして、太宰府駅前交差点方向へ出る形ができないかと検討しており、これについては天満宮、商店街、地元の皆さんの理解と協力、駅前信号の通行時間など問題があるので今後協議を重ねていきたい。

通学路の安全確保については、学校長、PTA役員、五条区、五条西区の地区委員と協議をし、この道路が通学路であることを路面に表示をしてほしいとの要望が出されたので、五条か

ら学校入り口までの間に、往復計5カ所に通学路と路面標示をしたとの報告がありました。

次に、協議内容について報告いたします。

まず、大型バスの一方通行化に関しては、この請願に反対ではないが、大町地区の人と話をしたところ、ほとんどが反対とのことだから、現状のままではこの請願は無理ととらえているという意見や、クリアしないといけない問題がたくさんあるので、粘り強く了解をいただけるよう努力をお願いしたい。代案として、御笠川沿いに新しく道路をつくることはできないか。ゆめ畑の方の天満宮駐車場を大型バス専用としていただくよう天満宮に話はできないかなど、執行部に対する意見や要望が出されました。

これらの意見、要望に対し執行部から、登下校の時間帯を一方通行にすることはできないことはないが、相当の用意と準備が必要であると。また、御笠川沿いの新しい道路については、以前から市の方も構想があり、検討している。今後、可能なかどうか、総合交通計画の中に織り込むことも考えているとの回答がありました。

次に、通学路の安全確保に関しては、地元の区長さんが云々言ってもPTAが反対すれば何もできない。PTAはこの請願者になっていないので、そこら辺の地元のコンセンサスをつくるのが先ではないか。通学路を考えると学校関係者の中に入れて協議をしなければいけない。御笠川沿いを通学路にしてはどうかなどの意見が出されました。

全体的なものとしては、一番車の害を受けているのは五条地区である。何らかの方法で解決しなければならない。抜本的に改革するには相当の費用と地権者の協力が必要である。少しでもよくなる方法を引き続き考えていただきたい。住民が非常に迷惑していることと、子供たちが非常に危険な状態にさらされているので、配慮していただきたいなど執行部に対し要望が出されております。

以上、報告しました意見や要望が出尽くしたところで、委員から今後警察との協議がもっと必要であることと、天満宮や地元の協力など検討すべきことがたくさんあることから、継続審査とするのが妥当ではないかとの動議が出されました。

そこで、継続審査とすることを議題とし、採決を行いました。

その結果、請願第1号は大多数賛成で継続審査とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 私、この委員会も傍聴させていただきまして、大きな内容としては、今後関係団体とのさらなる協議が必要であるということ、また時間が非常にかかる事案が多いということ、しかしながら委員会の方向性を見てみますと、やはり何らかの方法をもってこの問題は解決していかなければならないだろうということで皆さんの御意見は一致しているように私は解釈をいたしました。したがって、紹介議員としてはこの請願の趣旨にはもう既に委員会の方向としてはご賛同いただいているものと思ひまして、この請願のもちろん趣旨には賛成、そして委員会の報告に対しては反対という立場から討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成17名、反対2名 午前11時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第34、請願第3号「後期高齢者医療制度に関する請願」を議題とします。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第3号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本請願の審査に入る前に、本請願の紹介議員でもある藤井委員より補足説明として、後期高齢者医療制度の問題に関し、太宰府市内の老人会会長さんのお宅を訪問したが、「そのような制度が始まることは知らなかった」というのも反応として返ってきた。「医療費が上がるのか」とか「病院にかかれなくなるのか」という不安の声が多数を占めていたという2点が挙げられました。

審査において、委員から、高齢化の進行による社会保障費の自然増が年々多額になっており、現在の少子化に歯どめがかからない以上、その時代に生まれた子供たちのために、また健康保険制度の破綻を防ぐために、一定の受益者負担はやむを得ないのではないか。また、財政

が厳しい本市の状況にあつては、現状では容認できないとの意見や、請願項目において減免制度等を検討することになると費用の発生もあり、その費用をどこから出すのかということもあり、市町村の方にも負担が厳しくなり、財政が厳しい太宰府市でもあるので、連携して見守っていくしかないとの意見が出されました。

協議が終わり、討論において、無年金で収入ゼロの場合でも、月額1,400円の保険料を払わなくてはならない。それ以外に病院にかかれば別途負担もかかってくるといったことから、問題点が多い制度であることから、国に対して当面中止、あわせて県広域連合に減免制度の導入を含めて本請願の趣旨だけは何とか採択していただきたいとの発言がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、請願第3号については賛成委員1名、反対委員4名の少数賛成により不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 所管委員会で慎重に審議をいただいたことについてはお礼を申し上げます。委員長の報告では、採決の結果、不採択となったということですが、やはり今全国自治体で9月議会、この12月議会で県議会や市町村でこの後期高齢者医療問題については中止を求める、見直しを求める決議が今300の自治体を超えました。そういう状況の中で、今委員長報告の中でこの医療費の負担が強まるというのはですね、それは今の医療の負担割合について大変な状況になるんですが、年金から天引きされた上に、医療も松竹梅という、こういう状況になるという内容も考えられますが、そういう内容が論議されたのが1点ですね。

それから、現実にはほんのわずかの年金で生活している方が滞納の場合、保険証を取り上げることにもなるという法律になっていますが、そういう内容が論議されたのかというのが2点目。

3点目は、保険料が2年ごとに見直されて、今の保険料が最終的には倍になるだろうというのを2日前の金曜日に厚生労働省が発表しました。このわずかな年金からどんどん2年ごとに見直していくという状況、それと同時に今の窓口負担が一挙にですね、1万2,000円から2万4,600円に、入院の場合は4万4,400円から6万2,100円に引き上げられるというね、年金ではもう当然払えない状況になっています。そうすると、年金から払えない。介護保険料も払えない。その上、滞納になれば保険証がもらえないような状況になるという制度になっているんですが、今日の世の中をつくっていただいて、太宰府のためにも頑張っていただいている、こういう方々に対するそういう制度だということも委員会の中で論議をいただいたのかどうか。

最後に、後期高齢者医療というのは、この太宰府の中では市長さんだけが委員であります。しかも、後期高齢者医療はもう年寄りに治療してもむだだと、だから終末医療としてできるだ

け念書をとって自宅で亡くなっていただきたいというのが後期高齢者医療の国会での答弁なんです。こういう後期高齢者医療に対してやはり中止を国に求めたいとか、福岡県後期高齢者医療の機関にやはり救済措置を設けていただきたいという意見書を上げてほしいということで、太宰府の市議会提出の議案第2号についても全国市長会、議長会でもそうですが、今委員長の言ったように、財政上、太宰府市の大変な負担になるので、今までの10年前の医療制度、社会保障制度を見たらわかるように、皆さん無料であった。それが1割負担になり、2割負担になり、3割負担になり、介護保険が入ってくるわ、今度は前期と後期という形で保険料が年金から天引きされるわ、行政の窓口はたまらない。その上に共済、それからそういう社会保険からも負担を後期高齢者に入れさせられる。こういう状況の実務が全部地方自治体に押しつけられて、国は補助金を削ってくるという、こういう部分になっているわけですが、こういう意見書を出したからといって、自治体から喜ばれることを太宰府市の医療の負担になる受益者負担の原則、財政上の負担があるからこれは採択できないと、そういう立場になったのか、私の意見とは全く別なんです。委員会としては私が今国会で明らかになったことを、地方自治体が大変な負担になることと、お年寄りにも大変な負担になるという問題を熱心かつ慎重に審議いただいたということでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

ただいまの武藤議員の御質問に対しまして、委員会としましては本会議で紹介議員より本請願の内容について説明をいただき、また委員会において紹介議員であられる藤井委員より補足説明をいただいて、その中で慎重に審査をいただいております。そういう中で委員の方からは、ただいま申し上げましたような意見が出て、その結果、少数賛成ということで不採択という結果になっております。

以上でございます。

（19番武藤哲志議員「再質問の許可を求めます」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、今私が尋ねた制度的な内容は具体的に審議もされずに、出された紹介議員からの経過と、それから委員から出された部分と、私が提起した内容については審議をされていないということなんですね。その辺どうでしょうか、委員長さん。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

そこら辺についてはですね、各委員さんそれぞれで自己の判断の中でされての質疑、協議においてされて、その結果がこういう決定になったと私は思っております。

（19番武藤哲志議員「そうすると、太宰府の……」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） これで今2回終わって3回目。

（19番武藤哲志議員「じゃあ、わかりました。後で討論しましよ

う」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本当に残念なことです。最終的にはですね、その請願をですね、最低でも継続にするぐらいの意見はなかったということですね。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） はい。そういう意見は出ておりません。先ほど報告しました意見が出ておるとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の質疑はこれで終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今所管委員会ではこの請願、後期高齢者医療制度のこういう部分については、委員会で採決の結果、不採択になったということですが、まず私はこういう後期高齢者医療制度が実施された場合、先ほど委員長さんに質疑をいたしました、窓口は大混乱が起ころうでしょう。わずかな年金から保険料を天引きされてですよ、本当に大変な中ですね、太宰府市の議会がこういう請願を不採択としたという結果になってくるとですね、より一層行政としても議会は請願を採択したんですが、国はこういう制度を実施したために皆さんには大変な負担になっていると、太宰府市の議会は本当に皆さんの立場に立っていたんですがというのは、天と地の差があるわけですよ。今言ったように、お年寄りに早う言えば大変な負担をかけた上に、早く死になさい。医療もお金も本当にですね、格差をつける、そういう後期高齢者医療制度。本当にお金がないと医療も受けられない、こんな状況です。ただし、今年金で生活できる実態じゃないと思うんですよ。本当にわずかな年金で生活していこうといたって無理な話。こういう状況の中で、私はこの請願については不採択すべきでない。やはり太宰府市は多くのお年寄りの方がおられますし、今後も前期、後期という形になりますので、この請願はぜひ採択すべきだという立場で、委員長報告の不採択には反対をし、請願を採択するための討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 先ほど委員長の報告からありました委員会の中で述べたことと重複する部分もありますけども、この請願第3号「後期高齢者医療制度に関する請願」について、この場で採択をしていただきたいという立場で討論いたします。

昨年の6月に通常国会でこの制度が法制化されまして、来年の4月から後期高齢者医療制度が実施されようとしています。しかし、先ほど武藤議員の方からもありましたけども、全く所得がなくても保険料が賦課され、無年金で収入ゼロでも福岡県では最低1,400円の保険料を払わなければならないという問題点があります。また、これまで医療制度が改正されるたびに窓口で自己負担が増え、そのたびに医療機関の受診を抑制して、最後に重症化して医療機関を受診して入院をして、結果として医療費を増やしてしまっているという悪循環も多くのところから指摘されております。高齢者の命を守る観点からも、この請願を採択していただきますようお願いいたします。討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） 次に、4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この後期高齢者医療制度については、以下の課題についていまだ十分な議論がされずに、来年4月からの実施が決定されています。

1、高齢者に新たな負担が生じること。特に低所得者への配慮に欠けていること。

2、従来の診療報酬とは別の体系に分けられるため、高齢者は受けられる医療が制限されたり、医療内容の低下が懸念されていること。

3、保険基盤安定制度への新たな公費負担、市町村の財政的、人的負担が多くなること。

これらの点を踏まえ、現在民主党より対案が出され、政府・自民党内においても議論がまとまっていません。障害者自立支援法のと きも課題が議論されずに施行されたため、親が障害を持つ子供を殺すなど、国民の混乱を招いた後で政府は改正案を出そうとしています。後期高齢者医療制度を含む医療制度改革関連法案は昨年6月に成立しましたが、その後の参議院議員選挙において国会の構成が変わった今、再度議論が起こっている中での強行実施は障害者自立支援法のときの二の舞になることが懸念されます。したがって、この制度についてはさらに議論を深める必要があり、現行の内容での実施については反対という考えから、請願の内容については賛成、委員会の採決結果については反対という立場での討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決します。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定をしました。

〈不採択 賛成4名、反対15名 午前11時56分〉

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 意見書第7号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第35、意見書第7号「民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第7号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第7号については、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
について

○議長（不老光幸議員） 日程第36、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました発議第3号について、その審査内容と結果を報告いたします。

この議案の審査については、12月7日の委員会では結論に至らず、委員会を散会し、14日の本会議散会後に改めて委員会を開き、審査を行いました。

委員会審査では、会派の調整がとれていないのではないかと感じがあり、議員全員に関係することなので、全会派の合意が必要であると考えている。また、この政務調査費の減額部分は、そもそも使っていない部分のことを言っているもので、実質的な影響はないのではないか。まずは会派で議会改革はどうあるべきかを根本的に考える、議論していくべきであると考えている。さらに、議会改革特別委員会をまずつくって、全員で論議できるよう、そういう方向性を持った方がいいと会派で話をしたなどなどの意見が出されました。

また、本議案の賛成議員からは、この政務調査費については、50%強ぐらいの執行率しかなかったものを自分たちの手で減額をし、自身がさらに研さんを重ねて、執行率が100%を超過するような状況になったときに増額するというのを検討するのが議会としてのあり方ではないか。

9月議会で提案したのは、予算編成に間に合うようにとの考えから、その時期に提案した。その後も2カ月ほどあり、十分会派で検討する時間はあったので、今会期中に結論を出す方がよいのではないかと考えているとの意見が出されました。

そして、14日の本会議散会后、再度委員会を開いた中では、これまでこの政務調査費について委員から、9月議会で継続審査となって以降、会派代表者会議、議会運営委員会、7日も委員会散会後に協議を行い、その中で発議提案を一度白紙に戻し、対案を検討するという案、そして一定の期限を設けて採決を行う案の2つの提案を行った。それを受け、全会派から前向きに、慎重に検討したいという意見が出されたが、結論には達しなかったという経過があり、もう少し時間を置きたいという意見と、採決すべきという意見で分かれている。この件については、全会派が真剣に考えていることは事実であり、結論をどうするかを委員長の判断をお願いしたいという意見、またこの意見を受け、3月議会で確実に結論を出すということで協議を続けていくことがいいのではという意見が出されました。

本議案の賛成議員からは、減額額を5,000円とした理由として、満額近く執行している会派もあったので、それに差しさわりのない程度の額が一番よいのではないかとということで決めたという説明がありました。

さらに、9月議会での継続審査となって今議会までの間、各会派でいろんな議論を深めてい

ただいたと思うが、そこがなかなか見えてこなかった。もし減額に賛成するのであれば、その額でよいと考えるのか、修正案があればこの12月議会に出してもらえないかと若干の期待をしていたという意見がありました。

執行部には、今12月議会で結論が出なければ、当初予算には現状の金額で予算化することとなり、その後結論が出て段階で6月に補正する、9月に補正する、あるいは決算で残った金額を繰越金という形にするなどの方法があることを確認しました。

意見を行う中で、継続審査を求める動議が出され、継続審査を求める動議を委員に諮った結果、継続審査に賛成が3名、反対が3名となり、委員会条例により委員長が可否を採決し、委員長は本議案を継続審査すべきとして、本議案は継続審査すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 提出者一同、原案可決を望んでおりましたけれども、継続審査に対し反対の立場から意見を述べさせていただきます。

ただいまの委員長報告によりますと、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」は、9月議会に引き続き今議会におきましても継続審査という結果になり、我々は誠に残念でなりません。今回の政務調査費減額に関しましては、6万7,000人の市民へできるだけ早く公表し、市議会の姿勢をアピールすべきではないかと考えております。今後は合意に向け、互いに冷静な意見を交換してまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、ご理解していただけるものとたく信じております。ぜひ今議会で可決していただきますことをお願いいたしまして、継続審査に対する反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 私は継続審査反対の立場から討論いたします。

（19番武藤哲志議員「ちょっと議事進行について」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、賛成、反対という討論者があれば、まず今賛成討論がありましたが、引き続き賛成討論になっておりますので、反対討論者を先に議長として討論の順位を変えていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 今までの通告では、橋本健議員と大田勝義議員だけでございます。

○19番（武藤哲志議員） 改めてここで反対討論があるかないかを議事進行上、議長に権限をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 今継続審査に反対、原案可決に賛成という討論がありましたが、継続審査に賛成の討論はございますか、ほかに。

じゃあ、12番の大田勝義議員が討論された後にほかにありましたらお受けいたします。

改めまして、12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 私は継続審査反対の立場から討論いたします。

この問題は9月議会で継続審査となりました。先ほど橋本議員の方から討論がありましたので、その部分は触れませんが、4月の総選挙で大きく取り上げられたのが財政問題です。第二の夕張になるのではないかと、市民の方に大きな不安を与えました。その中で、責任のとり方として、市長10%、副市長5%、教育長5%の給料の減額をされております。市民に対して大きな決断をなさいました。そこで、議会としての責任のとり方として、政務調査費の減額を太宰府新政会、太宰府市民ネット、2会派で提案をいたしました。議会改革特別委員会をつくって、その中で決めたらどうかという意見もありましたが、全国で政務調査費のあり方、使い方について大きな注目を浴びている中、ぜひ本会議で発議第3号の可決をいただけるようよろしくお願いいたします。

私の討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私はこの政務調査費の問題については、本当に各全議員で論議をいたしました、また、委員長にもお願いをし、議長にもお願いをし、この9月議会から12月議会、その間にもいろいろ各会派で論議をいただきました。私は継続審査に賛成をいたしませんでした。その結果、先ほど委員長が報告したように、可否同数になり、委員長が継続審査に同意をしたために継続審査になったわけであります。議会として政務調査費の問題は、全員で調査すべきであります。そのために2つの案が出てきました。1つは、やはり期限を区切ることにについて、私はこれに賛成をしたところであります。ところが、各会派ではもう少し全員構成に基づいて継続審査すべきだと、こういう意見が議会の中で過半数を超えたわけであります。その結果、継続審査になったことについて私は承知をいたしております。

今回、継続審査になりましたが、やはり提出者の意見もあるということで、私は委員会で継続審査に同意しなかったために委員長の決裁になりました。こういう状況ですので、私は次回までには全員で政務調査費が一致できるようにお願いをし、私は継続審査に反対したという形での表明を行っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、発議第3号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成10名、反対9名 午後1時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 発議第4号 特別委員会(みらい基金創設特別委員会)の設置について

○議長(不老光幸議員) 日程第37、発議第4号「特別委員会(みらい基金創設特別委員会)の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番(村山弘行議員) 発議第4号「特別委員会(みらい基金創設特別委員会)の設置について」、太宰府市議会会議規則第13条の規定により別案のとおり提出するものであります。

提出者は私、村山弘行、賛成者は中林宗樹議員、小柳道枝議員、大田勝義議員、清水章一議員、安部陽議員、佐伯修議員、田川武茂議員、武藤哲志議員であります。

本特別委員会は名称をみらい基金創設特別委員会、設置目的につきましてはまちづくりを推進するための基金を創設するため、付議事件につきましては、基金の創設に関する件でございます。

構成は20名をもって構成をし、経費につきましては予算の範囲内で行う。設置期間につきましては、基金の設置終了までとする。活動につきましては、本委員会は付議事件のため、議会閉会中も必要と認めた場合には、随時開催することができる、こういうふうに設置をするところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略いたします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時18分)

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会は、議員全員をもって構成し、基金の創設に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、議員全員で構成する特別委員会は基金の創設に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、議員全員を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指定いたしました議員全員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

(「暫時休憩を要求します」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時38分

○議長(不老光幸議員) 再開します。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩し



ます。

13時40分から特別委員会が開催されますので、全員協議会室にお集まりください。

休憩 午後1時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時14分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

みらい基金創設特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告します。

委員長に武藤哲志議員、副委員長に原田久美子議員が決定されました。

武藤委員長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

みらい基金創設特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 前議会からこのみらい基金創設、大変論議をしまいいりました。今期の選挙後、このみらい基金をどのようにするのかという形で論議をしてきましたが、本日全員構成による特別委員会、みらい基金創設特別委員会が設置されて、先ほど議長から報告されましたように、私と原田久美子副委員長が全会一致で承認されました。また、この特別委員会委員長選任後に今後の基金条例の創設準備委員会をどうするかというのが以前から課題になっておりましたが、行政から3名、関係協会などから3名、議会から3名という形で協議会を開きまして、福廣議員、それから力丸議員、後藤議員を議会から選出をしておりますので、執行部におかれましては早急に市、協会、議会と基金条例準備委員会の協議をお願いをしたいところでありまして、ところが、私みらい基金創設特別委員会ができたときに発言をさせていただきたいというふうに思っていた内容があります。それは以前から歴史と文化の環境税とのかかわりでどうするかと、行政と業者、議会、意見の中での歴史と文化の環境税の設置になったわけですが、やはり歴史と文化の環境税をよけて通るわけにはいかないと思います。ただし、担保という問題があります。その担保もほんのわずかな金額では担保にならないと思うんです。最低10億円の基金が必要じゃないかと思うわけでありまして、その10億円を集めるためにどのように議会や行政や関係者、市民、これが一体となるかという問題がありまして、私は委員として、どのような基金があるかというふうに考えておりましたが、ここであえて議長の許可をいただいて発言をさせていただきます。

1つは、いろんなイベントをやることです。まず、大きな企業にもお願いをしなければならないと思います。西鉄二日市から太宰府駅の一般の乗客に対して1人1円、1日1万円として365万円、西鉄に寄附をお願いするとか、それからやはり寄附をいただく場合は税法上の免除処置がとれるとか、九州国立博物館、大変な入場者がありますが、独立行政法人ですが、入場税をかけることができませんが、何とか九州国立博物館の入場者に対して入場税に匹敵する金額がもらえないかどうか。それから、やはり1月生まれから12月生まれの方がおられます。この20年後のあなたにという形でタイムカプセルを、できれば20年という形で2万円、本籍記載

の住民票添付の上に、20年後にあなたの願いを届けますと書いて2,000通入れることによって4,000万円、それを1月から12月までのタイムカプセルを設置することによって4億8,000万円という部分があります。これを今のインターネットで全国に発信をすれば、それから太宰府は歴史と文化の町です。こういう状況の中で記念切手を今独自に、郵政公社になりましたから発行することもできます。また、マスコットの販売、まほろば号ができたときに、まほろば号のマスコットが全国から注文があつてなかなか手に入らないというのがありました。やはりマスコットを販売する。それから、今どこのスーパーに行っても、そういうセブンイレブンでも募金箱が置かれていますが、歴史と文化の町という形でみらい基金として募金箱を置いていただく。そして、それをやはり常に集計していただくために、ボランティアや推進員を委嘱をする。それから、太宰府市民になっていただいたときには市民証を発行するか、亡くなられたときには市長名で太宰府で亡くなられた場合は弔電を発行する。ただし、手数料はいただくと、そういう本当に様々な事業をやっていく。そして、やはり企業にも控除、そして本当に知恵を出して、むだなこともあると思うんですが、真剣にこのみらい基金というのは議会が決めただけでは実施できないという状況です。だから、これを常に歴史と文化の町、太宰府として実施していくために、議会も全力を出していきたいと思ひますし、執行部の力もかりたいし、市民の協力なしにはできませんので、私はこれを必ず担保として知恵を出し合い、汗をかき、実現させる決意ですので、ぜひ皆さんの御協力と執行部、市民にお願いをすることをこの議場からごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（不老光幸議員） ありがとうございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 発議第5号 特別委員会（JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会）の設置について

○議長（不老光幸議員） 日程第38、発議第5号「特別委員会（JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） お手元に配付をいたしております発議第5号「特別委員会（JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会）の設置について」ですが、太宰府市議会会議規則第13条の規定により、別案のとおり提出いたします。

提出者は私です。賛成者については、各会派の代表者といたしまして、小柳道枝議員、大田勝義議員、清水章一議員、安部陽議員、佐伯修議員、村山弘行議員です。

理由については、JRの駅の設置及び周辺整備についての調査研究を行うためであります。裏面を出していただきたいと思います。

この特別委員会ですが、名称についてはJR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特

別委員会としたいと思います。

設置目的としては、まちづくりを推進するためのＪＲ新駅設置及び周辺整備に関する調査研究です。

付議事件といたしましては、ＪＲ太宰府駅（仮称）の設置及び周辺整備に関する件です。

構成については、10名をもって構成いたします。これについては各会派の代表者、そしてドント方式によって選出をいただきたいと思います。

経費については、予算の範囲内です。

設置期間については、調査終了までといたします。

活動については、本委員会は付議事件のため、議会閉会中も必要と認めた場合は、随時開催することができます。

約30年前、ＪＲ太宰府駅を設置するというＪＲの念書をいただき、今日まで大きな議題となっておりましたが、この特別委員会を設置していただき、太宰府発展のためにご努力いただくことをお願いし、提案いたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略いたします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時24分〉

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会は10人の議員をもって構成し、J R太宰府駅（仮称）の設置及び周辺整備に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、10人の議員で構成する特別委員会は、J R太宰府駅（仮称）の設置及び周辺整備に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

特別委員会の委員は委員会条例第5条第1項の規定により、2番藤井雅之議員、5番後藤邦晴議員、7番橋本健議員、8番中林宗樹議員、10番小柳道枝議員、12番大田勝義議員、15番佐伯修議員、16番村山弘行議員、17番田川武茂議員、18番福廣和美議員を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました10人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここでただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

J R太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に村山弘行議員、副委員長に橋本健議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第39 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について

○議長（不老光幸議員） 日程第39、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に中林宗樹議員、私不老光幸議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました中林宗樹議員、私不老光幸が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました。

ただいま福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

当選された議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(不老光幸議員) 以上のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 議員の派遣について

○議長(不老光幸議員) 日程第40、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第41 閉会中の継続調査申し出について

○議長(不老光幸議員) 日程第41、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましても、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成19年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午後3時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年2月25日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 門田直樹

会議録署名議員 小柳道枝